

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

中国国境地域の移動と交流：近現代中国の南と北

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-11-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 誠之 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/4800

第一部

移動のあり方、移動と交流・民族間関係

一 華人の移動とその目的

——世代・地域別比較の試み——

陳 天 璽

はじめに

中国語で「四海都有中国人」や「四海為家」というフレーズを見たり聞いたりすることがよくある。四海とは世界を意味しており、したがって前者は「世界どこにでも中国人がいる」、後者は「世界を家と為す」という意味になる。これらの言葉から、中国人は世界中どこにでもおり、しかも、どこへ行ってもそこを自分の居場所とする傾向があることがわかる。中国人たちは国境を越え世界中に移動しており、海外に移住した中国人（おもに漢族）は華人と呼ばれる。本章では、「移動の民」ともいえる華人に注目し、彼らが移動することになった理由、そして移動することによってなにを手にいれようとしているのかなど、移動の目的を明らかにしてゆく。また、それらを出身地域別だけでなく世代別に比較・整理することを試みる。

具体的には、韓国、香港、アメリカの華人のケーススタディーを取り上げるが、それぞれ二〇世紀初頭、中国大陸

に国民国家が形成された時期以降に海外に移住し、現在に至る華人家族が主となる。これらの家族は、一世が中国大陸を離れてからおおよそ百年ほどたっており、三世代目や四世代目が社会でもっとも活躍する時期を迎えている。一方現在、一九七九年改革開放以降、中国大陸から大量に流出した中国新移民または新華僑と呼ばれる人々の移動も注目に値するが、本論は華人の出身地域と世代別の複合比較を試みるという趣旨から、一世が移住して三〇年に満たない新華僑は今回本章の射程からあえて外している。また、本論では地域別に比較するが、ここで指す地域とは華人移民の中国大陸内の出身地、たとえば広東や福建などを指すのではなく、むしろ、一世が中国大陸を離れた後、移住先として最初に外国で定住した地を指しており、そこを基準にしていることもおことわりしておく。

華人移民史研究の第一人者として知られる王廣武 (Wang Guangwu) は、華人の移動を華商型、華工型、華僑型、華裔型の四タイプに分類した「王 一九九一」。筆者は、これら四つの類型と照らし合わせながら北米、香港、韓国出身の華人に注目し、彼らの移動の理由と目的を世代別・地域別に複合的に比較してゆくことで、華人の移動の特徴を明らかにしてゆきたい。

1 世界における華人の概況

(1) 華人の定義と人口の分布

中国国外に居住する中国系の人々は華僑、華人などと呼ばれている¹⁾。法的に厳密に区別し定義した場合、華僑とは依然として中華人民共和国や中華民国の国籍を持つ者、つまり法律上「中国人」でありながら、中国国外に生活基盤がある人々を指している。加えて、中国以外に居住し、いずれの国の国籍も持たない無国籍の中国系の人々も華僑と呼ばれる。一方、華人とは、中国以外の国に居住し、すでに中国以外の国籍を取得した人を指している。このように、

国籍によって区分した定義は理解しやすいが、実際、中国系の移民のなかには複数の国籍を有している者もいれば、外国の国籍を取得しても当事者自身が自らを「華僑」と称することがあるなど、華僑と華人の区別は極めて不確実かつ曖昧であるのが実態である。よって、ここでは、華人をより広義な意味で使用する。広義とは、海外に渡った中国系の人々を国籍の区分なく、包括して華人ととらえるということである。また、海外に移住したのち、もしくは世代を重ねたあと、中国大陸に逆流し定住している人々も華人と呼ぶ。

華人は流動性が高いため、彼らの人口を把握することは難しい。統計によっても異なるが、全世界におおよそ三千万人ほどの華人が散在しているといわれている。そのうち約八割半を占める二千六百万人ほどが東南アジアにある約三〇カ国・地域に居住しており、そのほか、全体の一割に当たる約三百万人の人々がアメリカ大陸にある三二カ国に居住しているとみられている。その内訳として北米に二百万人、南米に百数十万人ほど分布していると推測されている。そのほか、ヨーロッパには約八〇万人、そしてオセアニアには五〇万人、そしてアフリカに一〇数万人ほどの華人が居住していると推定されている。

華人の全人口の六割をしめる人々が、インドネシア、タイ、マレーシアの三カ国に集中している。インドネシアには七百万人、タイには六百万人、マレーシアには五五〇万人ほどの華人が居住している。そのほか、五〇万人以上の華人が居住している国々は、シンガポール、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、アメリカ合衆国、カナダ、そしてペルーである。以上の一〇カ国で華人全人口の約九割を占めている。

一九八〇年代以降、アメリカ大陸、オセアニア、そしてヨーロッパに居住する華人の年平均増加率が、それぞれ八%、八・五%、三・二%となっている。一方、アジアの増加率は二・四%、そしてアフリカは二・一%となっている。華人の移民が減少傾向にある国は少なく、最も華人移民が減少傾向にあるのは韓国で、その増加率はマイナス七%となっている〔橋務委員会 一九九一、李・陳 一九九一、賈・石 二〇〇七〕。

(2) 地域別にみる華人移民の特徴

世界に散らばっている華人たちは、当然のことながら意識や立場も一括りにできるものではない。居住している地域、そして移動した社会によって経験した歴史もきわめて多様である。

人口の八割が華人であるシンガポールにおいて、華人は政治の中枢に存在しており、華人が多数派である唯一の国である。シンガポール以外の国々では、華人はエスニック・マイノリティとしての立場を有している。他国に比べ、国の全人口に対する華人の人口比率が高いマレーシアでも、華人は全人口の三割ほどである。なお、マレーシア華人は、「プミプトラ」と呼ばれるマレー人優位政策により公的・政治的な舞台での活動が制限されている。しかし、マレーシア華人は、名前、学校、政党、テレビやラジオ、新聞など、華人としての特性や文化を保持することを認められており、中国系の要素が色濃く残っている。

インドネシアは華人人口が七百万人いると見られ、世界最大の華人人口を抱えた国である。華人は絶対数からみると多いが、全人口比率としては、四パーセントに満たない少数派である。一説には、マイノリティである華人が、インドネシア経済の八割を牛耳っているといわれている「朱一九九五」。スハルト時代、華人は政治・文化など各活動が制限され、華語や中国名の使用も禁止されていたが、経済活動の場では自由を与えられた。スハルト政権崩壊後、インドネシアにおける華人社会も大きく変わり、華人の文化活動や政治参加などだいぶ自由化されている。

東南アジアの華人は、一九世紀末や二〇世紀初頭など、比較的早い時期に移民した者が多い。第二次世界大戦後、一九四九年に新中国が成立し共産政権のもと、諸外国との交流はしばらく制限された。ちょうどその時期と重なり、東南アジアの旧植民地が独立する一九七〇年代頃までの間、東南アジアへ華人移民が継続的に流入することは少なく、むしろ断絶していた。

一方、アメリカやカナダ、日本などの先進国は、戦前に続き戦後も華人移民が絶えることはなかった。しかし、戦後から一九七〇年代までの移民は、中国本土からではなく、香港や台湾から移民した者が多数を占めた。多くは留学を経て就職し、その後、現地に生活基盤を築き、華人となっていくた人々たちである。こうした人々の多くは高等教育を受けたエリート層であり、先進諸国への移住を目指す者が多かった。また香港や台湾を経由してきたことなどから、戦前に華南一帯から直接移民し、チャイナタウンに根付いて暮してきた華人とは、多少なりとも差異があった。

その後、また移民の大きな潮流がある。それは一九八〇年代以降、中国の改革開放によって、中国本土から流出した人々である。彼らは新移民と呼ばれている。人口の面でも、目的地の面でも、規模が大きく目を見張るものがある。彼らは、新中国成立後、中国に生まれ育ち、さらに国民教育を受けるなど、近代国家としてのシステムを有した中国での生活を経験している。よって彼らは、早期に移住した「老華僑」と呼ばれる移民たちとは、ナショナルリズムやアイデンティティなど、意識的な面で差異がある。その一例は、結社のあり方や組織活動から垣間見ることができる。老華僑が移民した時代、政府機関や大使館など、「国民」として頼ることができる組織はまだ十分機能していなかった。そのため、彼らは出身地や同族関係のつながりを利用し相互補助組織をつくることで、権益の保護や要求、その他のニーズを満たした。一方、現代に入り中国から移住した新移民たちは、中国大使館など公的機関によって、一定のサービスや情報を提供されている。そのため、老華僑が主に依存した同郷会や宗親会などは、新移民にはあまり重要視されておらず、むしろ、学縁や業縁組織のように、同じ出身校であるとか、同じ専門業種であるなどの理由から結成されている組織が増えていく。

2 華人の移動の歴史の変遷と四つの分類

華人の海外への移動が本格化したのは、アヘン戦争以後であるといわれている。アヘン戦争を機に、大量の中国人が海外に流出した背景には、中国内部の経済的、社会的貧困というプッシュ要因と、欧米諸国の奴隷制廃止と西洋列強の植民地における労働力の需要というプル要因があった。この頃、中国（清朝政府）では、広州、厦門、福州、寧波、上海の五港で通商が行われ、西洋の人々は、これらの地で洋行を設立し、貿易を拡大するだけでなく、労働力の販売も行っていた。西洋宗主国の指導者たちは、東南アジアの植民地に到着したあと、現地の資源開拓のため大量の労働力を必要とした。

一方、アヘン戦争から今日に至るまで、華人の海外移住を考えた時、大きく三つの原因をあげることができよう。一つは、政治的な原因による海外への移住。王朝による悪政、国内における政治的混乱、民主化の要求や人権の主張など、政治イデオロギーにおける政府との意見の不一致や戦乱の結果、海外に安住の地を求めて移動した人々があげられる。二つ目として、経済的な困窮や自然環境の悪条件により生活が困窮し、出稼ぎを余儀なくされた者が海外に労働の機会を求めて移動したことがあげられる。第三としては、商人が貿易や事業の拡大、もしくは事業を起すために海外に渡るケースである。これは上記の二つの原因が、経済的・政治的に逼迫し出国の道を選ばねばならなかった消極的な理由による移動と比較すると、ビジネスチャンスを求める中・上流階級の者に見られる、いわば積極的な理由による海外への移動ととらえることができる。

王賡武は仕事や生活のために中国本土を離れ海外に渡った中国人を広く華人移民と捉えている。一八世紀以降から今日までの約二世紀の間に移動した華人たちに注目すると、華商型、華工型、華僑型、華裔型と大きく四つのタイプ

に分類することができるという「王 一九九一」。以下では歴史的な環境の変遷なども含めて、これらのタイプを概観してゆく。

(1) 華商型 (The Trader pattern)

華商型に分類される華人たちは、貿易など商売を目的に出国した商人、技術を持ち仕事のために出国した職人・技術者、そして彼らに同伴して派遣された人々やその家族などが含まれる。こうした人々たちの多くは、港や釜山、あるいは商業都市において商売やビジネス業務をする基盤を立てた。一五〇年前に開港した横浜の歴史を振り返ってみても、最初に来日した中国人は、西洋人と日本人の商売の仲立ちをする買弁であった。開港場において、彼らは西洋人と日本人の意思疎通のため不可欠な存在であり大いに活躍した。買弁のほかに来日した中国人は、西洋人の生活に必要な技術をもった職人たちであった。多くがビジネスのために移動した人々であることがわかる。

華商型の多くは、東南アジアや日本などに赴いた。事業で成功した商人たちのなかには、ビジネス遂行上の方便を考え現地社会の名門に仲間入りすることもあったが、依然として故郷にいる家族や郷里の人々との連絡を維持し事業に役立てることもあった。それはビジネスを後世に継承させ、郷里からの人の移動を促すことになり、またビジネスをさらに拡大させることにもつながった。

華商型の華人には、特に、日本、フィリピン、ジャワに移動した閩南の商人、ボルネオに移動した客家の商人、そしてタイに移動した潮州の商人などが知られている。このタイプの華人たちは歴史的に見ても最も古く、また、一八五〇年代までの華人の移動を促す最たるものであったとみることができ。

(2) 華工型 (The Coolie Pattern)

「華工」とは中国系労働者を指し、英語名にも表れているように「苦力 (Coolie・クーリー)」と呼ばれる契約労働者たちである。多くは農村で土地のないまま労働をしていた貧しい人々であり、組織的、かつ大量に契約労働者として海外に移動したことで知られている。

一九世紀半ば、西欧諸国が東南アジアの植民地に到着した後、現地の資源開拓のために大量の労働力を必要とした。西欧のこうした労働力の需要に応えたのがインドや中国の労働力であった。また、同じ時期に、アメリカ、カナダ、ラテンアメリカなどでは工業化の時期にあたり、山での金鉱採掘や鉄道・道路建設など近代化のため、廉価で勤勉な労働力を必要であった。アメリカでは奴隷制が廃止されたこともあり労働力を海外に求める必要が生じた。その労働力の供給源となり、仕事をもとめて移動したのが華工たちであった。

仕事を求めて故郷をあとにした華工たちは、福建や広東一帯の出身者が多い。彼らの出身地は人口が多い割には土地が小さいため労働力過剰という問題を抱えていた。故郷での生活苦を解決するため出稼ぎという形で海外に渡る男子が多かった。彼らは労働力として売買され、奴隷や豚のような扱いを受けたといわれている。彼らを「豚仔」と呼称することからもその様子がうかがわれる。また、華工たちの売買は組織的に行われていたことから、それは「苦力貿易」ともいわれた。

華工たちは、山の掘削や道路建設など激しい労働にもかかわらず賃金は安く、過酷な生活条件のもと働いていたといわれている。しかし、こうした仕事にたどり着けた華工はまだ幸いな方で、なかには、目的地に向かう数カ月の船旅の間、船にすし詰め状態にされた劣悪な環境のなか死に絶えてしまう人たちもいた。華僑史研究で残されている資料によると、一九二五年までに華工として海外に移動した三百万人の華工のうち、激しい労働や船上で死亡したのも

は一三〇万に上った。そのためか、彼らを運搬する船は「浮き地獄」と呼ばれていた〔馮 一九九三〕。

華工として海外に移動した人々は、おもに男性であつた。さまざまな苦境を乗り越え一定の貯蓄をためた後、故郷に戻る者もいれば、現地に根を下ろす者もいた。

(3) 華僑型 (The Sojourner Pattern)

華商型や華工型がビジネスや仕事など経済的な目的をもとに移動したのと異なり、華僑型の人たちは、華僑という名称にも表わされているように、中国に対し政治的、法的、文化的なアイデンティティを強く持っていた移民である。華僑学校の教師として海外赴任する者もいれば、海外の華字新聞の記者、そして中国の文化や思想を海外に広める効果をもたらす人達も含まれる。もともと華商や華工として海外に渡っていた人々のなかには、のちに華僑型の人たちが発行する新聞やコミュニティでの活動に影響され、中国人としてのアイデンティティに目覚め取り込まれていく者もいた。

もともとは、華商として海外に赴いたが、政治イデオロギー、そして中国人としてのアイデンティティに目覚め、祖国の建設のために力や金を惜しまなかつた人もいる。たとえば、「愛国華僑」と呼ばれ広く知られる陳嘉庚がいる。彼は、居住地であつた東南アジアにおいてゴム農園を持ち、「ゴム王」と呼ばれるほど大きなビジネスを築き上げた華商であつたが、日中戦争のもと祖国中国を支援するため、東南アジア全域を移動し支援活動を行い、また自ら抗戦のため中国に渡つた。

こうした華僑型に含まれる人々の特徴は、イデオロギーや政治的な意識に敏感であり、民族主義、愛国主義に熱心であることだ。一九世紀末から二〇世紀に入り、海外との接触が増えてゆく一方で、各地では近代国家が形成され、人々は国家の存在を意識するようになっていた。封建主義のもと中国の国力が衰退していくなか、人々は民主化・近

代化を求めた。民主国家建設を謳い、政治宣伝のため世界各地を移動した孫文は、まさにその代表的な例である。孫文が一九一一年に、アジアで初の近代国家の建設に成功すると、人々の政治的アイデンティティは絶頂を迎え、その後日中戦争、そして第二次世界大戦など、人々をめぐる国際環境では政治色が絶えず濃厚であった。それに伴い華僑学校建設による民族教育の促進、海外華人コミュニティでの権利取得を目的に、華僑型の移動が一九五〇年代から増えていった。

(4) 華裔派 (The Descent or Re-migrate Pattern)

これは比較的新しいタイプの移動ととらえることができる。華裔とは、中国の血統を有する外国人を意味する。厳密には中国以外の国で生まれ育った者で、すでに外国の国籍を有している者を指している。ここであげる華裔とは、前に述べた華商、華工、華僑で、のちに現地国の国籍を取得した人々を指すのではなく、むしろ、華商や華工、華僑の子孫として居住地に生まれ育ったが、その居住地から他の地に再び移民している人々を指している。

一九七〇年代以降、東南アジアに生まれた華裔たちが、アメリカやイギリス、オーストラリアなど欧米諸国に再移民するというケースが多く見られる。その原因として、華人たちの居住国における、民族差別や厳しい排外政策の施行があげられる。たとえば、インドシナは政情が不安定であったことが影響し、多くの華人が難民としてアメリカやフランスをはじめとする国々に再び移動した。欧米の国々のチャイナタウンにおいて、ベトナム料理店が軒を列ねていることや、アメリカでインドシナ出身者向けの華字新聞『越棉寮報』²²が発行されていることから、東南アジアから再移民する華人の動きを伺うことができる。また、マレーシア、インドネシア、フィリピンなど東南アジアの華人は、かつて居住地において華人排斥運動があったことや、「ブミプトラ」政策など現地の人を優遇する政策があったため、子弟を海外に留学させ活動範囲や選択肢を広げることで差別に対応した。子弟は留学後、現地にとどまり市民

権や国籍を取得し、活動拠点を増やすことによってリスク対策を行っている。それが、ファミリービジネスの拡大に繋がっているケースも見られる。

華裔型の移民で注目すべき特徴の一つは、国家に縛られずコスモポリタンの感覚を持った人々が多いという点である。高学歴者や専門的な知識を持った者が多く、たとえば、医師、建築家、弁護士、会計士、大学教授などが含まれる。こうした人々は専門的な知識を身につけており、言葉を換えれば手に職があるためどこに移動しても生きる術を持っている。また考え方もリベラルな傾向にある。こうした人々は、自分がより住みやすい環境、自分の権利がより守られる環境を求めて再び移民しており、なかには国籍を二度、三度と変更している者もいる。もちろん複数の国籍をもち、各地に分散して暮らす家族のもとを往来する者もいる。こうした人々の移動は、家族や社会、さらには国家のあり方に大きな変化をもたらしている。

3 ケーススタディから見る華人の移動の目的

これまでの先行研究では、カナダ、東南アジア、日本など特定の国や地域に限定して、華人の移動のあり方や変遷を歴史的に分析するというのが一般的である〔李 一九九二、李 二〇〇〇、劉 二〇〇三〕。特定の家族に注目し、数世代を対象に分析する際、居住国への同化やアイデンティティ、または文化の変容に注目した研究が主であり、世代によって、移動のあり方がいかに変わったのか、もしくは移動の目的がどのように変わっているのかに注目した研究はあまりなされてこなかった。さらには、世代間の比較のみならず、出身地域別に複合的に比較するという試みもされてこなかった。ここでは、世界各地に分散している華人のなかから、特徴的な動きをしているいくつかの華人家族に注目し、その家族の間で世代別にかなる移動をしているかを見ていくことによって、地域別・世代別にみられ

る華人の移動とその目的を比較分析してみたい。³⁾

(1) アメリカの華人——太平洋の向こうに見える夢
魅惑の「旧金山」へ赴く一世たち

アメリカのサンフランシスコは太平洋側に位置する大きな港町で知られている。同市は中国語で「三藩市（サンフランシスコ）」または「旧金山（ジョウジンサン）」と呼ばれる。「三藩市」はサンフランシスコの音を漢字であてたものである。一方、「旧金山」と称されるのは、一九世紀半ばゴールド・ラッシュの時期に、多くの華人移民が一攫千金を夢見て海外に渡る際の目的地だったからだ。当時、中国からアメリカにわたる際、船が唯一の渡航手段であった。中国で多くの華工を乗せた船は沿海地域から日本の港を経由し、サンフランシスコを目指し太平洋を横断した。家族をおいてでも遠く離れたサンフランシスコへ出稼ぎに渡ったのは、彼の地が一攫千金の夢を実現することができる。「黄金の山」だと信じられていたからであろう。

そのころ、アメリカへ渡った華人のほとんどは華工型の移民だった。彼らは親戚や同郷、もしくは商人などを頼りさまざまな方法で故郷との連絡を維持した。しかし、二度の世界大戦という国際情勢の混乱、そして地理的な理由から遠くにある故郷に戻ることを断念し、アメリカに根を下ろした者は多かった。アメリカは増え続ける華工の移住と市民権の取得を制限するため、一八八二年に中国人排斥条項を制定した。その影響もあり、華人たちの社会的な地位はきわめて低かった。第二次世界大戦終了後、アメリカはこれまで実施してきたアジア系移民に対する差別的な移民政策を緩和した。一九六五年に制定した新しい移民法に伴い、アジア系移民に対する差別的な政策を一掃した。

そのため、戦後になると、台湾や香港からたくさんの華人がアメリカに移住した。一九五〇年から一九七九年の約三十年間、香港から約二十万人、台湾からは十二万人ほどの華人移民がアメリカに移住したといわれている。一方、

この間、中国大陆は共産主義化し、国境を閉鎖したため中国大陆から海外へ渡るものは極わずかであった。

台湾や香港からアメリカに渡ったものは、政治イデオロギーの薰陶を受けた知識人が少なくなく、いわば華僑型の移民が多かった。そのほかに多かつたのは、よりよい教育を求めて欧米に留学する青年たちであった。当時、留学を目的に海外に渡ったものの、アジアと北米での賃金格差、そして、アメリカでの移民政策の緩和などの誘引から、結局、現地で市民権を取得し、アメリカに根を下ろす人々が少なくなかった。台湾から留学のため北米に移り住んだ人たちは台湾生まれであるため「MIT (Made in Taiwan)」と呼ばれた。また、台湾出身の留学生は、一般的に理系や技術系の進路を好む傾向にあり、理系に強いマサチューセッツ工科大学の略称「MIT (Massachusetts Institute of Technology)」にもじられていたのである。

「新金山」に逆流するアメリカ生まれの華人

戦前中国本土から華工型で移住した一世たち、また、戦後台湾や香港を経由しアメリカに渡った華僑型の移民一世たちは、移住の時期や目的に違いはあれども、アメリカに根を下ろす者が多かつた。こうした移民一世たちのもと、アメリカに生まれた子弟は、アメリカの国籍法が生地主義を採用していることから、アメリカ国籍を取得した。そのため法的にはアメリカ国民として平等に扱われる。しかしアジア系移民が社会的・民族的マイノリティであるのは一目瞭然である。社会的地位を確保するため教育を重んじる華人は多かつた。華人たちは世代を重ねることに教育水準、生活水準を向上させた。また、新しい世代は専門的知識を身につけ、高等教育を受ける傾向にある。比較的安定した職が確保される医師、エンジニアになるものが多くみられ、なかには修士号や博士号を取得する者もいた。こうしたアジア系移民でアメリカ生まれの中国系は「ABC (America Born Chinese)」と呼ばれている。彼らは、中国語よりも英語を話すことを好むことから、こう比喻されるようになった。

戦後になると、アメリカの華人は法的な地位を有し、また二世三世が高等教育を受けたことから、一世たちの間にあった華工としての社会的に比較的低い地位ゆえのコンプレックスはだんだんと消えていった。MITやABCと呼ばれる華人たちも、アメリカ国籍を有し、専門的な職業につく人が増えたため、アジア系アメリカ人としてのアイデンティティを持ち、社会において不自由なく暮らしている。しかし、いくら高い学歴でもアジア系として白人社会のメインストリームに入るにはさまざまな面で努力が必要である。大企業に入れたとしても、時には昇進を妨げる目に見えない壁があるといわれる。ならば、自分の特徴を行かせる場所で勝負をしようと、成長真っ只中のアジアでビジネスチャンスをつかもうとする動きがあり、その結果、「旧金山」があるアメリカから、「新金山（新しい金の山）」を求めてアジアに逆流するケースが一九九〇年代から見られるようになった。

ラリーはそうしたアジアに逆流するABCの先駆けである。彼は、ノース・キャロライナに生まれた華人移民の三世である。アメリカに生まれ育ち、中国語は祖父母と話す簡単な日常会話を理解する程度で、あとはほとんど英語を話して育った典型的なABCである。一九八五年、二十五歳のとき、祖母に連れ添って初めて中国へ旅に出かけた。そのとき、祖母の「祖国」である中国は経済成長し始めた頃であり、これから発展する可能性とエネルギーを持ちあふれていることをラリーは目の当たりにした。当時、大学を卒業し、エンジニアとしてロサンゼルスで働いていた彼は、このままアメリカの会社で働き続けてもよいが、将来に期待を持てずにいた。むしろ、ABCとして生まれた自分の特性をもっと生かすことはできないかと考えていた。祖母と旅をしている間、アジアにおいてなら、ABCとしての自分の特性を生かせると同時によりよい機会を獲得できるのではないかと感じた。その結果、彼は仕事を辞め大学院に戻り企業経営学（MBA）を学びながら、中国語を勉強した。夏は、数ヶ月間台湾へ渡り中国語の集中講義を受けながら、アジアでの就職情報や企業の情報を集めた。

独自性とやりがいを求めて

「アジアの成長を目の当たりにし、アジア系アメリカ人として何も感じないわけがないでしょう」とラリーはいった。彼は、八十年代半ばアジアに成長の可能性を見出してから、アジアで職を探そうと思っても、なかなか十分な情報や資料がなく困難な経験をした。しかし、「バイリンガルで、バイカルチュラルな自分のバックグラウンドはアジアで必要とされるに違いない」とあきらめなかった。

「どんなにアメリカが自由で平等な国であるといつても、アジア系であることで限界を感じさせない社会ではない。一定のところまで来ると『ガラスの天井』にぶち当たるんだ」とラリーは言う。「ガラスの天井」とは、アメリカの会社におけるマイノリティの昇進状況を表す際に使われる表現である。一見、誰でも制限なく平等に昇進できるように見えるが、実は白人以外の者には限界があるという。ラリーが集めた資料によると、アジア系はアメリカ人の人口の三％に相当する。そして教育水準に関してみると、アジア系は比率からして白人の倍から、一・五倍以上も学士を取得している割合が高い。しかし、大企業における上層レベルのマネージャーの比率は九七％が白人によって占められており、アジア系が占める比率は〇・三％に過ぎないという [Wang 1998]。ラリーは彼と同じように、アジア系アメリカ人として育ち、「ガラスの天井」による限界を感じている友人とともに、自分たちもつとも評価される環境はどこであり、やりがいがある仕事は何かと考えた。そして、チャイニーズ・アメリカンであるというアイデンティティに立ち返り、多文化の背景や複数の言語能力などの独自性を生かした仕事をしようというので、一九九四年、台湾において人材派遣会社を設立した。

彼らが設立した人材派遣会社は、アメリカなど西洋で教育を受けながらもアジアで仕事を探す人々に、アジアにある会社の情報やアプローチの仕方などを紹介するとともに、アジアの市場や生活に関する情報を提供している。一方、企業側には、必要な専門知識を身につけ、しかも言語能力、文化的な適応力を持った人材を紹介している。北米

で高等教育を受け、専門知識や技術を身につけたアジア系移民や、留学生などだ。人材の必要条件は、英語のほか中国語などアジアの言語とのバイリンガルであること、そして西洋だけでなく中国語圏の文化に対する理解と適応力があることだ。以上のような条件を持つ人に中華文化圏（中国、香港、台湾、シンガポール）などでの仕事の紹介をしている。

「いま、自分が中国、台湾、香港などで行っているビジネスは、祖父の願いであった祖国への社会貢献でもあるような気がする」とラリーは中国的な一面を見せた。彼の祖父が華僑型の移動でアメリカに渡り、父がそれを継いでアメリカでの基盤を強固なものにし、その恩恵を受けた孫である自分がグローバルな市場のなかでも祖父の祖国である「中国」を選び、ビジネスで成功の道を模索しているというサイクルを描きながら、ラリーは「自分は西と東の橋渡しをする仲介者の役割を持っている」と語った。ラリーは確かにアメリカ人としてのアイデンティティを持っているが、華人としての自覚もある。移民家庭に生まれ当然のように多文化な環境に身をおいてきた。それゆえアイデンティティの模索もした。その結果アジアにも渡り中国語も学んだ。彼と同じように、アジアに逆流するアメリカ生まれの華人は増えており、目を見張るものがある。留意すべきは、彼らがアジアとアメリカを橋渡しするとしても、「中国に対する貢献」というかつての一世たちが抱くような国家に縛られた情念はない。それよりも、むしろ一世たちに対する思い、居住国でのコンプレックスと自分の「根っこ」の模索、そしてなによりも中国の経済発展のなかにビジネスチャンスを見出したからこそ、逆流しているのである。

(2) 香港の華人——政治の翻弄からの解放をもとめて

香港返還と「移民潮」

一九七〇年代から九〇年代、香港や台湾では政治不安が原因で北米に移民する人が多くいた。香港から移民を

推し出す大きな要因は、一九九七年の香港返還⁽⁶⁾だった。一九八四年一二月に「英中共同声明」が調印され、香港が一九九七年七月一日をもってイギリス総督府より中国に返還すると決定されると、香港からの海外移住者はいつきにも増えた。またその後、一九八九年に北京において「天安門事件」が勃発し、これら一連の事件が香港の人々に大きな不安と恐怖感を与えることになった。正直、香港人はみな、「中国に返還された後、われわれの生活はどうなってしまうのか。万一のため逃げ道を準備せねばならない」と考えた。その結果、香港では「移民潮」といわれるほど、北米やヨーロッパなどに向かう人の移動の波が起こった。年に約二十万人の人が香港から海外に移住した。

香港はイギリス領であったため、宗主国に安住の地を求める人もいれば、カナダに赴く人たちも多かった。当時、「投資移民」が流行し、カナダに二〇万米ドル投資すれば、永住ビザを取得することができた。バンクーバーは香港からの移民が急増し「ホンクーパー」ともじられるほどであった。当時移住した人々は、専門的な知識をもつ高収入の中産階級や富裕層に多く見られた。香港のテレビ番組が香港の若者に対して行つたアンケートによると、三七％の人が海外に移住するつもりがあるとし、そのうち目的地として英語圏をあげたものが九〇％に達した。目的地としてもっとも人気があったのは、アメリカ（四一％）、カナダ（三五％）、オーストラリア（二〇％）、そしてイギリス（七％）であった「張・陳 二〇〇二」。香港からの華人移民の流れは一九九七年に行われた香港返還まで絶えなかつた。

彼らの移動の目的は、いうまでもなく、安心できる国で市民権を獲得すること、いざというときに安全な居場所を得るためであった。一方、経済活動のため、ビジネスの拠点はあくまでもアジアに残す人が多かった。アジアにはビジネスの拠点を、そして、子の教育や家族の生活の拠点は北米において、アジアと北米を頻繁に往来する人々が増えた。その人たちは、中国語で「太空人」、もしくは「空中飛人」と呼ばれている。太空とは、中国語で宇宙という意味があり、アジアと北米を頻繁に行き来する華人たちは、飛行機に乗って空中を飛んでいることが多いので、このよ

うに喩えられた。

市民権と教育を手に入れる意味

程一家は「太空人」の一例である。程萬心は香港に在住する華人である。香港では貿易業、フィリピンでは鉱業、オーストラリアでは不動産業、北米では金融業に従事している華商である。彼は一年の大半を海外で過ごし、ビジネスの拠点を転々とする。まさに世界を股にかけて移動しており、華商型の移動と捉えることができる。

程は、広西とベトナムの境にある小さな村に生まれたベトナム華人である。八歳までベトナムで育ち一九五四年に香港に移住した。彼の「祖父は孫文を追隨する忠誠な国民党員であり革命活動にも積極的に参加した。祖父は孫文の死後、中国を離れ香港で教育活動に従事した」⁽⁷⁾ そうだ。いうまでもなく、祖父が香港へ渡ったのは、政治や国際関係が影響した華僑型の移動であった。一方、父は、共産党員としてスパイ活動をしており、彼は幼い頃から中国の内乱を身近に感じて育った。その影響もあってか程は、「どこかの国や政府に頼ってはいけない。自分で自力更生する能力を持っていることが何よりも大切である。自立することによって自由な立場を獲得するからだ」⁽⁸⁾ という。

家庭のなかで政治に翻弄された経験も持つ程萬心が、台湾に移住せず香港に留まった理由の一つは、イギリスの植民地であった香港が台湾に比べ政治的には中立を保てる立場にあったからであるという。彼の香港のオフィスに飾られてあった江沢民や李登輝、そしてリ・クワンユーなどの写真からも、その本音がうかがえる。しかし、一九八〇年代に入り、香港の中国への返還がいよいよ現実となると、また政治に翻弄されかねないという不安がぬぐえなかつた。そのため、程は早い時期から、海外各地にビジネスを分散し、香港で生まれた子どもたちの市民権の問題や将来を考え、教育にも投資した。

程の末娘は、程がアメリカへ事業進出した際にアメリカに渡った。彼女は、アメリカの大学で学び、卒業後、数年

間アメリカの企業で働いた。その間、もちろんアメリカの国籍も取得している。アメリカ国籍を取得したことは、彼女の「香港人」としてのアイデンティティに特に大きな影響を及ぼすものではなかったようだ。むしろ、香港がいざとなったときに、アメリカに帰る場所があるという保険のようなものである。というのも、彼女は、アメリカで数年働いた後、経営学修士号(MBA)取得のためアメリカの大学院で学び、一九九八年大学院を卒業すると、次の活動の舞台として選んだのは香港だったのである。このとき、すでに香港は中国に返還されており、政治的に大きな締めつけがないと判断した結果の選択であった。彼女の場合、香港がだめならアメリカに戻る選択股も残されており、また、専門的な知識を身につけているため特定の国に縛られることもない。むしろ、生活の質や自分が居心地のよいところを求めた華裔型の移動を行っている。

高齢者の移動の本音

程一家のほかにも、一九七〇年代、香港からカナダに渡り現在レストランを経営している麻家族にもインタビューを行った。現在働き盛りである五〇代後半の麻は、三〇年前香港で料理人として働いて貯めた資金を移民につき込んだ。投資移民として妻とカナダに渡りモントリオールを永住の地と決めた。移住後、二人の子供に恵まれ、香港にいた両親たちをカナダに呼び寄せた。麻の店は、現在モントリオールにおいて、多くの人が知る有名店である。郊外に大きな家を持ち不自由のない暮らしを送っている。

そんな麻は現在、レストラン経営のほか、毎日の日課はペットの面倒だそう。二〇年前に両親をカナダに呼び寄せたが、高齢となった両親は、気候が寒いことや娯楽(友人やテレビなど)が少ないことを理由に、年の半分以上は香港に戻っている。しかし、カナダの方が老後の福祉が良いため医療などは主にカナダで受けている。一方、二〇代後半の娘たちは、カナダで働いており、香港に行くのは祖父母の付き添いや親戚で集う時くらいだ。

同じ香港から北米に渡った移民であるが、程一家が世代にかかわらず頻繁に移動するのに対して、麻一家は、どちらかというと香港からカナダに移動したのはカナダを永住の地としている。麻一家でむしろ興味深いのは、高齢となった祖父母たちが医療福祉のためカナダにいるが、療養や家族・友人との再会を理由に頻繁に移動をしていることだ。なお、香港からの移民である両家に共通していたのは国籍・市民権など法的な安定を目的に移動していることである。

(3) 韓国の華人——排除と包摂

世界で唯一チャイナタウンのなかった国

二〇〇九年現在、韓国に居住する華人は二万人ほどだと見られる。中国の隣国でありながら華人移民の人口が少ないうことで特徴づけられよう。それは、「世界で唯一チャイナタウンのない国」や、「韓国は世界で唯一華人が成功しなかった国」と比喩されるほどであった。しかし、一九九〇年代後半、韓国仁川にチャイナタウンを再建するというこゝとで、海外の華人や中国に向け投資の呼びかけが盛んに行われた。実際、二〇〇〇年に入ると、仁川駅前には立派な牌楼が立てられ、チャイナタウンは観光スポットとして整備された。中国人の投資移民の誘致も行われている。現在、仁川には三六〇〇〇人の華人が暮らしている。

韓国における華僑・華人の歴史は、一八八二年 清国軍とともに、四〇〇人の商人が渡来したことに始まるといわれている〔尹 二〇〇五〕。清国と朝鮮との間で、「朝清商民水陸貿易章程」が締結されると、清国から多くの華商たちが朝鮮半島に渡り商売を行った。華商が急速に増加し、経済的にも発展したため、清朝の商務委員と朝鮮との間で交渉が行われ、その結果、一八八四年四月、中国が外国で初めての租界地を持つこととなった。中国の租借地と定められたのは、仁川の善隣洞一帯五〇〇〇坪の土地であった。日本人はこの地域を支那町や弥生町と呼び、一方、華僑は

中華街、中国街と呼んだ。戦後、韓国は、この地域を善隣洞と呼んだ〔杜 二〇〇一〕。

この頃、朝鮮は、仁川、釜山、元山を開港し、仁川は、中国の上海や煙台（山東）との間で定期航路が運行されるようになった。中国の山東省は黄海をはさんで朝鮮半島と対峙しており、山東半島と朝鮮半島の最近距離は二〇〇キロほどである¹⁰。朝鮮半島が開港されると、中国から多くの出稼ぎ者が朝鮮半島に渡り、一八八六年当時、仁川の華僑人口は二〇五人であった。そのうち山東省出身者は八〇人と三分の一を占めた。

一九一〇年、朝鮮が日本の植民地下に入ると、日本人商人が多数朝鮮半島に進出した。日本の競合相手となる華商に対し経済活動の規制が加えられるようになったといわれている。また、一九二〇年代に入ると、植民地における道路、橋、鉄道、港湾の建設にともない、山東から多くの華人労働者を導入した。現在、韓国華人の大多数は山東系によつて占められているが、地理的に近いことのほか、こうした歴史的背景に由来していることがわかる。

一九三一年、万宝山事件で知られる華人と朝鮮人農民の衝突が発生すると、朝鮮半島中で排華運動が起こった。万宝山とは、吉林省長春から北へ三〇キロほど離れたところに位置する山で、その地の水利権と耕作権をめぐる朝鮮人農民とそこに土着していた中国人八〇〇人あまりが激しく衝突した。両者の衝突の背景には、日本側による両民族の分離政策があった。この事件により、半島内の華人労働者は集団で華人商店に避難し、また帰国する人々も多かった。当時、韓国に七万いたといわれる華人たちは半減し、その後、第二次世界大戦前まで人口の増減が激しかった。

第二次世界大戦後、日本人に代わり華人が韓国の対外貿易を支配するようになった。また、ソウルや仁川など都市郊外で野菜栽培に従事する華人も増加し、韓国経済に多大な影響を及ぼす存在となっていた。しかしその状況も長くは続かなかつた。一九六〇年代、パクチョンヒ政権に入ると、華人移民をターゲットに厳しい政策が施行されるようになった。一九六一年に「外国人土地法」が制定され、外国人である華人の土地取得が禁止された。一九六八年に再度外国人土地法が改定された際、居住用六六〇平方メートル（二〇〇坪）以下、商業用一六五平方メートル（五〇坪）

以下は所有可能となった。こうした土地所有の制限は、韓国華人が経済活動を行うに当たり厳しい規制であり、五〇坪以上の規模を有していたホテルや料理店のオーナーは事実上、事業閉鎖を迫られることとなった。こうした土地所有の制限がなくなるのは一九九七年に入ってからである。外国人土地法以外にも、外貨交換の規制、貿易業の制限などが行われ、どれも華人の経済活動を窮地に追いやった。

こうした差別政策に耐えかね、華人たちの多くは韓国を離れ、台湾やアメリカ、日本などに移住する者が多かった。韓国における華人コミュニティは衰退の一途をたどった。かつて租借地として華人が多く集まっていた仁川も例外ではなかった。近年になり街が再建されるまで、文字どおり韓国は「チャイナタウンのない国」となったのである。

移動を余儀なくされた一家

筆者の調査対象の一人である孫友玉の祖父は山東省出身であり、戦前、商売のため韓国に渡った。父を含め七人の兄弟姉妹はみな韓国で生まれ育った。祖父は勤勉に働き一定の貯蓄をためると、中華料理店を経営した。長男であった孫友玉の父孫厳仁は家族が経営する中華料理店の後継ぎとなる予定であった。韓国の国籍法は血統主義を採用しており、しかも、人々には民族＝国民という意識が根強くある。孫厳仁は韓国で生まれ育ったが、韓国人と認められることはありえず、自らも中国人としてのアイデンティティをもっていた。祖籍（本籍）は山東省であるが、韓国に在住する華人のほとんどは中華民国国籍を有していた。それは、中華民国期に韓国に移動した者が多かったこと、また、当時、韓国が国交を有していたのは中華民国（台湾）であり、ゆえに華人の行政手続きを取り仕切る駐韓の組織も中華民国系であったことなどが背景にある。

一九六〇年半ば、孫厳仁が二〇代半ばにさしかかるころ、「外国人土地法」をはじめ、華人に対する規制が厳しくなり、当時家族で経営していた料理店も縮小すべきか、もしくは店をたたむべきかという岐路に立たされた。青年期

にあった孫厳仁はある女性と恋仲にあった。女性は古いしきたりを持つ家庭に生まれた韓国人である。二人は真面目に交際し結婚を考えていた。孫厳仁が求婚のため彼女の両親にあいさつに行つたが、女性の父は中国人に嫁がせることに強く反対し二人の婚姻を認めなかった。その当時の社会事情を知る者にとつては予想されることであつた。とくに韓国社会は民族意識が高揚しており、外国人である中国人に対する差別観念は強かつた。そのような状況下、二人は婚姻をあきらめることができず駆落ちをし、家族のいる韓国を離れた。二人は日本に渡り、一足先に日本に渡つていた韓国華人に海産物の卸をしている山東人の在日華人を紹介され、港町横浜で暮らすことになつた。その後、しばらくの間、横浜を拠点に台湾と日本各地を行商していた。

日本、台湾各地を転々としていた孫厳仁は、安住できる場、起業できる場を探していた。結婚後、二人の娘に恵まれ、子どもたちの学校のためにもその必要があつた。一方、孫厳仁の兄弟姉妹は、七〇年代それぞれ移動を余儀なくされた。厳仁のほか末の弟が単身で来日したほか、一人の妹は台湾に、そのほかはアメリカに渡つた。なかには台湾を経由し最終的にはアメリカに渡つた妹もいた。ちようど、アメリカが移民の宥和政策を行つた時期と重なつていたこともあり、韓国で肩身の狭い思いをした華人たちの多くは再移民先としてアメリカを目指した。また孫厳仁やその妹たちが、移住先として台湾を選んだ者が少なくなつたのは、韓国華人が中華民国国籍を有してゐたという理由がある。故郷は山東省であつても、自分たちの祖国は中華民国政府がある台湾だといふアイデンティティを彼らは持つていたのである。

国籍と民族的アイデンティティ

孫厳仁も台湾に渡つたが、結局よそ者として扱われ、なじむことができなかつた。むしろ外国人として差別されても、それほど憤りを感じない本当の外国である日本を永住の地と選んだ。その際、あえて中華街ではなく日本人が居

住する町で中華料理店を開業した。山東自慢の手打ち麵とギョウザの専門店である。二人の娘は、華僑学校に送り中国語を習得させた。家では妻が娘たちと韓国で会話した。二人の娘は韓・中・日三ヶ国語を習得した。一九九〇年代はじめ、孫友玉が大学を卒業するころ、孫厳仁は大きな選択をすることとなった。娘たちの国籍問題であった。せっかく語学に堪能であつても在日外国人として、日本の企業で就職することは難しかった。国籍≠民族的アイデンティティという意識の強かつた孫厳仁と韓国人の妻も、日本国籍を取得することには抵抗があつた。しかし、娘たちの将来を思い家族で帰化を決断した。

「冷静に考えてみれば、アメリカに渡つた妹の子どもたちは、みなアメリカに生まれアメリカ国籍を取得し伸び伸びと育つていた。親のプライドで娘たちの将来を閉ざしてはいけなかつた」と当時を振り返る。

日本国籍を取得した後、孫友玉は一般の日本人には稀に見る韓・中・日の三ヶ国語を自由に操る語学力が評価され、外務省の外郭団体である台湾交流協会で調査員として台湾で働くことになった。その後、台湾で出会つた男性と結婚し、現在は台湾にある語学学校で、日本語と韓国語部門を担当する主任として活躍している。仕事のため、台湾、日本、韓国間を頻繁に移動している。

日本を離れ、韓国、中国へ移動

一九九〇年代に入ると、韓国華人たちにとって韓国社会の状況が一変した。一九九二年、中華人民共和国と大韓民国の国交が樹立すると、政治面だけでなく、経済、社会など各方面で韓国と中国の関係が緊密化した。仁川では、青島や威海など中国各地を往來するフェリーが増便した。中国に進出する韓国企業が増え、中国語のできる華人は橋渡し役として貴重な人材と見直されるようになった。また、韓国人の間では、中国語習得がブームとなり中国語を学ぶ人が増え、なかには中国へ留学する人々もいる。中国に渡つた韓国人をターゲットとした韓国風中華料理店が青島に

は少なくなく、そうした店はしばしば中国に逆流した韓国華人の二世や三世たちが経営している。店では、かつて中国にはなかった、韓国人が好む韓国風の中華料理ともいえる真黒なジャジャン麺（炸醬麵）や赤いチャンボン⁽¹³⁾が提供されている。新世代の韓国華人の中国への逆流に伴って中国の中華料理も様相を変えている。

また、一九九〇年代後半、韓国は経済危機を経験した際、IMF（国際通貨機構）から外国資本の投資を勧誘すべきというアドバイスがあった。韓国政府は、経済立て直しのために国を上げて政策に取り組んだ。その際、目玉の一つとなったのが、仁川チャイナタウンの再建・復興プロジェクトであった。仁川チャイナタウンを再建することで、中国からの投資家だけでなく、世界各国にいる華人からの投資を勧誘する狙いがあった。実際一九九九年、世界華商大会がオーストラリア・メルボルンで開催された際、韓国からの代表団は、仁川チャイナタウン再建プロジェクトを大々的に宣伝し、世界各国の華商に投資を呼びかけた。仁川は投資の勧誘のほか、観光客を増やすことで経済を活性化させたいと考えており、チャイナタウンは観光の一スポツトとして格好の存在となった。

こうした韓国内での動きを受けて、海外に渡った韓国華人のなかに、韓国に逆流する現象がみられる。特に、かつて韓国から日本に移動した人たちに多い。一九八〇年代後半、日本がバブル経済であった時期に来日した韓国華人のなかには、景気が悪くなったまま回復の兆しがない日本の経済や、一〇年近く暮らしてもなかなか居住権が安定しない日本に見切りをつけ、韓国に戻った者がいる。現在、仁川チャイナタウンでレストランを経営している范延年は、十数年新宿で働いていた。一方、堪能な日本語を話し、大阪、東京などの貿易会社で働いたという李智民は、日本を離れ韓国に戻った。現在、中国と韓国を往来し貿易を行い、仁川チャイナタウンで中国物産店を経営している。范と李に共通していることは、一九八〇年代にいったん日本に移住したが、一九九〇年代終わりになって再び韓国に戻ってきたという点だけでなく、子どもたちをアメリカに留学させていることがあげられる。彼らが日本にいた十数年の間、妻と子どもたちは韓国に残ったまま祖父母とともに生活し、男性が単身で出稼ぎにいくという形で別々に暮らし

ていた。現在、大学生となった子どもたちは、アメリカへ留学しているが、今後、韓国にもどるのか、もしくは中国か、それともそのままアメリカに根を張るのか、まだ分からないそうだ。韓国華人の新しい世代がどのような選択をするのかは注目に値する。いずれにせよ、彼らが日本ではなく移動先をアメリカにしたという点は、父の世代が日本に見切りをつけたことが影響しているといえそうである。

4 まとめにかえて

アメリカ、香港、韓国の華人家族の移動のあり方とその目的を、歴史環境の変遷にそってみてきた。まず、移動の目的を地域レベルで比較してみると、以下のような特徴があげられる。

(1)〈移動の目的〉 まず移動のパターンとして、(A)アジア間の移動、(B)北米からアジアへの移動、そして、(C)アジアから北米への移動がみられる。

(A)アジア間の移動

中国から香港、韓国から台湾や日本など、アジアの間を移動するという動きは、一世や二世の間に多く見られた。目的は、商売や仕事のため(華工型・華商型)、そして、政治的混乱から逃れるため(華僑型)という特徴がある。また、韓国出身の華人は、香港出身の華人が欧米を目指す傾向が強いのに比べ、台湾や日本などアジア間を移動するケースが比較的多く見られるという特徴がある。

(B)北米からアジアへの移動

アメリカやカナダなど、北米に移動した華人のなかには、アジアに再度移動している者がある。なかでも特に二世や三世の華人が多いが、彼らがアジアに逆流する目的は、ビジネスの拡大(華商型)、やりがいのある仕事を得る(華

裔型)、白人社会に生まれたアジア系としてアイデンティティ探し(華裔型)などがあげられる。なお、一世や高齢となった華人に見られるアジアへ逆流する動きは、親族や友人との再会、慣れたところで老後の生活を送りたいという理由があげられる(華僑型、華裔型)。

◎アジアから北米への移動

華人の間で、近年もつとも多く見られたのは、アジアから北米へ移動するという動きである。戦前は仕事を得るため(華工型)が多かったが、戦後になり中国大陸、香港、台湾における政治的、社会的の緊張感がおさまらない一方で欧米は比較的安定しており、かつ移民に開放的であったため、市民権取得(華裔型)、子供の教育・家族の生活(華裔型)、医療福祉(華裔型)を目的に北米に移動する者がいる。また、留学(華僑型)のために渡ったが、のちに定住して行く者も多い。

(2)〈世代別移動の特徴〉 家族に注目し、世代間に見られる移動のあり方を比較してみると、以下のような傾向が見られた。まず、第一に、上にみた移動のあり方において④のアジア間の移動をした親の元に生まれた次世代は、◎アジアから北米へ移動をする傾向にあること。

第二に、上にみた◎アジアから北米へ移動した親の元に生まれた次世代は、⑧北米からアジアに移動する傾向にあること。第三に、⑧北米からアジアに移動をした者は、現在三〇代から四〇代の華人に多く、彼らの次の世代が自ら意志でどのような移動を選択するかは、あと一〇年ほど観察する必要がある、その動きは注目に値する。

本論で紹介した調査対象や紙面の関係から、アメリカ、韓国、香港の事例の比較のみにとどまったが、実際、華人は世界各国に散在しており、その移動のあり方も複雑である。しかし、限られたデータといえども、ここから、華人の移動のある種の法則や特徴といえるものが見えてくるように思われる。それは、華人たちが、市民権や教育を求め

る際は、欧米に移動することが多いのに対し、ビジネスや仕事の獲得のためには、アジアに移動する傾向にあることがまずあげられる。また、華人たちは世代に関係なく、総じて頻繁に移動しており、家族が国境を越えて分散するとに抵抗が低いこともあげられよう。そして、国籍や市民権の取得とアイデンティティに関してみると、国籍とアイデンティティは一般的に「別のもの」と考えており、国籍や市民権はあくまでも保険や便宜と考えている。これは世代を通して大きな差異はなく、むしろ、地域的な差異があるように見られる。つまり、欧米（カナダ、アメリカ）の国々に移動したものは、国籍と民族の関係をよりドライに考えているが、アジア（韓国、日本）に移動したものは、欧米に比べ保守的な傾向がみられ、国籍とアイデンティティを同一のものとしてとらえる傾向にある。華人たちのこうした違いが、世代よりも出身地の違いにみられるのは、移動先国の法制度や移民政策の影響がある。

当然のことであるが、人は安全なところ、そして景気がよいところに集中する。現在、アメリカや日本、韓国などの景気は芳しくなく、一方で中国の経済成長が著しい。すでに見たように、中国に逆流する華人が増えている。これから華人の間で、どのような移動が繰り返られるのであろうか。また、逆流した華人を中国はどのように受けとめるのであろうか。市民権の取得や国の景気を見計らって、移動する華人たちの動きはたくましく、かつしたたかな一面がある。そんな移動を繰り返す華人を国家がどのように掌握するのか、また彼らにとって国家とはどのような存在なのか、彼らの移動を通して国家と人の関係を再考すべき段階にきているように思う。

注

(1) このほかにも、中国系の移民を表す用語には華裔、唐人、海外華人、華工、華商などいろいろあるが、華僑・華人がもつとも一般的である。

(2) 『越棉寮報』は、アメリカに移住した越（ベトナム）、棉（ミャンマー）、寮（ラオス）出身の華人向けの華字新聞である（吉原 110011）。

- (3) 本論ではプライバシー保護のため、ケーススタディーで紹介する人々は、一部仮名を使用する。
- (4) 一九九九年、香港におけるラリー氏へのインタビュにて。
- (5) ラリーは、中国大陸、香港、台湾を一括しグレートチャイナ (Greater China) と呼び、祖父の祖国と考えていた。
- (6) 麥禮謙「麥 一九九二」、スケルドン [Skeldon 1994] なども返還問題は香港から多くの移民を送り出したと指摘している。
- (7) 一九九九年一月、香港における程萬心へのインタビュにて。
- (8) 一九九九年一月及び二〇〇八年五月香港における程一家へのインタビュにて。
- (9) 二〇〇九年八月、カナダ・モントリオールにおける麻へのインタビュ。
- (10) 筆者は二〇〇八年三月に調査を行った際に、実際仁川から船で青島まで渡ったが、夕方船に乗り込み次の朝早くには山東側に到着し、波もとても穏やかであった。もちろん、現代と百年前では船の規模も技術発展の度合いも大きく異なるため科学的な比較は不可能であるが、黄海をはさみ朝鮮半島と山東省が対峙するという地理的關係は変わっておらず、この両地域を往来する人が多いこと、そして密接な關係が保たれているのは当然の成り行きであると思われる。
- (11) 二〇〇七年一月、台湾におけるインタビュ。
- (12) 二〇〇七年三月、横浜におけるインタビュにて。
- (13) 赤いチャンポンとは、韓国独特の中華料理であり、肉・海鮮・野菜などいろいろな具材の入った麺である。長崎に見られるチャンポンの汁は白いが、韓国は唐辛子を入れていたため汁は赤い。

参考文献

- 尹秀一 二〇〇五「韓国—中国語ブームと韓流のなかで」(山下清海編『華人社会がわかる本』明石書店)
- 王廣武 一九九一『中国與海外華人』商務院書館
- 朱炎 一九九五『華人ネットワークの秘密』東洋経済新報社
- 僑務委員会編 一九九一『華僑經濟年鑑』僑務委員会
- 賈海濤・石滄金 二〇〇七『海外印度人与海外華人國際影響力比較研究』山東人民出版社
- 李安山 二〇〇〇『非洲華僑華人史』中国華僑出版社
- 李原・陳大璋 一九九一『海外華人及其居住地概況』中国華僑出版公司

- 李勝生 一九九二『加拿大的華人與華人社會』三聯書店
 張勇・陳玉田 二〇〇二『香港居民的国籍問題』三聯書店
 杜書溥 二〇〇一『仁川華僑教育百年史』（出版社不明）
 陳天璽 二〇〇一『華人ディアスポラ—華商のネットワークとアイデンティティ』明石書店
 馮子平 一九九三『海外春秋』商務院書館
 麥禮謙 一九九二『從華僑到華人—二十世紀美國華人社會發展史』三聯書店
 楊昭全・孫玉梅 一九九一『朝鮮華僑史』中國華僑出版公司
 山下清海 二〇〇一『韓国華人社會の変遷と現状—ソウルと仁川の元チャイナタウン中心に』（『国際地域学研究』第四号）
 吉原和男 二〇〇二『多様な中国系アメリカ人』（『アジア遊学—特集 移民のエスニシティと活力』三九（特集 移民のニスニシティと活力）勉誠出版）
- Skeldon, R. (ed.), 1994, *Reluctant Exiles? Hong Kong*. Hong Kong University Press.
 Ma, Laurence J.C. & Cartier, Carolyn. (eds), 2003, *The Chinese Diaspora: space, place, mobility, and identity*. Lanham, Md.: Rowman & Littlefield.
 Wang, Larry 1998, *New Gold Mountain: The Success of Chinese American in Greater China*. New York: Mass Market Paperback.

二 人の流動と民族間関係、文化的アイデンティティの動態

——雲南ビルマルト、徳宏傣族の事例——

長谷川清

1 はじめに

多民族国家・中国の周辺部に居住し「国境」を跨いで生活圏を形成する諸民族集団は、国家の政治体制や社会経済構造、民族間関係、国際政治などが複雑に絡まり合うなかで、いかにして相互交渉の機会を確保し、アイデンティティの形成や集団維持に関わる文化的実践をおこなってきたのだろうか。その際、人間として本源的にそなわる移動性は、こうした動態的な過程にどのように関わるのであろうか。このような問いに対し、東南アジアと東アジアの境界に位置する雲南の、ビルマ（ミャンマー）に通じる交易路（以下では雲南ビルマルト、滇緬公路を併用する）沿いに分布する諸集団は興味深い事例を提供するように思われる。

雲南は、チベット高原に源を発する河川、高原・山地・盆地などの高度差に富む生態系、言語系統を異にする民族集団、東南アジア大陸部との間に引かれた長い国境線によって特徴づけられる。中国の「辺疆」ですぐ想起されるの

は、新疆、チベット、内蒙古といった西北地域であるが、雲南を含めた「西南辺疆」は、地理景観や、多民族構成その他の面で、他の周縁部とは異なった属性が保持される歴史地域とみなすことができる。

本章の考察対象は、雲南省西部において、雲南ビルマルートの歴史的展開のなかで生活圏を保持してきた、徳宏地区のタイ（傣）族〔タイ・ヌー〔Tai Nua〕（現地の人びとの発音では、タイ・ルー〔Tɛːlɔ〕）である。雲南・東南アジア境界地域のタイ系諸民族の多くは国境に跨って居住し、一方では汎タイ意識を共有しつつも、帰属する国家の違いから、文化的アイデンティティやエスニシティの表出において様々な差異が生み出されている。徳宏地区のタイ族の場合、ビルマ側のシャン仏教を受容し、ビルマのシャン人の伝統文化と共通する点を多く保持する一方、中華世界の周縁にあつて漢文化を受容した。こうした状況でどのような自己意識を表出するかについて、インド東北部、東南アジア、雲南に広く分布するタイ系民族を比較していくことは興味深い研究課題である。

以下では、徳宏傣族景頗族自治州での現地調査で収集した、民国期の民族間関係、諸民族の交易活動、宗教実践などに関わる資料を手がかりに、国境に跨って生活圏をもつ人びとを検討することの意義や課題について素描を試みたい。人びとはどのような歴史的文脈と地域・民族間関係のなかで自らの文化的アイデンティティを構築し、それを維持してきたのであろうか。今日、路西（芒市）は徳宏傣族景頗族自治州の首府として政治・経済・文化の中心となっており、国際的な貿易拠点の建設が進行する瑞麗（勐卯）とともに、中国とビルマを結ぶ交通ネットワークの拠点を作り上げている。↓図

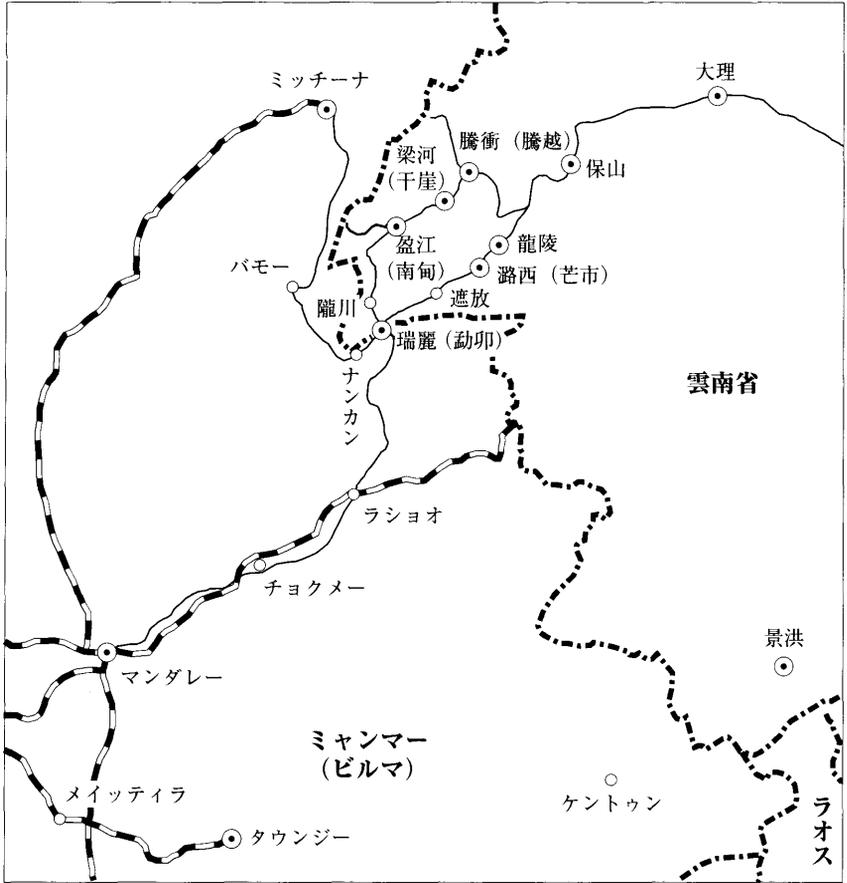


図 雲南ビルマ境界地域の概略図

2 フロンティアの地政学と民族間関係

(1) 「地域」と「民族」の歴史人類学

今日、東南アジア大陸部と東アジアの境界領域は重要な研究対象として関心が集まっている。これは従来の「国民国家」を前提とした地政学的認識や歴史理解、民族集団の社会文化研究のあり方に再検討を迫り、人間集団の歴史的な文化編成の解明という課題に対して、地域と民族の新たな理解や概念化の可能性を生み出すからである〔ダニエルス編 一九九九、塚田他編 二〇〇一〕。

中国西南地域の多民族構成状況下での民族間関係の動態や歴史展開に対して、ガーシユ (Giersch, C.P.) は、清代の雲南南部を対象とした実証研究に基づきつつ、国境地帯に沿って広がる雲南・東南アジアのフロンティア空間を「三日月弧 (a crescent-shaped zone) (the Crescent) と命名し、それを異なった文化、人種、民族集団、帝国の間にある政治と文化の遭遇する磁場、すなわち「中間地帯 (middle ground)」と位置づけた。そして、様々なエージェントや土着の力の相互作用、社会文化変動を扱うことの意義を強調し、婚姻関係、漢語、人口変動、商業ネットワーク、交易活動などの側面から検討をおこなった [Giersch 2006]。こうした視点はきわめて重要であり、人類学的な視角による国境地帯の民族集団の動態研究との連携が可能であり、きわめて汎用性に富むように思われる。

これまでの実証的研究の成果が明らかにしているように、この「中間地帯」では、漢族や多様な非漢族集団からなる複合社会が歴史の早い段階から形成されたが、商業ネットワーク、宗教の伝播、社会・文化変容、資源開発、生態変化など、様々な検討課題が山積している〔蒼銘 二〇〇四、方鉄・方慧 一九九七、周瓊 二〇〇七〕。とりわけ、西南中国において内陸交易ルートの形成は、各種の資源や物資、希少財、奢侈品などを流通させる一方、経済的な影

響だけでなく、人口の移動や移民社会の動態に大きな影響をあたえた。それは宗教や文化が人びとの間に伝播、浸透していくための基本的な回路でもあったが、近代以降、イギリスやフランスの植民地支配との遭遇をもたらした「陸朝 一九九七、申旭 一九九四」。こうした問題状況をふまえるならば、中国と東南アジアとの間で国境に面して存続してきたタイ系集団を主体とする土着政体が、その地政学的な条件を背景としつつ、多様な主体との間に多面的な交流や交渉を展開してきたことの意義について検討していくことは有意義である〔長谷川 二〇〇九b、陸朝編 二〇〇七、武内 二〇〇八〕。

(2) タイ系民族の地域的文脈

中国において雲南ビルマ境域に分布するタイ（傣）族は、他の民族集団と同じく、古くから漢籍史料のなかに記述がある。清代では早擺夷、水擺夷、花擺夷という種類に分けられ、記述されてきた。こうした外部からのまなざしに基づく分類や名称は歴史的に連続してきたが、中華民国期に書かれた民族誌的な記述でも「擺夷」「擺彝」が使われている。特に、タイ族を早擺夷と水擺夷に分け、両者を対比的に記述するという方法は頻繁に用いられている。早擺夷は山居するが、水擺夷は河川の近くで草葺きの家屋に住んでいる。徳宏タイ族は主として前者だが、西双版纳のタイ族（自称はタイ・ルー〔Tai Lue〕）は水擺夷に属する、といった語りである。また、タイを自称する人びとの間ではタイ・ヌー（傣那）／タイ・タウ（傣徳）の区別があり、前者は怒江（サルウィン川上流）の上流域に居住するタイ族を指し、後者はその下流域のタイ族を指すとされた〔孫承烈・張霏 一九八七〕³。

一方のビルマでは、タイ系諸族をシャン（Shan）と総称した。シャンという範疇はビルマ語に語源があるとされ、ビルマを植民地化したイギリス人もこの用法を踏襲し、民族誌記述でも採用した。リーチ（Leach, E）は、ビルマ人がビルマ系シャン（シャン・ブマー、Shan Bmah）、中国系シャン（シャン・タヨク、Shan Tayok）、カムティ・シャ



写真1 徳宏タイ族の村落（芒市盆地）

こうした自称としてのタイ (Taj) を共通項としつつ、名付けと名乗りをめぐる分化と交錯という問題に対し、民族間関係や歴史的文脈のなかでどのように理解していくのが妥当なのか、そうしたことにはどのような意義があるのかなど、今後の研究課題が残されている [高谷 二〇〇八]。

ン (Khamti Shan) を区別していることを指摘した。中国系シャンは雲南のシャン諸国家の人びとであり、騰越の南、サルウィン川の西に分布している。ビルマのバモーおよびミッチーナ地方にも居住している。そして、その多くは雲南省からの移民であるとしている。しかし同時に、シャン人は地域的には分散している。異なる地域間で方言の変化はかなりあるものの文化的にはかなり均質であり、シャン人＝仏教徒という図式を提示した「リーチ 一九八七」。また、デービス (Davis, H.R.) は以下の区分を取り上げた。すなわち、雲南省のシャンはタイ・チェ Tai Che、タイ・ケ Tai Hkeあるいは中国系シャン Chinese Shans と呼ばれているが、中国系シャンはこの名称を用いておらず、タイ・ヌー Tai No すなわち北方シャン Northern Shans と名乗っている。また、シャン土侯国の住民はタイ・ロン Tai Long すなわち大シャンを自称しているが、中国内のシャン人は彼らのことをタイ・タウ Tai Tau すなわち南方シャン人と呼んでいる [Davis 1970]。

(3) 交易ネットワークと人口移動

雲南ビルマルートの存在は、徳宏タイ族の歴史においてきわめて重要な文化史的意義を有している。物資の集散地として重要な役目を果たしてきた交易地点は数多いが、ビルマ側ではバモーやミッチーナをあげておかねばならない。雲南西部における漢族その他の集団の交易活動や商業ネットワークは、ビルマ側のこれら二つの拠点との関係を軸に形成されてきたという側面がある〔栗原 一九九一、陸朝 一九九七〕。

この交通路は日中戦争の時期、蒋介石を支援する軍事物資を輸送する目的で再編された。これに対し、このルートの開通以前、もっとも大量の貨物が運ばれたのは、騰越（騰衝）から九保（梁河）、旧城（盈江）という拠点を經由してバモーへと至る路線であった。こうしたなかで、永昌祥、洪盛祥、茂恒、福春恒などの商号は多彩な交易活動を展開した。

イギリスはビルマを植民地化すると、中国西南市場を開拓するために、清朝政府に雲南ビルマ貿易の商務に関する条約の締結を求めた。すなわち、「中英議定演繹界務商務條款」（一八九四年）における関税の自由化に関する取決めであり、ビルマから中国に輸入されるすべての貨物、あるいは中国からビルマに輸出される貨物は、芒允、蓋西という二つの貿易拠点を經由するという内容である。同年、芒允に税関が設置された。イギリスの主導による貿易拡大に向けた条約締結と並行し、植民地体制下のビルマでは近代的な交通システムが創出されていった。鉄道建設や河川交通の整備がそれである。一八八九年、ヤンゴン・マンダレー間の鉄道が建設され、九九年にはミッチーナまで延長された。また、一九〇三年にはマンダレー・ラシオオ間の鉄道が開通した。河川交易網も整備され、ヤンゴンからバモーまでの水運が年間を通じて航行可能となった。その結果、バモー・ミッチーナ間の航行は七ヶ月間可能となった。対ビルマ交易は清代中期以降に飛躍的な発展を遂げた。とりわけ騰越・バモー間の交易路が開通すると、漢族が大量に流入し、この路線沿いに居住し始めた。それにともない、徳宏タイ族土司の統治範囲に立地する定期市（街市）の所

在地はしだいに対ビルマ貿易との関係を強める一方、漢族を主体とした人口の流入が進み、各地で「漢夷雑処」という状況が起こるのである「楊毓才 一九八九」。

日中戦争期になって、雲南ビルマルートには大きな変化が起こった。芒市、遮放、畹町を經由してビルマ側のバモー、ラシヨオへと至るルートが建設され、いわゆる「滇緬公路」として中国への軍事物資の支援を主とした国際補給路として発展を遂げたからである。すなわち、一九三七年、日本軍の攻撃によって、中国沿海部の港湾都市は封鎖になった。そのため、西南中国と東南アジア大陸部を結ぶルートとして、重要な役目を歴史上果たしてきた雲南ビルマルートの存在に関心が集まり、一九三七年から翌年にかけて道路の建設工事が国家的事業として急ピッチで進められた。このルートは、旧来の雲南ビルマルートとは目的を異にする軍用道路であったが、戦時経済という特殊な歴史的状况のなかで活気を帯び、芒市鎮、遮放鎮、畹町鎮には外来の移民が大量に流入した。また、ビルマ側の交易拠点として畹町に面するバンサイ（芒賽、九谷）には多くの商号が進出した。⁵⁾

3 タイ族土司の「伝統」と「近代」

(1) 盆地政体と中華秩序

徳宏地区には多くの山間盆地（ムン）が分布している。「徳宏」という地域概念は、徳宏タイ語のタウ・ホーン（怒江の下方、南方の意味）に由来するが、その行政上の正式使用は一九五〇年代に民族自治州がこの地方に設置されてからである。それ以前は「騰龍沿邊区」「騰龍辺区」と呼ばれた。漢族の勢力範囲にあって内地的な支配体制が確立している騰越や龍陵の外側に位置するフロンティアという意味である。タイ族、ジンポー（景頗）族、ドアン（徳昂）族、アチャン（阿昌）族、リス（傣傣）族、漢族などが居住し、多民族地域が形成されている「徳宏傣族景頗族自治

州概況編寫組 一九八六」(表1、表2)。

タイ族は盆地空間に定住し、首長(王)と官僚組織を核に、盆地政体(ムン)を形成した点特徴である。この地域では歴史の早い段階からタイ系民族の政治統合が進行したが、一三世紀前後にはムンマオ(マオシヤン)王国が台頭した。これに対し、中国王朝は華夷秩序に組み込もうとしたが、ムンマオの側は帰順しなかった。一五世紀に「三征麓川」と呼ばれる大規模な軍事鎮圧をおこなった。十ヶ所の拠点に土司が設置された。南甸、干崖、隴川(以上、宣撫司)、蓋達、遮放(以上、副宣撫司)、芒市、勐卯(以上、安撫司)、戸撒、臘撒(以上、長官司)、勐板(土千総)

単位：人

民族	1938年	1954年	1964年	1982年	1990年
漢族	23000	51333	73143	122627	146375
タイ族	82000	49680	58736	87800	107907
ジンポー族	25000	14115	12457	20179	24945
ドアン族	5000	2008	3385	6116	8153
リス族	20000	1503	1147	1726	2646
アチャン族	10000	423	607	1083	1530
合計	165000	119062	149475	239531	291556

(出所) 民国期の資料は民国雲南省民政廳邊疆設計委員會編 [1985]、それ以外は、雲南省路西県志編纂委員會編 [1993] に基づく。

がそれである。土司・土官は歴史の展開において時期に違いがあるとはいえ、間接統治から直接統治へと改める統治政策、すなわち改土帰流が実施された〔武内 一九九七〕。雲南でもこのような転換が明代以降におこなわれていくが、タイ族地域では内地とは状況が違って複雑であり、徹底させることはできなかった。その結果、徳宏地区の土司体制は、中華民国期を通じて存続されたのである〔徳宏州政協文史和學習委員會編 一九九七、林超民 二〇〇一、趙純孝 一九三一〕。

土司は父系の世襲制を基本とする。彼らの政治的な権限は中国王朝から保証され、「印信号紙」(土司に授与された官印)を所持する点にあった。土司は朝廷に対する賦役の義務を負った他、有事の場合、王朝側の命令があれば、軍隊を出した。官職の継承時には漢籍の公文書による上奏が義務づけられ、官職の継承には必ず王朝の側から批准を得なければならなかった。土司は家譜を作成したが、その家譜には「漢族の子孫」の起源伝承が記されている〔松本

表2 徳宏土司地区の人口構成（1930年代）

単位：人

土司	世帯（戸）	人口	漢族	擺夷	山頭	その他
芒市	6300	32000	30%	60%		傣僳、崩龍
遮放	6000	20000	15%	20%		6.7%（山頭、崩龍）
勐板	500	1000	50%		50%	
勐卯	5000	20000		若干		29%（山頭、崩龍）
腊撒	500	2000	50%			5%（山頭、崩龍）
干崖	6000	30000	10%	60%	30%	
戸撒	1000	5000	30%	15%	55%	
南甸	7000	45000	60%	25%		1%（山頭、阿昌）
隴川	7000	35000	8%	25%	67%	20%（山頭、崩龍）
蓋達	4300	20000	30%	50%		5%（崩龍、傣僳）
潞江	1600	9000	50%			

（出所）方克勝 [1985] に基づき、筆者が作成。江応樑は1927年度の人口について、芒市5461戸27000人、遮放1260戸3300人、猛卯1500戸2930人、隴川2162戸7860人、南甸8000戸3000人、干崖5000戸20000人、蓋達3000、という統計資料を示している [江応樑・江曉林 2003b]。空欄箇所は統計資料なし。

一九八七」。その際、彼らの祖先が江西、南京、重慶などの内地出身の漢族と説かれる点とあわせて、ムンマオ王国への「三征麓川」に参加した経緯や軍功が記されていることが重要である。ここには、華夷秩序を支える役目を帯びた徳宏タイ族の政治エリートが、ビルマ王朝と中華帝国との境界領域にあって後者の文化的権威に従属するものとして自己を表象し、土司制度の保持を前提として義務づけられていたことが示されている [長谷川 二〇〇一]。

(2) 芒市土司の支配構造

芒市土司は明代の正統年間、始祖の放定正が王驥の南征に従い、その功績により加封されたことに始まる。以後、初代の放定正から末代の方御龍に至るまで、父系制に基づく世襲によって二四代の土司が安撫使を継承してきた。祖先の原籍は江西にあるとされるが、出自は土着のタイ族と解釈するのが妥当である。民国期に入ってから「方」姓に改めた「方一龍

一九八七、李全民 一九九七」。

土司権力の中核は正印土司、代辦、護理、護印、族官（土司の親族）という官職からなっていたが、土司の兄弟と親族がそれらに就いていた。族官は土司衙門におけるムン支配にかかわる各種の職務を分担した。土司の政治支配

は、統治者内部の抗争や王朝の権力交替、民族間対立などによって、どの時期においても不安定な状況にあったが、この点は芒市土司においても同様である。特に、清朝末期から民国期には土司の親族内部で対立抗争が起り、混乱した状態であった。以下の記述も関わるので、この時期の政治的状况を簡単に整理しておく。

清朝が崩壊し、中華民国が発足した時期、第二二代の方克明が即位した。彼には異母兄弟として方克光、方克嘉、方克彦、方克敏、方克勝らがいた。他方、国民党政府は漢族の流官が統治する行政機構を勅夏に置いた。それは芒遮板行政委員（一九一五年）、芒遮板設治局（一九二九年）、第一殖辺督弁公署治局（一九三二年）、潞西設治局（一九三四年）という変遷をたどったが、芒市、遮放、勐卯、勐板の四つの土司を管轄した。民国期の統治体制は、漢族中心の流官統治とタイ族の土司体制の折衷による二重構造であったのである。「王文成 一九九二」。方克明は民国二二（一九三一）年に病死した。その後を長子の方雲龍が継承したが、彼は在位後三年でなくなった。土司の地位は弟の方御龍へと移っていくことになるが、幼少であったため、叔父に当たる方克光が代辦（三代辦と称された）を務めた。この時期、国際関係や中国国内が混乱していることも背景にあり、国民党との関係を強く持った方克勝（四代辦）との対立が激しかった。一九四二年には日本軍が侵入し、芒市は占領された「方一龍 一九八七」。

芒市鎮は東里、西里、南里、北里の四つの区域に分かれていた。土司官署は東里にあったが、「三班六房」に範をとっていた。芒市土司の場合、三班は、属官班（二堂班）、親兵班、巡撫班の三つである。また、六房とは書房、総管房、差房、庫房、茶房、厨房のことである。土司の政治権力の拠点としての土司衙門は芒市鎮（老城子と呼ばれる）にあった。主要な施設は、大堂、二堂、三堂、四堂であった。大堂は土司が案件を審議する建物（土司審案堂）で堂官と堂鼓が常駐した。二堂は属官の執務、三堂は土司の休息、会見や接待のための建物がある。四堂は正堂であり、土司の住まいがあった「雲南省潞西県志編纂委員会編 一九九三」。

タイ族の農民村落はカン（畹）に組織された。カンとは農民村落を単位とした行政組織である。芒市地区では、タ

イ族農民の村落は大小四つのカンに組織されていた(括弧内は村落数)。すなわち、ファパ(法帕)(八村落)、ナム(那母)(七村落)、フォンピン(風平)(七村落)、マンヘイ(芒黑)(八村落)、ソンシユウ(松樹)(八村落)、コンムー(拱母)(八村落)、パデイ(帕底)(九村落)、シユエンガン(軒崗)(九村落)である。山地の漢族とその他の諸民族は、タイ族農村を対象にしたカン組織とは別系統の統治体制であった。四つの大練(東連、西連、南連、北連)、二つの小練(上東連、下東連)があった。⁽⁷⁾

土司は中国王朝の華夷秩序を日常の政務において体现した。その政治権力と權威の象徴は王朝から賜与された官印であった。毎年一二月二七日、土司官署では政務に使用した官印を翌一月二六日まで封じた。正月一日、土司衙門の正堂に族官、属官、各カンの頭人、村人らが集まり、土司に対する拝礼を行った。一月二六日には官印を開封する儀礼をおこない、同日に全ての官員、村落役人に官職を記した委任状を下賜した。これは土司衙門において最も重要な儀礼であった「施長根 一九八八」⁽⁸⁾。

(3) 上座仏教の受容

徳宏タイ族はシャン人と共通する上座仏教を信奉している。四つの教派(ポイゾアン、トーレー、ヨン、ゾーテイ)があった。各派がいつ頃、どのような経路をへてシャン州から徳宏地区に伝播、浸透していったかについては不明な点が多い。おおまかにいえば、ポイゾアン派の伝播が最も早いとされ、ヨン、ゾーテイ(一五世紀)、一八世紀(トーレー)という歴史的経過をたどったとされる「張建章 一九九三」。

芒市地区に上座仏教が入ってきたのは一五世紀の中葉とされる。タイ語資料の記述によれば、初代土司である放定正(放過法)は仏教を信奉した。現在のファバ村、トンカオ[等高]村一帯に村落を創設する際、寺院も建設し、ピルマから仏像を招来したと伝わる。これが芒市地区で最初の仏像であるとみなされており、五雲寺に安置されている。

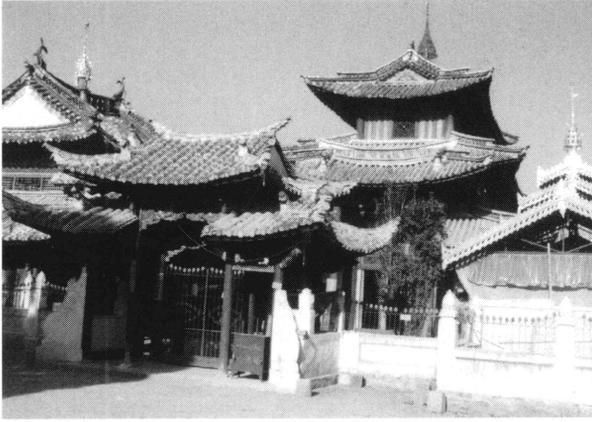


写真2 仏教寺院（仏光寺、芒市鎮）

放定正の後、歴代の土司は仏教徒として厚く信仰したが、寺院の修繕や建築、パゴダの建立が慣例となった。清代に入り、芒市地区では土司による寺院やパゴダの建立が進められた。特に、第一五代の放作藩（乾隆六（一七四一）年―三五（一七七〇）年在位）の時代には、フォンピンに仏塔（剛勳金塔）を建立した。彼の在位期間中、地方は安定し、平和であった。修築された寺院は六ヶ所を数えた〔李全民 一九九七〕。

江応樑は徳宏タイ族の寺院に「緬式」（シャン様式）と「漢式」（漢族様式）の二つのタイプがある点を指摘したが、芒市地区の寺院は漢族の建築様式であった。これは瑞麗地区にシャン様式が多いのと対照的である〔江応樑 一九五〇〕。芒市鎮には菩提寺、五雲寺、仏光寺など、権威のある中心的な寺院があるが、これらはいずれも漢族の建築様式の影響を受けている〔雲南省潞西県志編纂委員会編 一九九三〕。

土司は寺院や仏塔の修築、ポイと呼ばれる仏教儀礼を主宰し、上座仏教を護持する役目を担う世俗権力の体現者でもあった。土司の統治権力と仏教的権威は補完的な関係にあった。この点に関連して一つのエピソードを紹介しよう。最後の芒市土司となった方御龍は昆明から戻った翌々年、十六歳になっていたが、祖母の願いを入れて、フォンピンの仏塔を修築することになった。彼女はビルマのムンゲン（勳更。位置不明―筆者）のような仏塔を望んでいた。彼はこの仏塔を建立した人物が芒市に来ていたので、仏塔の修築を依頼した〔施長根 一九八七〕。この仏塔は第一五代の放作藩が建立して以来、毎年のも



写真3 ビルマ側から運ばれた仏像（芒市鎮、菩提寺）

イ・カントーで必ず参拝される重要な仏塔である。

4 雲南ビルマルトと社会・文化変動

(1) 交易ルートの「近代」と盆地政体

植民地化以後、イギリスはビルマに近代的な交通システムを整備していく。ヤンゴン・マンダレー間の鉄道建設及びミッチーナまでの延長、マンダレー・ラショオ間の鉄道開通、バモー・ヤンゴン間の水運など、雲南ビルマルトをめぐる交通・運輸システムは飛躍的に発展し、移動に費やす時間も大幅に短縮された。

この時期の交易活動についてはイギリス人による探険記や民族誌のなかに貴重な記述が残されている。北部シャン州の状況を確認しよう。スコットとハーディマンの記録では、一九世紀末におけるビルマ領内の交易路に関し、次のように記述している。ナティク (Nateik)

道路とスムサイ (Hsun Hsai)、シポ (Hsi Paw)、センウイ (Hsen Wi) の路線は主要な交易路であり、バモーからタウングー (Toungoo) まで山地に沿って数多くの小道があった。マンダレーまでの鉄道の開通、メイッテイラ (Meiktila) から南部シャン州の本拠地、マンダレーからラショオまでの馬車道路の建設によって、これらの政府道路はほとんど地方交通となった。雨期以外は常時使われた。シャン州から輸出されるものには、塩漬けあるいは乾燥させた茶、牛、ポニー、獣皮、角、未加工の砂糖、葉巻タバコ用の葉、ジャガイモ、ラック、いろいろな果物、そ

の他の雑貨である。輸入するものには、綿織物、絹織物、糸、塩、塩漬けの魚、ベテルナッツ、真鍮その他の金属製品、石油などがある、としている [Scott and Hardiman 1900]。

また、同時期のイギリス領インドの地誌 (Imperial Gazetteer of India) には、北部シヤン州について以下のよう
な記述がある。北部シヤン州で使用される輸送手段はマンダレーからラシヨオまでの鉄道を含んでいるが、馬車路線
のある範囲では、ラバ、荷駄牛、荷物を肩で担ぐ交易者 (pakondans) などの古い手段に取って代わった。余剰米の
大規模な交易では、米の栽培をおこなっていない茶の一大産地であるトーンペン (Tawngpeng) まで牛の隊商がやっ
てくる。以前、交易者はマンダレーまで運び、塩漬け、もしくは米と乾燥した茶を交換した。茶で得た金で交易者は、
塩、塩漬けの魚、綿製品、糸、マツチ、ケロシン油、ベテルナッツなどをシヤン州に持ち帰った。鉄道が開始される
と、大部分の茶とシヤンの市場向けの品物は鉄道で運ばれた。しかし、すこしの牛の隊商はマンダレーまで行くが、
現在では茶園と鉄道の間で使われている。また、鉄道までの米を搬送したり、鉄道で運ばれた輸入品を国内の各地に
分配するのに利用される。最大の市場にはナムカン (Nanhkan)、シポ (Hisipaw)、ノーンキオ (Nawngkio)、チヨ
クメー (Kyaukme)、ナムラン (Namlan) などがある。西洋からの物資については、マンチェスターの綿製品は急
速に自家製の織物に代わりつつあるが、糸、アニリン染料、ドイツ製の鉛筆、2アンナ貨幣をまねたポタンなどは最
も目に付く輸入品である¹⁰⁾。

以上の資料から、シヤン州においては生活必需品の物資とローカルな特産物を交換する交易活動が牛の隊商その他
の方式によって広くおこなわれてきたが、十九世紀後半にはマンダレーからラシヨオまでの鉄道開通などの近代交通シ
ステムの導入によって大きく変容したことが明らかである。そうしたなかで、西洋の物資も流通し始めたのである。
なお、交換媒体については、イギリスの植民地体制下での基本通貨であるルピー (Rupee) が流通し、徳宏地区でも
広く使われた。しかし、一九三〇年代における滇緬公路の開通以後、状況が若干変化し、芒市、遮放、勐板、盞達で

は中国の貨幣（雲南省で鑄造された半開銀元）が使われるようになったのである。この点に関して、江応樑は貴重な記録を残している「江応樑・江曉林 二〇〇三b」。

(2) タイ族土司の動き

徳宏地区はビルマ、インド方面に至る内陸交易ルートの要衝に位置している。中国王朝の側からみれば、この徳宏地区の土司は未だ十分には中国文化に習熟していない人びとであった。しかし、彼らはイギリスの植民地体制のもとに再編され、変容を遂げていくシャン州の動向には敏感であったのである。干崖土司の刀安仁はこうした時代の変化にいち早く対応した人物であった。彼は一九〇五年にビルマとインドの視察に行き、翌年、ヤンゴン、シンガポール、香港、上海を経て日本に留学したが、孫文の三民主義にも影響を受けた「横山 一九九七」。また、彼らは交通システムの近代化によって流入してきた西洋文化の恩恵を受けてもいた。こうした徳宏タイ族の土司と外来文化の関係について、江応樑は次のような記述を残している。土司というと、「鯨面文身」で漢化していない「土人」を想像するが、彼らは日常生活において「漢化」ばかりでなく「欧化」している。それはビルマ側と自動車による往来ができるようになったことが原因である。芒市、遮放、勐卯の土司は自動車も含め、西洋の物品を多数所持しており、日常生活においてそれらを使っている「江応樑 一九九二」。

芒市や遮放のタイ族土司はシャン州における交通システムの近代化にどのように対応したのであろうか。以下では、この問題を検討してみたい。結論から言えば、ビルマにおける交通システムの近代化の動きに対応して、主体的に道路建設に取り組んだ事実が指摘できるのである。戦略物資の補給路として建設された雲南ビルマルート（滇緬公路）が開通する一〇年前のことであり、芒市土司の方克明と弟の方克勝によって工事が開始され、芒市から畹町までの路線（芒畹公路）が完成したのである。この道路建設は、以下のような経過をたどって進められたのである「方正

春・劉紹農 一九八八^[1]。

一九二六年一〇月、方克明は方克勝、方克嘉、及び土司衙門の属官を連れてビルマに巡礼に赴いた。当時、芒市から畹町までは道路がなく、駕籠でいくか、馬に乗っていくかのいずれかであった。彼らは出発して七、八日でパモーに到着した。パモーからは船に乗ってマンダレーに至り、さらに汽車に乗り換えてヤンゴンに到着した。ビルマでは各地を巡礼したり、参観したりして一ヶ月ほど過ごし、帰途についた。その間、彼らは自らの目でビルマの道路が四通八達していることを確かめ、道路の重要性を認識した。彼らは芒市に戻ると、ビルマに通じる道路建設について親族や属官、各カンの頭人との間で協議し、あわせて遮放土司の多建助の支持を得た。工事にあたる労働者は芒市を主とし、遮放からも一部参加することになった。

道路工事はいろいろな課題を抱えていた。最も重要なことは、協力してくれる測量技師を探し出すことであった。方克明はこの任務のために、線永榮、方克嘉の二人をビルマに行かせた。二人はマンダレーに着くと、人の紹介を通じて一人の測量技師を探し当てた。彼はインド人であったが、ビルマ語とタイ語が話せた。交渉は成立し、この測量技師は線、方の二人と一緒に芒市にやってきた。彼は芒市に到着するとさっそく測量を開始したが、方克明の側では四つの隊を組織し、彼を護衛した。測量工事は約一ヶ月で終了した。この後、方克明はカンの頭人たちを招集し、それぞれのカンが分担する区間を決めた。芒市から三台山までの区間を四つに分け、パデイ、フォンピン、ナム、コンムーのカン組織に属している村落によって工事を分担することとした。このほか、マンヘイ、ソンシユウ、シユエンガンも分担した。工事は一九二七年の春節後に開始した。各カンでは農民を交代で工事現場に送った。同年十二月、芒市から黒山門までのルートが完成したが、遮放土司が担当した区間はその時点では完成しなかった。遮放土司の側でも農民を動員し、二八年一二月、黒山門から畹町までの道路が完成した。このように、芒市、遮放の両土司による積極的な取り組みによって、芒市から畹町までの全区間が開通したのである。^[2]

その後、芒市にはヤンゴンを拠点に商売を展開している黎信初が市場調査に訪れ、そして商号を開いた。彼は広東人の華僑だった。この商号は信泰隆と呼ばれた。その他、内地から来た商号には福協和、永昌祥などがあつた。方克光や方克勝なども日用雑貨などを扱う商店を経営した。全区間が開通すると、方克明は方克勝、線永栄らをビルマに派遣し、四台の自動車を購入した。一九二九年二月二〇日、方克明は土司官署の職員、各カンの頭人、農民たちを芒市街の三棵樹のところを集め、道路完成を祝う盛大な式典を開いた。工事に動員されたトンカオ村の一人の農民の回想でこの出来事を確認しておこう。

芒市土司の三代辦（方克光）は自動車を買う目的もあつて、芒市の人びとに道路を工事させた。我々の村ではカンや村の役職者が世帯ごとくに人を調達し、班に組織した。各班では五日間で七、八人を交替したが、我々の村では三棵樹を起点にレイメン（雷門）村を経て、飛行場のところの分岐路までを担当した。工事は二年ほどかかった。道路が完成すると、三代辦は赤色の自動車を一台購入してくるために、四つのカンの約百人を集めた。自動車はビルマ方面から竹筏に乗せて夏中の渡し場まで運ばせ、道路まで運びあげた。途中、大勢の人びとで後押しし、三台山のところまで運んだ。その後、バートウオ（壩托）寨の人びとが三十六道水小路から葑紅公路までを運び、芒市鎮の土司衙門に到着した〔周波月相佐 一九九一〕。

大勢の人びとが自動車を後押ししている様が自ずと浮かんでくるが、雲南ビルマルト（芒畹公路）の建設とともに当時の西洋文化の象徴とも言える自動車は、このようななかで芒市土司に受容されたのである。この歴史の一齣に過ぎない、ささやかなエピソードは何を意味するのだろうか。ここでは、この道路建設がタイ族土司の主體的な取り組みによって進められたという点に注目してみたい。従来、徳宏タイ族の土司社会を対象とする研究では、彼らを「改土帰流」を受ける側の客体としてのみとらえ、社会文化の変容や漢化過程、あるいは中央政府との関係を記述することはあつても、資料的な制約もあつて土着の側から理解することは十分ではなかつたように思われる〔林超民

二〇〇一」。

タイ族土司の側が当時の雲南ビルマ境界領域の近代化の動きに主体的にかかわっている点が重要である。この道路の建設を推進した方克光は、一九一六（民国五）年、騰衝県立兩級小学高等班を卒業した後、ヤンゴンの華僑学校に留学し、一九二一年に卒業している〔雲南省路西県志編纂委員会編 一九九三〕。当時、ヤンゴンには多くの華人が居住していたが、一九一九年以前に華僑中学は一ヶ所もなく、五四運動の後に創設された「王介南・王全珍一九九六」。こうしたヤンゴンの政治的状況と文化的環境のなかに、徳宏タイ族のエリートの人、方克光が一時期を過ごし、知的形成をおこなったという事実は、たとえそれが小さな史実に過ぎなくとも注目し値する。「近代」や「西洋」への能動的な自己意識がどのような形で発露されていくのかは、干崖土司の刀安仁を事例とした民族意識や近代化ヴィジョンの検討課題と共通しあう問題領域と言えよう〔武内 二〇〇八〕。

(3) 滇緬公路と中華ナシヨナリズム

日中戦争の勃発後、芒市、遮放經由の雲南ビルマルート（滇緬公路）は、戦略物資を中国におくる国際輸送路として重要性を帯びていくことになった。民国政府はこのルートの建設を急ピッチで進めた。昆明から下関の間はすでに開通していたが、下関から畹町までの区間を建設しなければならなかった。一九三八年、滇緬公路を建設する命令が出された。騰龍辺区の督弁は各土司が分担する区間を通過した。現地のタイ族の人びとも含め、多様な立場にある人びとが「抗日」という共通目標のために一致団結し、共同で道路を建設していくことになったのである〔多立周一九九一〕。芒市土司代辦の方克光、遮放土司の多英培にとつて、龍陵から畹町までの一〇〇キロメートル余りの道路を完成させねばならない任務は重圧であった。彼らは伝統的なカン組織に依存し、農民を動員した。事態は緊急を要しており、当然、人びとに多くの負担や犠牲を強いることになった〔莫喊 一九九一、坦板一九九一〕。「中華民

族」の存亡の危機というナシヨナリズムが発揚されるなかで、国家的任務の遂行がすべてに優先する大衆動員であった。「王成光 一九九九、朱振明 一九八九」。この点を確認しておこう。

一九三七年二月、芒市土司は召面准（土司衙門の役職）をファバに派遣してカンの頭人や村落の役職者を招集し、雲南省総管官の作成した滇緬公路に関する条文を伝達した。条文には次のようにあったという。現在、国家は困難に直面しており、情勢も緊迫している。武器や弾薬などはみなビルマのパモーで止まっており、運び入れることができないが、短期間でこの道路を完成することで、日本を敗北させることができ、中国にも前途が開けるのである、と。翌日、各世帯では必ず一人を木康の放馬場に出すことが指示された。放馬場は山地で斜面は勾配があつた。工事は辛い作業で、暗いうちから作業を始めたが、監督する土司衙門の官員の態度は厳しかった。「莫喊 一九九二」。

芒市や遮放ばかりでなく、干崖、南甸、盞達、戸撒、隴川、勐卯、勐板などの土司もそれぞれ農民を動員し、建設工事に当たらせた。隴川土司の場合、三台山の約一〇キロメートルを担当したが、五戸につき一人を出させ、一回目の派遣は五〇〇人であつた。人員は定期的に交替させた。「楊紹臣 一九九二」。干崖では土司官署の二〇名余りの官員が六つの街子、九つのカン、四つの山地地区、分散する数十ヶ村に赴き、工事に出る人を集めた。「刀安祿 一九九二」。運輸、技術者として多くの華僑も参加した。「林樹和 一九九二」。

5 交易活動と文化実践

(1) 複合社会の形成

徳宏地区は多民族構成による複合社会が形成されている。表1から明らかかなように、民国期における民族構成につ

いては、今日と大きく異なることはなく、次の六種類の民族集団があった（括弧内は現在の民族名）。漢族、擺夷（タイ族）、山頭（ジンポー族）、傣僰（リス族）、崩龍（ドアン族）、阿昌（アチャン族）である。表2は地区別にみた民族構成である。この表から、漢族が住民総人口の半数以上に達している地区には南甸（梁河）、潞江、勐板、腊撒があることや、芒市では約三割の漢族が居住し、隴川や勐卯では漢族の移住がそれほど進行していなかったことが分かる〔方克勝一九八五〕。

漢族人口の比率の高い南甸は、旧来の雲南ビルマルートの拠点であった。漢族移民の進出と交易活動との関係を示唆するが、それ以上に重要な要因は地理環境である。盆地周辺の山地には多くの漢族村落が多数形成されているが、彼らの進出している地理空間は山地のなかの「無耕地」ではなく、平地の「瘴癘」の多い土地でもない。冷涼な季候で居住しやすい地理空間に漢族は村落を形成したのである。芒市の勐戛、隴川の章鳳街、南甸の大場などはそれである〔江応樑・江曉林 二〇〇三b〕。

漢族はいつ頃から徳宏地区の山地に定住するようになったのだろうか。この点については雲南ビルマルートによる漢族の活動は歴史の早い段階から展開しており、また、明代におけるムンマオ王国の軍事征服と屯田、清代乾隆期の征緬と移民状況など、多くの検討すべき問題がある。芒市地区の場合、保山、騰衝などの漢族が移住してきたが、江東、象滾塘、勐旺、勐戛などの山地はその主要な対象であった〔雲南省路西県志編纂委員会編 一九九三〕。

この点を詳しく検討してみよう。表3は勐戛地区の村落形成の年代を整理したものである。一九九〇年度において勐戛地区には全部で七二の村落が分布しており、ドアン族、リス族、ジンポー族などの村落も若干分布しているが、漢族村落が圧倒的多数を占めている〔徳宏傣族景頗族自治州志編纂委員会編 一九九四〕。村落の創建年代を時期で分ければ、洪武期一、康熙期三、乾隆期一〇、嘉慶期三、道光期五、咸豊期六、同治期七、光緒期八、宣統期二、民国期八、新中国四、不明九、という結果になった。この地方への漢族の移入が乾隆期を契機にはじまり、清朝後半か

表3 芒市地区の勐戛鎮の村落創建年代

単位：人

村落	村落創設年代	人口・住民構成 (1990年度)	
勐戛	1370 (洪武 03)	漢族	4160
茶葉箐	1739 (乾隆 04)	ドアン	708
芒旺	1892 (光緒 18)	ドアン、漢族	356
勐穩	1760 (乾隆 25)	漢族	643
風吹坡	1820 (嘉慶 25)	ドアン	88
芒丙	1905 (光緒 31)	漢族	299
香菜塘	1905 (光緒 31)	ドアン	362
新村	不詳	漢族	210
小橋	不詳	漢族	312
裡河邊寨	1935 (民国 24)	漢族	454
外河邊寨	1818 (嘉慶 23)	漢族	700
南必河	1772 (乾隆 37)	漢族	546
外五寨	1935 (民国 24)	漢族	347
横箐	1900 (光緒 26)	漢族	248
長興街	1856 (咸豊 05)	漢族	556
大爐廠	1836 (道光 16)	漢族	295
勐旺	1791 (乾隆 56)	漢族	2333
小石城	1846 (道光 26)	漢族	17
干溝坪	不詳	ドアン族、漢族	267
萬壽寨	不詳	ドアン族	37
凹腰寨	1878 (光緒 04)	漢族	86
紅木梁	不詳	漢族	527
葉蒿坪	1846 (道光 26)	不詳	
蕨葉坪	1851 (咸豊 01)	リス族、漢族	383
大山田	不詳	漢族	148
大樓子	1869 (同治 08)	不詳	
蒿枝坪	1870 (同治 09)	漢族	159
大新寨	1677 (康熙 16)	漢族	659
大水溝	1902 (光緒 28)	漢族	217
尖山	1817 (嘉慶 22)	漢族	316
小石橋	1672 (康熙 11)	漢族	267
半坡寨	1904 (光緒 30)	漢族	238
团箐	1942 (民国 31)	漢族	296
建華村	1946 (民国 35)	漢族	425
小水井	1862 (同治 01)	漢族	135
天星寨	1853 (咸豊 03)	漢族	80
芹菜塘	1853 (咸豊 03)	漢族	258
坡頭寨	1931 (民国 30)	漢族	215
沙子坡	1916 (民国 05)	漢族	185
龍抱樹	不詳	漢族	244
大中寨	1910 (宣統 02)	漢族	215
梭壩塘	1886 (光緒 12)	漢族	27
打水溝	1853 (咸豊 03)	漢族	154
小尖山	1933 (民国 22)	漢族	114

村落	村落創設年代	人口・住民構成 (1990年度)	
小河頭	1841 (道光 21)	漢族	261
百泥井	1852 (咸豐 02)	漢族	182
象塘箐	1752 (乾隆 17)	漢族	501
龍河	1932 (民国 21)	漢族	184
芒棟寨	1892 (光緒 18)	漢族	221
上田丘	1642 (崇禎 15)	リス族	100
坪子寨	1792 (乾隆 57)	漢族	67
半坡寨	1772 (乾隆 37)	漢族	341
偏山寨	1932 (民国 32)	漢族	75
石頭寨	1862 (同治 01)	漢族	52
長興寨	1772 (乾隆 37)	漢族	313
三角岩	1672 (康熙 11)	漢族	1734
戶掌下寨	1752 (乾隆 17)	漢族	415
螞蝗溝	1840 (道光 20)	漢族	286
八家寨	1750 (乾隆 15)	漢族	458
叢崗	1870 (同治 09)	漢族	83
紅木樹	1871 (同治 10)	漢族	79
街子	不詳	漢族	255
長凹	1898 (光緒 24)	漢族	255
新雙龍寨	不詳	漢族	188
香果林	不詳	漢族	522
老寨	不詳	漢族	242
蒿枝壩	不詳	漢族	236
河坪子	不詳	漢族	428
胡家寨	不詳	漢族	20
新寨	1910 (宣統 02)	リス族	146
老寨	1900 (光緒 26)	リス族、漢族	114
螞蝗溝	1870 (同治 09)	リス族	68
老緬城	1850 (道光 30)	ジンポー族	192

(出所) 雲南省路西県志編纂委員会編 [1993] に基づき、筆者作成。空欄箇所は統計資料なし。

ら民国期に漢族移民が増加したことを示している。

(2) 漢族移民との交流

ここでは、民国期において芒市盆地のタイ族居住地域にどのような人の移動があったかを、芒市鎮およびその近郊を中心に検討する。筆者がこれまで実施してきた現地調査での聞き取り資料を主として用いることにするが、まず、それに先立って当時の資料で確認しておきたい。

一九三一（民国二〇）年の調査資料は以下のように記述している。芒市は周囲が山地で、中央が平地となっている。平地はおおむね擺夷である。周囲の山地には漢人が居住している。人口は千戸程度といわれるが、実際は二千戸以上もあり、村落はすこぶる多い。私塾は数ヶ所で、三字経、百家姓、幼学四書などが教材である〔民国雲南省民政廳邊疆設計委員会 一九八五〕。また、芒市鎮については、土司の官僚・官吏（属官）約四〇戸、タイ族農民約三〇〇戸、沿道に住居を構えた漢族約四、五〇戸の三つの住民層からなっていた〔方吉龍 二〇〇三〕。

当時、大理、下関、保山、龍陵、騰衝から商人がやってきた。彼らが持ってきた商品は、絹織物、絹糸、ハム（火腿）、ソーセージ（香腸）、ルーシヤン（乳扇）、弓魚、紅蝦、紅茶、ジャスミン茶（白花茶）などである。ビルマ側の商人も芒市に来たが、主な商品は綿糸、食塩、石油、乾魚であった。さらに牛、馬などの役畜もあった。芒市からビルマに運んだのは、エンドウ豆、ソラマメ、大豆などの農産物である。市が立つ日には、多くの貨物が牛によって芒市に運ばれ、賑わった〔方正春・劉紹農 一九九八〕。

芒市地区の漢族には二種類がある。一つは本地人であり、約四分の一を占める。彼らは山地に居住し、農業を営んでいる。もう一つは、乾季に商売のためにやってきた人びとである。彼らは中秋節の後にやってきて、水かけ祭りの前後に帰郷した。騰衝、龍陵、保山などが主な出身地である。日用雑貨を持ってきたが、芒市鎮で販売

した。彼らはタイ族の家屋や寺院も建立したが、設計図はタイ族が描いた。芒市土司は漢族を教師として招いて家屋を提供し、学校とした。騰衝や龍陵の人だった。⁽¹³⁾

これらの資料によつて芒市地区における交易活動や人の移動について大まかな状況をつかむことができるが、次に示すのは、芒市鎮に居住し、マンダレー、ラシヨオ、センウイなどにも行ったことのあるタイ族男性からの聞き書きである。

稲刈りが済んだ後、漢人がやってきました。タイ族は竹製の家屋しか造れなかったが、漢族は木材の家屋を作る技術があるので、注文を受けてタイ族の家屋を建築した。彼らの出身地は龍陵、騰衝からが多かった。芒市鎮の周囲には木材が豊富にあったので、タイ族の人びとが経費を出し、漢族に頼んで伐採してもらった。翌年、清明節を過ぎる頃に帰郷した。タイ族の手工芸は発達しておらず、自分たちで作れたのは、黒砂糖、土布、蜜蠟、竹器などである。紙は作れなかったので、ビルマ製を買ったが、騰衝からも入った。日用の生活雑貨はタイ族、漢族の双方から入った。土鍋は大理のペー族、四川の漢族が持ってきた。大理の人は土鍋を売り、ビルマに行くための費用に充てた。回族は少なかった。当時、三棵樹南側の低地一帯は、牛の隊商のための停留地であり、放牧ができた。乾季には数百頭もの牛が集まった。やってきた人びとはそこにテントを張った。ビルマ側のタイ族は牛の隊商を組んで、大米、乾燥魚、茶、塩などを運んできた。彼らはタイ・タウと呼ばれた。また、山地に居住する漢族はタイ族の人びとから「土漢人」(Xie Han Ren)と呼ばれた。

芒市鎮の人びとは二、三戸が一緒になって牛の隊商を編成し、ナンカン、ムセ方面に行った。ラシヨオまではいかなかった。芒市↓遮放↓ナンカンのコースで四日間の道のりであった。隊商は、午前中に進んで日中は休息し、涼しくなったらまた進むというものだった。途中、景頗族の襲撃に出くわすことがあった。彼らは長い刀、銃などの武器を持っていた。芒市からはクルミ、樟脳などを運んだ。ナンカンからは塩、乾燥魚、茶、石油、綿

糸、西洋の布や用品、蠟燭、紙などを持ってきた。バモー方面からは塩漬けの魚、イラワジ河一帯の産物を運んだ。茶はビルマ側のパラウン族が山地で生産していた。中国内地からの茶は少なかつた。騰衝にはよく行ったが、その先には行かない。よく知らないし、交通が不便だからである。保山よりもマンダレーやヤンゴンとの自動車道路の開通が早い。マンダレーには客から手数料を取って巡礼や旅行など専門に扱う業者がおり、タイ族の業者が数戸あつた。自動車の道路が開通してから、このような団体の巡礼旅行は多くなつた。¹⁴⁾

この資料から芒市のタイ族と漢族の關係が緊密であり、漢族は生活物資をめぐつてばかりでなく、家屋という生活空間の編成や文化的実践に深く関与したことが分かる。また、芒市にビルマ側のタイ族が生活物資を持ってやつてきて、彼らはタイ・タウと呼ばれていたこと、山地に居住する漢族が別個の存在として認識されていたことなど、芒市盆地における民族間關係の基本的なたちを理解することができる。一般の民家や寺院が漢族式である点が徳宏タイ族の特徴とされている問題は、こうした点から今後資料を収集してみる必要がある。¹⁵⁾

(3) タイ族の交易活動

民国期には、タイ族が関わる牛の隊商が芒市、遮放、勐卯地区とビルマ側のシャン州との間を往来していたことは、前述の資料からも明らかだが、この点を遮放、瑞麗での聞き取りでも確認した。

滇緬公路の開通以前、我々の村では牛の隊商を組んで畹町やバモーに行つた。特別な組織があつたわけではなく、行きたい人同士が何人かでそれぞれ二、三頭ずつ牛を出した。行く時には何の荷物も積んでいなかった。毎日、午前と夕方の二回進んだ。早朝五時頃から一一、一二時ぐらゐまでと、午後五時頃からである。昼食を取つた後は休息した。塩、油、日常の生活用品などを積んで来た。積んできた品物は遮放街で売つたが、一部は芒市から来た人に売つた。途中、景頗族の掠奪にあつたこともあつた。畹町の向かいのバンサイ（芒養）には日用雜貨

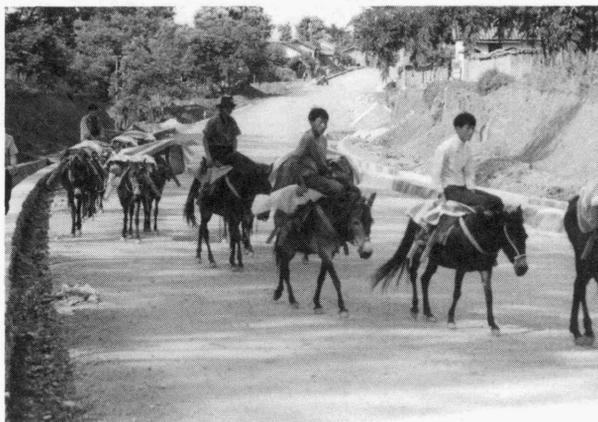


写真4 荷物を運搬する馬の隊商

を買いに行った。こうした雑貨はムセ付近で買えるので、わざわざ遠くのラシヨオなどには行かなかった。このような類の交易活動は一年中あり、どこの村でもおこなっていた。一一、一二月には、塩漬けの魚を買い付けにバモーに行った。これはこの時期だけのもの、そこでしか入手できなかった。毎年買い付けに行った。自分は一六歳の頃、牛の隊商を組んでバモーに行ったことがある。一〇数人の男たちで行ったが、全部で六〇頭ぐらいの牛がいた。第一日は晩町まで行くが、晩町から勅卯へは竹の筏で川を渡った。二日目には勅卯鎮付近のタイ

族の村に泊まった。ムンガーヤ、ロイウエン(雷允)の渡し場をわたってバモーに行った。四日間の行程だが、往復で一〇数日かかった。牛一頭に二四〇斤(一二〇キログラム)の荷物を積んだ。持ち帰った品物は仕入れの三倍ほどの値段で売れた。「解放」以後もこのような活動をしたが、しだいになくなった。¹⁶⁾

次の資料は瑞麗地区の村落での聞き書きである。この村はビルマとの国境に沿っており、瑞麗河畔に位置している。調査当時、世帯数二七〇戸余りであった。芒市や遮放からの移住者が大半を占め、インフオーマンントの男性自身も父親は芒市のナム村出身であった。¹⁷⁾ 瑞麗地区には土地が豊富にあったのに対し、ナム村は土地が少なかった。

牛の隊商は一二頭を単位とし、五、六世帯の人で構成した。最小は三人で隊を作った。毎年七月末から一〇月の農閑期にこうした活動をしたが、米をバモーに運び、代わりに海の塩を持ち帰った。このような交易活動は一般に年一回だけであるが、各村落に

はこうした牛の隊商があった。当時、今の道路はなかった。稲刈りの後、若い者は茶摘みの出稼ぎにもいった。ビルマ側のロイロンという場所で、ドアン族が経営していた。春節から水かけ祭りの頃にかけて出かけ、タイ暦六月には戻ってきた。「解放」後は行かなくなった。⁽¹⁸⁾

雲南ビルマルトにおいて交易活動に関与した集団は様々であるが、漢族は広域に及ぶ商業ネットワークに基づく交易活動をおこなっていた。これに対し、徳宏タイ族では専従の商業集団としての分業化は未発達であった。また、彼らの交易は牛の隊商（牛帮）であった。交易品目などの比較から見ると、タイ族の交易活動とその移動範囲は漢族の活動範囲と重なっている部分もあるが、異なっている。また、徳宏タイ族による牛の隊商の交易活動は、中国内地の方向に向いていない。シャン州に対しては、マンダレー、さらには南部シャン州にまで活動範囲が開かれていることと対照的である。また、タイ族は専従的な交易者でなく、農閑期を利用した交易活動の従事者である。漢族と徳宏タイ族は、土司制度のように政治的な力の差による優劣の関係があったが、タイ族自身もローカルな生活圏を形成し、日常生活用品や食料品、特産物などを調達しており、各種の生活物資を運んでくる漢族の交易活動とは対立せず、むしろ補完的な関係にあったと言える。

(4) 仏教実践の諸相

雲南ビルマルトを媒介にしてタイ族がどのような宗教実践に関する活動をおこなったのかをみておこう。先に挙げた資料では不明であったが、芒市鎮東里のゾーティ派の人びとは出家や巡礼のためにヤンゴンに赴いた。芒市鎮には菩提寺（ポイゾアン）、五雲寺（ヨン、後にポイゾアン）、仏光寺（ゾーティ）などの寺院がある。以下は仏光寺と関係のある老人男性からの聞き取った内容である。

ゾーティの村は、芒市では東里、インジン（印金）、フーホー（賀和）、パディなどである。我々の村（東里）

ではビルマで綿布、綿糸、油、塩などを仕入れてきた。人を雇って馬でいった。ムセ、ナンカン、ラシヨオなどが行き先であった。馬の隊商のルートで七日間かかった。自分は十才の時に、ヤンゴンに行ったことがある。ゾーティの寺院は、ヤンゴンの近郊にあった。自分が見習僧になった時、三台山を通る道路はできていなかった。徒歩で行った。自分の行った寺院に止住していた時、四〇名ほどの見習僧がいた。出家して三年間ここに止住し、その後、別な寺院に移り、一年留まった。我々の村では毎年ヤンゴンに巡礼した。日用品や衣類などを持ち帰ったが、ポイをする必要のある時には仏像などを買ってきた。自分は一九五二年から翌年にかけて、芒市のゾーティの信徒代表として、インジン村の信徒とともにヤンゴンの大金塔（パゴダ）まで巡礼の旅をしたことがある。こうした巡礼では經典を唱えることができる、知識と経験のある人が代表者に選ばれた。¹⁹⁾

この資料から、芒市地区のタイ族がナンカン、ラシヨオ、マンダレーをはじめとするシャン州の各地方)、さらにはヤンゴンにまで及ぶ広域的なネットワークや仏教実践の地理空間を保持していたことが推測される。徳宏地区においてゾーティ派の村落はきわめて少数であった。トーレー、ポイゾアの派が多かった。仏教復興が進行した時期にそうしたタイ族の教派のつながりや文化的アイデンティティが表出された。また、再建した寺院でおこなわれたポイ儀礼で寄進される仏像はビルマ側で購入してきたものがほとんどである。

徳宏タイ族の人びとがおこなった重要な活動がこうしたビルマでの仏像の購入である。仏像を寺院に寄進して功德を積むポイパラ儀礼はタイ族の人びとにとって重視とみなされているが、それに必要な仏像はナンカンで購入して行く場合が多かった。²⁰⁾ この問題は、民国期に芒市のタイ族村落で調査を行った田汝康が取り上げている。彼の記述のなかに、村人が共同でナンカンまで仏像を購入に行ったことが描写されている。彼らは七尊の大仏と二〇尊の小仏を購入し、ポイ儀礼を盛大におこなった「田汝康 二〇〇八」。ポイパラ儀礼で寄進される仏像の大半は必ずビルマ側から得てこなければならぬと考えていたと江応樑は記述している「江応樑 一九五〇」。

6 文化的アイデンティティの諸問題

中国では「統一的な多民族国家」成立の前段階として、中華的世界観と華夷秩序に基づいた王朝支配の長い歴史がある。そこでは「中華」を具現する諸原理が絶対化された。こうした政治文化の伝統のなかで、少数民族は「中華」の理念から影響されつつ、自己の内的編成を歴史的に進行したのである。したがって、国境画定以前の歴史的状況や華夷秩序の諸原理が作動していた段階におけるエスニシティ編成の政治・文化的力学、及びその過程で生成された文化的アイデンティティの様態が今日の少数民族問題に様々な影響をもたらしている。

ビルマ側イギリス人の残した探検記や調査報告のなかでは、中国文化の受容と漢化の程度を基準に、雲南・ビルマ境界地域のタイ系諸族すなわちシヤンを、ビルマ系シヤン *Burmese Shan* と中国系シヤン *Chinese* とに分け、両者の相違を比較している。前述のスコット (Scott, J.G.) は、ビルマ系シヤンと中国系シヤンが文字、衣服の色やデザイン、頭に被るターバンの形などで相互に異なること、ビルマの領土内に居住する。ビルマ系シヤンは、完全にビルマ人によって征服され、政治的にも文化的にも同化が進んでいることなどを指摘した。ビルマ系シヤンと中国系シヤンの文化的境界は、おそらく両者がそれぞれの征服者の服装、作法、スタイル、習慣などを受容することによって生成したと考えられる「長谷川 二〇〇一」。徳宏タイ族が自己の文化的特徴を語る場合、両者の差異として彼らが持ち出すのは、言語、文字、服装、家屋の形式、栽培稲の品種、農耕技術、調理法、歌謡形式、漢字の「姓」および漢族の儀礼的慣行の有無など、衣食住や生活様式、風俗習慣の全般に及んでいる。とりわけ、徳宏タイ族の民間でよく見かける土間と平屋式の家屋は、近隣の漢族のそれと同じであり、これは高床式の家屋とは一見して確認できる相違である。徳宏タイ族の村落では、村人は多様な漢字の「姓」を有している。また、春節、清明節など、漢族の風俗習

慣や社会組織原理から影響を受けている。

芒市地区の場合、中華民国の時期に漢族が多く流入し、移住、移動してきた漢族から一定の影響を受けた。漢族と様々な日常的な生活実践の場における接触と交流、その影響による文化受容が進行するのである。前述の聞き取り資料からも推測できるように、芒市地区への漢族の移住や往来の活性化は雲南ビルマルートの開通が一つの契機となっている。漢字の姓の使用が一般民衆のあいだにも広まったのもこの時期である。当時、戸籍を登録し、税をおさめる際に、漢字の姓で登録したからである「江応樑 一九五〇、張元慶 一九八七」。これらの点についての検討はきわめて重要である。

この時期に進んだ学校教育の影響も考慮しなければならないだろう。タイ族の間で儒学はほとんど普及していなかったが、清朝末期になり、平河、河心廠など、龍陵一帯の漢族居住地区では民間の私塾が出現した。これらの学校はいずれも山地地域にあり、タイ族とは関係がなかった。芒遮板行政区勸学所が一九一三（民国二二）年に成立した時、七ヶ所の国民学校しかなかった。タイ族の居住区域では一九三二（民国二一）年に方克光が五雲寺に開設した芒市公立兩級小学の建設が最初である。学校教育の導入は以下のように進んだ。すなわち、方克光は方克顔、方克玉、方克旺、方正春、方正清などの芒市のタイ族青年を昆明に派遣した。彼らのうちの七人は国立第一師範学校に学び、三人は講武堂に学んだ。また、勐戛から二名の教師を招き、五雲寺に学校を開いた。生徒の大半は芒市土司の属官の子弟、芒市街の漢族であった。芒市公立兩級小学の最初の卒業生のなかから、何人かが昆明の南菁中学に派遣された。また、別の一部の卒業生は、ファバ、ナムなどの農村地域の短期小学校に教師として送られた。しかし、農民の側では当初、自分の子供を学校に遣うことに警戒感を示した。そこで、方克光は次のような措置を講じた。カンや村落の役職者の子弟は、必ず学校に通学させることにしたのである。こうような経過をへて、ファバ、ナムには分校が開設された「李国華・呂志篠 一九八九、潞西県教育局編 一九九三」。国民党政府の指示を受けて、学校教育の導入が

土司を中心に進められていくが、これは「中華民族」の発揚という全体的な枠組みのなかで徳宏タイ族としての自己意識を構築し、表出することでもあった。

7 おわりに

雲南ビルマルルートは歴史上、きわめて重要な役割を果たしてきた。このルート沿いに多くの交易拠点を形成した。こうしたなかには、今日、地方経済の中心地として人口の集中化が起こり、城鎮都市となっているものも多いが、交易路は経済的な意義ばかりでなく、宗教や文化、思想が伝播浸透していくための地理的な回路でもあった。徳宏地区のタイ族社会はビルマ、インド方面にいたる内陸交易ルートの要衝に位置している。

本章では、徳宏タイ族が中国とビルマという境界領域にあつて、自らの民族的アイデンティティをどのように形成してきたのかを、人口移動、民族間関係、文化的アイデンティティの動態という角度から検討をおこなった。漢族は長期にわたる移住と拡散の過程をへて、国境地帯を含む中国全域にはほくまなく居住するに至っているが、多様な民族集団が交錯する雲南のフロンティア空間において、地域全体の政治的、経済的、社会的動態はもとより、日常実践を通じて生活文化の受容や模倣、借用の機会をもたらし、少数民族の文化的アイデンティティの内的編制やエスニックな境界維持に影響をあたえてきた。

繰り返しになるが、中国では「統一的な多民族国家」成立の前段階として、中華的世界観と華夷秩序にもとづいた王朝支配の長い歴史がある。そこでは「中華」を具現する諸原理が絶対化された。徳宏タイ族の場合、こうした政治文化の伝統のなかで、長期に及ぶ土司制度を媒介にして「中華」の理念を受容しつつ、自己の内的編成が歴史的に進行了たのである。しかし、国境画定以前の中国・ビルマ間の政治的關係やシャン州との交流、汎タイ族意識を共有す

る上座仏教徒としての文化的アイデンティティの様態が今日の彼らの動向に様々な影響をもたらしている点を看過してはならないと思われる。

タイ系諸族の多くは、国境を越えて同属意識、汎タイ意識を共有しつつも、複数の国民国家に所属し、マクロレベルにおける国家システムから様々な影響をうけている。徳宏タイ族の場合、中国王朝の華夷秩序の下にあったが、一方でビルマ側のシャン人との交流を保持しつつ、漢族という文化的他者との出会いと交渉を通じて主体的な自己形成に努めた点について一定の歴史的意義を認めることができるだろう。

いずれにしても、こうした境界領域、すなわち中国西南部から東南アジア大陸部にかけてのフロンティア空間において人口移動、民族間関係、多様な人びとの交流活動の歴史が教えてくれるのは、それが広域的に形成されたネットワークに基づいていたという点である。国境地域のボーダレスの進行とともに、国境に跨って居住する多様な民族集団の文化実践はますます広域化し、複雑な関係性をますます内部に抱え込むようになっていく。今後は国家の境界を越えて生成している越境的な文化実践のあり方について、人の移動やネットワークの重層性、広域性に注目しながらその実態を明らかにしていく必要があるだろう。こうした作業を通じて、ユーラシア諸地域における人の移動と文化交流の動態という問題探究は、新たな地平と可能性を見出していくように思われる。

注

(1) 本稿で用いた資料は、これまでの塚田誠之教授(国立民族学博物館)が代表となった科研プロジェクトで収集したが、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)19401040「中国南北の国境地域における多民族のネットワーク構築と文化の動態(2007-2009)」によって検証と考察を進めたものである。

(2) 徳宏タイ族を対象とする江応樑の現地調査の資料は貴重である。一九三七年、江は中山大学研究院からの派遣で徳宏地区の七つの土司地区で合計五ヶ月間の現地調査を実施した「江応樑 一九五〇・一九八三・一九九二、江応樑・江曉林 二〇〇三a,b」。

(3) 筆者もこの問題について現地調査を実施し、検討を試みたことがある〔長谷川 二〇〇二〕。芒市鎮に住むタイ族の男性F氏(当時七四才)の説明は以下の通りであった。自分たちは「タイ・ルー」(タイ・ヌー)を自称するが、文化面において漢族からの影響を受けている。ビルマ側にも同系のタイ族が居住しており、センウイのタイ族は同系である。一九九六年九月二日に聞き取り調査を実施。

(4) この交易路は、旧城から以下の二つの路線に分かれた。すなわち、①旧城→蛮允→石梯→西礼→拱羅→バモー、②旧城→小辛街→蛮線→芭蕉寨→古里卡→茅草地→小田壩→バモー、がそれである。その他、ミッチーナに至る路線(九保→旧城→蘆達→昔馬→花椒河→昔馬拱、戛鳩→ミッチーナ)、隴川を経由してビルマ側の洋人街、そしてバモーへと至る路線(九保→羅岡(羅卜壩)→清平→城子→景坎→草鳳→洋人街→拱鷺→壩浪→バモー)、碗町から瑞麗、ムセ、ナンカンを通過してバモーに至るルートがあった〔徳宏傣族景頗族自治州商業局編 一九九二〕。

(5) 茂恒、萬通、協樹昌、協義恒、同泰、永茂和、泰記、永昌祥、義順、鴻興源などの商号があった〔何開智 一九九八〕。

(6) 徳宏州政協文史和学習委員会編「一九九七」参照。漢文化を習得することは「文化」を持つことを意味していた。家譜は漢文でかかっているが、「家譜がないと、文化がない」とみなされた(一九九六年九月二日、F氏より聞き書き)。

(7) 「雲南省路西県志編纂委員会編 一九九三」、「李全民 一九九七」参照。「連」という名称は、山地に設置された清代の軍事組織の「卡連」に由来し、漢族、リス族、ドアン族、アチャン族の村落が含まれている。一つの連は「郷」に相当する。

(8) 土司権力と儀礼システムについては、隴川土司の事例を検討した〔長谷川 二〇〇九b〕を参照。

(9) ポイは仏教儀礼を総称し、年間の仏教行事や人生儀礼としておこなわれる〔長谷 二〇〇八、田汝康 二〇〇八、褚建芳 二〇〇五〕。安居明けにおこなうポイ・カントーの儀礼は盛大におこなわれた。仏教徒の人びとは菩提寺、五雲寺、仏光寺、中華寺、フォンピン、コンムー、ファバの仏塔、三仙洞などを参拝した。それぞれの地点ではポイをおこなう日時が決められていた(一九九六年九月一日、G氏より聞き書き)。遮放地区でも状況は同様であり、ポイ儀礼が大規模におこなわれた。土司は寺院の建立、仏塔の修築に関与した〔多明 一九八八、王相老 一九八八〕。

(10) Lewis, C. C. [1908] 参照。同時期の交易ルートや交易品目については〔Chiranan Prasertkul 1989〕も参照。

(11) 一九三〇年代以前のルートは、芒市から風平、葦紅、三十六道水、遮放、戛中、黒山門、碗町へと至るルートが中心であった〔雲南省路西県志編纂委員会編 一九九三〕。

(12) この時の遮放上司は多建助である。遮放の年代記は、彼がビルマから「洋人」を招いて測量したこと、農民たちに工事を命じた

こと、工事に参加した農民には四年の間に新しく開墾した田地の稲米を無償で提供したこと、属官に命じて工事を分担させたことなどを記載している「王相老 一九八七」。

(13) 一九九六年九月一日、芒市鎮在住のG氏より聞き取り。

(14) 一九九六年九月二日、芒市鎮在住のF氏から聞き取り。

(15) 一九九六年九月二日、芒市鎮在住のH氏より以下の内容を聞き取った。芒市は水害が少ないので漢族式の家屋が多い。漢族に依頼して建ててもらったものである。小さい村落では竹楼や草葺きの家屋が多かったが、ナム、ファバ、フォンピンなどのタイ族村落は裕福であり、瓦葺きの家屋も多かった。芒市鎮の家屋も瓦葺きだった。漢族が僚族に伝えた文化要素、あるいは「漢化」については、趙晩屏が詳細にその項目を挙げている「趙晩屏 一九三九a b」。また、長谷も徳宏タイ族の風俗習慣、宗教信仰の漢化の問題を検討している「長谷川 二〇〇八」。

(16) 二〇〇九年八月一四日、遮放鎮在住のS氏（調査時七八歳）より聞き取り。

(17) 住民の大多数は、タイ・マオを自称するが、芒市、遮放方面から移住してきたタイ族の村落もかなりある。たとえば、ホーソン〔賀双〕村（五〇〇戸余り）では、八五パーセントが芒市、遮放からの移住者である。一九九七年八月二四日、瑞麗地区姐相郷在住のR氏より聞き取り。

(18) 一九九七年八月二八日、同村に住むT氏（調査時五八歳）から聞き取り。彼もシャン州各地で薬を売り歩いた経験がある。

(19) 一九九六年九月一日、芒市鎮東里在住のI氏（調査時七〇歳）より聞き書き。

(20) 芒市地区のナム村で寺院が再建されたのは一九八八年である。宗教政策の回復以後、三〇〜四〇戸の世帯でポイバラ儀礼がおこなわれた。仏像、仏具はナンカンから購入してきた（一九九一年三月調査）。教派のネットワークやシャン州との交流関係の実態に関する資料収集は今後の課題であるが、瑞麗地区の状況については「長谷川 二〇〇九」を参照。

参考文献

【邦文・中国語文】

蒼銘 二〇〇四『雲南辺地移民史』民族出版社

クリスチャン・ダニエルス編 一九九九『アジア遊学9 少数民族の謎の歴史』勉誠社

刀安祿 一九九一「搶修滇緬公路見聞」（徳宏州文史資料選輯）第八輯

- 德宏傣族景頗族自治州概況編寫組 一九八六『德宏傣族景頗族自治州概況』德宏民族出版社
 德宏傣族景頗族自治州商業局編 一九九一『德宏州商業志』德宏民族出版社
 德宏傣族景頗族自治州志編纂委員會編 一九九四『德宏州志・綜合卷』德宏民族出版社
 德宏州政協文史資料委員會編 二〇〇三『德宏傣族新社会五十年』雲南民族出版社
 德宏州政協文史和學習委員會編 一九九七『德宏土司專輯』德宏民族出版社
 多立周 一九九一『搶修瀘緬公路終點段』(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
 多明 一九八七『遮放歷代土司簡史』(『瀘西県文史資料選輯』第八輯、德宏民族出版社)
 方吉龍 二〇〇三『芒市鎮傣族群衆步入小康』(『德宏傣族新社会五十年』雲南民族出版社)
 方克勝 一九八五『建設騰龍邊区各土司地意見書』(『德宏州志編委辦公室編『德宏史志資料』第三集)
 方鉄・方慧 一九九七『西南辺疆開發史』雲南人民出版社
 方一龍 一九八七『芒市土司史』(『瀘西県文史資料選輯』德宏民族出版社)
 方正春・劉紹農 一九八八『畹芒公路始末』(『畹町文史資料選輯』第一輯)
 長谷川清 二〇〇一『中華の理念とエスニシテイ』雲南省德宏地区、タイ・ヌーの事例から(『塚田誠之他編『流動する民族—中国南部の移住とエスニシテイ』平凡社)
 長谷川清 二〇〇九a『宗教実践とローカリテイ—雲南省・德宏地域ムンマオ(瑞麗)の事例』(林行夫編『「境域」の実践宗教—大
 陸部東南アジア地域と宗教のトポロジー』京都大学学術出版会)
 長谷川清 二〇〇九b『雲南タイ族の事例—中華世界における「宗教」と「民族」』(岡洋樹編『内なる他者—周辺民族の自己認識の
 なかの「中国」』東北大学アジア研究シリーズ第10号)
 何開智 一九九八『解放前の畹町』(『畹町文史資料選輯』第一輯)
 江応樑 一九五〇『擺葬的生活文化』中華書局
 江応樑 一九八三『傣族史』四川民族出版社
 江応樑 一九九二『江応樑民族研究文集—民族出版社
 江応樑・江曉林 二〇〇三a『滇西土司区諸族図説—關於德宏地区20世紀30年代的老照片和老故事』德宏民族出版社
 江応樑・江曉林 二〇〇三b『滇西擺夷之現實生活』德宏民族出版社

- 栗原悟 一九九二「清末民國期の雲南における交易圏と輸送網」(『東洋史研究』五〇—一)
 リーチ・E. R. (著)・関本照夫(訳) 一九八七「高地ビルマの政治体系」弘文堂
 李国華・呂志篠 一九八九「方克光興学」(『德宏州文史資料』第七輯)
 李全民 一九九七「芒市安撫司」(德宏州政協文史和學習委員會編『德宏土司專輯』德宏民族出版社)
 林超民 二〇〇一「雲南傣族土司制度的終結」(『民族學通報』第一輯)
 林樹和 一九九二「搶修滇緬公路回憶片斷」(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
 路西県教育局編 一九九三「路西県教育志」德宏民族出版社
 陸韜 一九九七「雲南对外交通史」雲南民族出版社
 陸韜編 二〇〇七「現代西方學術視野中的中国西南边疆史」雲南大学出版社
 民国雲南省民政廳邊疆設計委員會 一九八五「騰龍邊区開發方案」(德宏州志編委辦公室編『德宏史志資料』第三集)
 松本光太郎 一九八七「『漢族の子孫』としての少数民族」(『民族學研究』五二—三)
 莫喊 一九九二「回憶修路情形」(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
 長谷千代子 二〇〇八「文化の政治と生活の詩学—中国雲南省德宏タイ族の日常実践」風響社
 施長根 一九八八「芒市末代土司方御龍自述」(『路西県文史資料選輯』德宏民族出版社)
 孫承烈・張霈 一九八七「雲南德宏傣族景頗族自治州辺六県和騰衝県各民族的地理分布及歴史来源」(『德宏傣族社会歴史調査』(三))
 雲南人民出版社
 高谷紀夫 二〇〇八「ビルマの民族表象—文化人類学の視座から」法蔵館
 武内房司 一九九七「清末土司システムの解体と民族問題」(『歴史學研究』七〇—五)
 武内房司 二〇〇八「清末雲南タイ系土司の近代化ヴィジョン—刀安仁とその周辺」(塚田誠之編『民族表象のポリティクス—中国南部における人類学・歴史学的研究』風響社)
 担板 一九九一「用血汗筑成的公路」(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
 田汝康 二〇〇八「芒市辺民的擺」雲南人民出版社
 塚田誠之他編 二〇〇一「流動する民族—中国南部の移住とエスニシティ」平凡社
 申旭 一九九四「中国西南对外関係史研究」雲南美術出版社

- 王介南・王全珍 一九九六『中緬友好兩千年』德宏民族出版社
- 王文成 一九九二「近代雲南边疆民族地区改土歸流論述」(『思想戰線』一九九二一六期)
- 王文成 一九九九「滇西抗戰与雲南龍路边区土司制度的延續」(傅宗明・林超民編『滇緬抗戰論文集』雲南大学出版社)
- 王相老 一九八七「遞放宣撫副使後代史略」(『潞西畧文史資料選輯』德宏民族出版社)
- 橫山廣子 一九九七「少數民族の政治とデイスコース」(内堀基光他編『岩波講座文化人類学』第5卷・民族の生成と論理』岩波書店)
- 楊紹臣 一九九一「隴川司出工作情况」(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
- 楊毓才 一九八九「雲南各民族經濟發展史」雲南民族出版社
- 雲南省潞西畧志編纂委員會編 一九九三『潞西畧志』雲南教育出版社
- 趙純孝 一九三一『擺夷邊民研究』自由出版社
- 趙晚屏 一九三九a「芒市擺夷之漢化程度」(『西南邊疆』第六期)
- 趙晚屏 一九三九b「芒市擺夷之漢化程度(續)」(『西南邊疆』第七期)
- 張建章 一九九三『雲南边疆宗教文化論』德宏民族出版社
- 周波月相佐 一九九一「在芒市搶修公路」(『德宏州文史資料選輯』第八輯)
- 周瓊 二〇〇七『清代雲南瘴氣与生態變遷研究』中国社会科学出版社
- 褚建芳 二〇〇五「人神之間—雲南芒市一個傣族村寨的儀式生活、經濟倫理与等級秩序」社会科学文献出版社
- 朱振明 一九八九「抗日戰爭时期的滇緬緬公路」(雲南省社会科学院東南亞研究所編『雲南与東南亞關係論叢』雲南人民出版社)
- 張元慶 一九八七「德宏傣族社会風俗調查」(『德宏傣族社会歷史調查(三)』雲南人民出版社)

【欧文】

- Chiranan Prasertkul. 1989. *Yunnan Trade in the Nineteenth Century: Southern China's Cross-Boundaries Functional System*. Asian Studies Monograph No. 044, Institute of Asian Studies, Bangkok: Chulalongkorn University.
- Davis, H.R. 1990 (1970). *Yunnan: The Link between India and the Yangtze*. Cambridge: Cambridge University Press (reprint). Taipei: Ch. heng Wen.
- Giersch, C. Patterson. 2006. *Asian Borderlands: The Transformation of Qing China's Yunnan Frontier*. Harvard University Press, Cambridge.

Massachusetts, and London, England.

Lewis, C. C. 1908. *Imperial Gazetteer of India, Provincial series, Calcutta.*

Scott, J.G. & Hardiman, J.P. 1901. *Gazetteer of Upper Burma and the Shan States: VI, Part I Rangoon.*

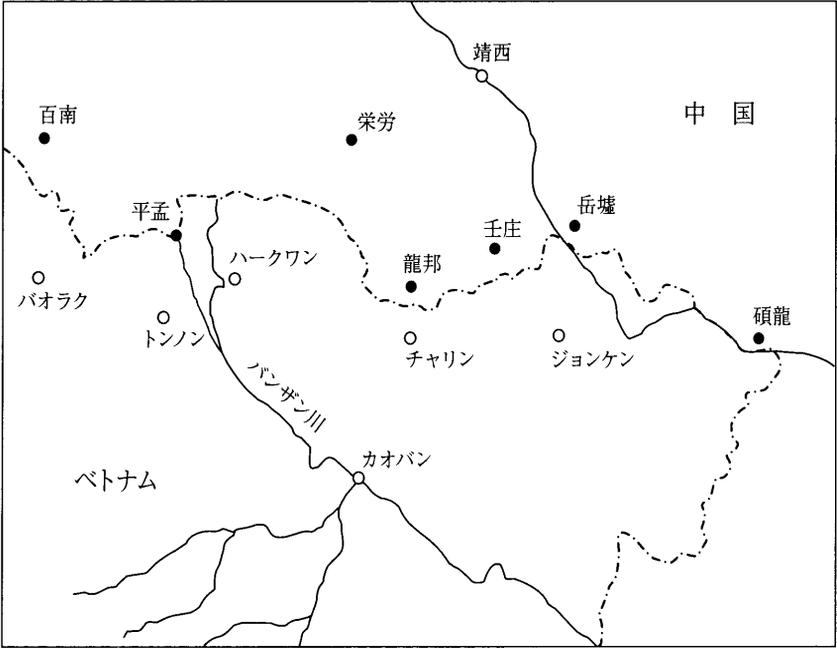
三 中国広西壮（チワン）族とベトナム・ヌン族との交流とイメージ

塚田誠之

1 序 文

同系の民族が中国と東南アジア大陸部諸国とに分かれて居住する場合は少なくない。中国の壮（チワン）族とベトナムのヌン族もその一例である。壮族は、中国の広西壮族自治區を中心に居住し、約一六一八万人（二〇〇〇）と、中国の少数民族のうち最大の人口を有する。ヌン族は人口約八五万六四〇〇人（一九九九）でベトナム少数民族のうち六番目の人口を持つ。ランソン・カオバン・クアンニン・ハザン・トゥエンクワン・ラオカイなどの省に居住する〔伊藤 二〇〇三〕。

筆者は前稿で、中国広西の壮族とベトナムのヌン族を取り上げて、それらの文化の比較、相互の交流の実態について検討を行った〔塚田 二〇〇六〕。交流について、国境貿易、通婚や民間文化活動などの問題について検討した。しかし交流は、親戚・友人等様々な関係にある人々の多彩な活動が想定されるのであり、この点の検討が不足してい



0 8.5 17 km



図 靖西・那坡県付近の中越国境地域概略図

た。また、国境地域の人々がどのように国境を隔てた民族を相互に認識しているのかという問題について検討の余地がある。壮族とヌン族の文化の比較についても、若干の新たな材料を得ている。本稿では最新の調査資料に基づいて、壮族とヌン族の社会文化の比較、両者の交流の実態、さらには相互のイメージについて検討を行いたい。¹⁾

2 移住によって生じた文化変容

范宏貴によると、ヌン族は広西から移住して二〇〇〇～三〇〇〇年の歴史を持つという〔范一九八九〕。さらに広西の中でもベトナムに近い西南部が故地である〔范一九八九〕。筆者の調査では、移住の時期に幅が見られることから、移住が小規模集団によって波状的に行われたことが窺われる。なお、ここ数十年の間にヌン族になった人もいる。

〔事例1〕カオバン省チャリン県チーフオン社C村、ヤン・ハン・K氏（七八、女、ヌン族。とくに表記なき場合は男性。年齢は調査当時、以下同じ）

氏は龍邦鎮Q村の出身である。Q村は壮族の村である。十九～二〇歳の頃結婚した。当時、村では二〇歳になると結婚して家庭をもつのがならわしだった。夫はベトナム人である。夫との結婚は両親が決めた。当時はすべて父母が結婚相手を決める慣習だった。夫とは以前に未婚のときに集団で牛追いに行き、歌を掛け合い見知っていたが、偶然に結婚することになったのである。ベトナムに嫁いだ理由の一つは当時家庭が貧困で、ここへきたら米が豊富にあるということだった。持参財は蚊帳とゴザのみだった。

右は中国の（現在の）壮族が嫁いできてヌン族になった事例である。

(1) 衣食住

壮族とヌン族の間には共通点が多い。女性の「伝統的」衣装は藍色か黒色の上着と黒色のズボンである。行事用の食品として搗きモチ・オコワなどモチ米食品を用いる。住居は一層に家畜を飼養し二層が人間の居住空間となる高床式住居が特徴的である。しかし広西では近年、経済発展が進む沿海部に出稼ぎへ行った人が高床式住居からブロック

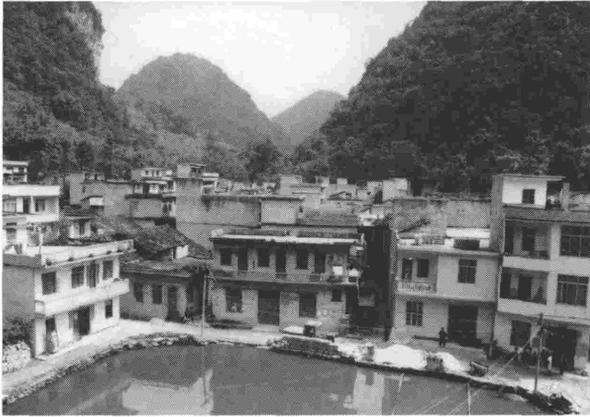


写真1 広西側では農村の景観が変わりつつある(靖西県安德鎮)

のビルに建て替える場合が多く、農村の景観が一変しつつある(写真1)。高床式住居は、人々の間に人畜同居のため不衛生という観念が根深くあり、また雨漏りがするとか修理に手間がかかるという問題点があるようだが、それが廃れつつある最大の理由は、沿海部の大都市に出稼ぎに行つて外界の現状を目のあたりにし、建て替えのための資金を稼いだ若者の間における流行にあるよう思われる⁽²⁾。

壮族の住居内では通常、イス・テーブルが用いられるが、ヌン族には、地域によっては、階段を上る前に靴を脱いで入り、床上にゴザを敷いて座る、よりふるい形態が残されている。玄関を入れて正面奥に祖先や神を祭る祭壇が設けられ、赤い紙に漢字で神名が書かれる(写真2)。ヌン族の場合、漢字を書くことのできる者は道士(ブ・ダウ)や村の老人に限定される。共通語普及政策のためヌン語のほかにキン語を話す者が多いが、漢語を話す者は稀である。壮族が国境地域でも漢化の度合いが強いのに比べて、ヌン族の場合、ベトナムの多数派民



写真2 ヌン族の祭壇。壮族同様、赤い紙に祖先や神の名を墨書する（チャリン県ソンノイ社）

族であるキン族の影響は強くないようだが、それでも言語面で影響を受けている。キン語の習得、漢字・漢語能力の衰退という点はベトナムへ移住した後に生じた大きな変化である。ただし、漢字の保持という点は、周囲の民族にない特徴であり、ヌン族のアイデンティティの拠り所となる可能性がある。

(2) 婚姻・生育習俗

壮族・ヌン族とも、花嫁が結婚式の後に実家に戻り、一定の期間、花婿と別居する習俗「不落夫家」を持つ。中華人民共和国成立以降は別居期間が短縮され、近年では形骸化しつつある。先のK氏の場合も別居は短期間だった。ヌン族の場合、道士が男女の相性占いをし嫁入りの日時を決め、嫁入りの先導をし、花嫁が新郎の家に入る際に念経をするなど婚姻に重要な役割を果たす。壮族にも、花嫁が新郎の家に入る前に道士が新郎の家の祭壇で祖先に結婚を報告するとともに念経して邪気を払い一家の平安を祈願する習俗がある（防城港市峒中鎮B村）。道士がかつて嫁入りの先導をしていた事例もある（靖西県安德鎮D村）。子供の出生に際して、出生の三日後か一個月後に祝いが行われる。とくに後者の「満月」の祝賀は盛大だ。先の事例1のK氏の場合も、中国から母や弟が背負い帯や米、ニワトリなどの祝いの品を持って来た。道士が祖先に子の出生を報告し子供の守護神「花王」「花王聖母」（マイワー）を安置し拜む。先の事例1のK氏の家の祭壇にはその神の名が書かれている。この点は壮族と変わらない。なお、K氏の祭壇の

神名はここから遠くない中国靖西県龍邦鎮S村から招いた道士が、子供の順調な成長を祈願する儀礼をしてから書いたという。

(3) 社会秩序を支える体制

壮族の場合、村落内部でもめごとが発生した際、人民共和国成立以前には、村民が威信のある人「寨老」(ポー・パン)に調停を依頼していた。その地位には流動性が見られたが、当事者・寨老間の二者間の個人的信頼関係が村落の内部で結ばれた「塚田二〇〇二」。中国のベトナムとの国境地域においては、中華民国期に政府の勢力の浸透力が比較的高く、寨老が活躍した事例は見出すことが困難だが、清代の土官時代には基層社会の自然村では寨老的人物が一定の役割を果たしていたようである。この点について、大新県碩龍鎮M村では、人民共和国成立以前に、各自然村に一人、「郎首」(現地名、ボーギーポーラン) (管理をする頭人) がおり、村民のさまざまな問題を調停していた。道路の修築、水利建設などの公共事業の世話人をも務めていたという^③。他方、ヌン族のもとにもこうした自然村の調停者がおり、「ゲン・ゲ」(老人)と呼ぶ。今は、調停役は政府の役人にとって代わられているが、たとえばバオラク県ヘンスン社し村では、村内にもめごとが発生した場合、調停をするゲン・ゲが四、五人はいたという。し村には六つ以上の姓があるが、ゲン・ゲは姓に関わらずに、一定の年齢にあつて、威信があつて公正に調停ができるものが担当した。ゲン・ゲはもめごとのみならず、結婚式や葬式の顧問になつた。大事のときには村民は政府の村長とゲン・ゲとに相談したという。ゲン・ゲのこうした役割は広西の寨老と軌を一にしている。

村落の秩序維持に関わる組織として年齢集団がある。壮族の場合「ホージー」「バンヨウ」「ボンヨウ」などと、ヌン族の場合「バンヨウ」と呼ぶ。男女ともに各世代にあり、十三、十四歳頃から加入する。女性の場合、結婚を機に疎遠になる場合が少なくない。

〔事例2〕 チャリン県チーフォン社C村、ヤン・ハン・K氏

若い時、十―二〇歳のころには村に数十人ものバンヨウがいた。皆ほぼ同じくらいの年齢だったが、うち二、三人が同じ年齢だった。全て同じ村の人である。一緒に牛の放牧、農作業をし、暇があれば一緒に遊び、食事に招きあった。バンヨウと一緒に牛の放牧をする際に、中国側の男性の集団と歌掛けをした。現在の夫もそのなかの一人である。結婚してそれぞれが家庭を持つとバンヨウの付き合いは減っていった。

〔事例3〕 靖西県龍邦鎮N村、趙K氏（五七―二〇〇九年八月）、壮族）

中国の靖西県龍邦鎮のベトナムとの国境に位置するN村では平地に造成された水田が国境線を越えて広がっており、どこが国境線なのか言われてもわからないほどだ。遠くに（ヌン族と近縁と考えられる）タイ―族の村が見える。タイ―族は人口一四七万（一九九九）、国境近くに広く居住しており、ヌン族よりはキン族の影響が強いようだ。趙氏についてN村に二、三人のボンヨウがいる。すぐ近くのベトナム・チャリン県M村はタイ―族の村だが、そこには五、六人のボンヨウがいる。彼らとは子供のときから一緒に遊び、また牛追いをした。一九六一―六二年の頃、主食の米が不足していたので、ボンヨウの父母がアヒルを殺して氏たちに食べさせてくれた。ボンヨウの父母は氏を実の子同様に扱ってくれた。

以上により、バンヨウ（ボンヨウ）は、十数歳のときから始まって、同じ自然村に住むほぼ同年齢のものが一緒に活動する年齢集団であることが看取される。事例2では、バンヨウとともに国境を越えて歌掛けを行っていた点が注目されるが、年齢集団が国境の両民族の社会にともにあり、現在も続いているのである。事例3は、自然村を基盤に

形成されるバンヨウ関係が国境を跨いで形成されているように推測される事例である。

年齢集団については別稿で検討する予定であるが、壮族・ヌン族ともに宗族組織が発達せずに寨老や年齢集団による村落内での結び付きが強く、そのために村落を越える連帯が生じにくく、ひいては大きな政治権力の形成に至らなかったものと考えられる。寨老や年齢集団は壮族・ヌン族の社会を解く鍵として注目される。

3 交流の諸相 1——交易

国境貿易は、一九八三年頃から民間で開始され、一九九一年の中越国交正常化以降、国家、民間レベルで特産物の交易が盛んに行われてきた。それはおもに原材料（ベトナム）と加工品（中国）の交易という形で行われてきた。この形式の交易は前稿で詳述した「塚田 二〇〇六」が、現在も各地で続けられている。

国境貿易は従来は特産品の交易という印象が強かったが、しかし牛肉、豚肉、米、野菜、果物などごくありふれた食材も両国間の価格差に応じて交易される。普通の食材の交易は「范宏貴・劉志強等 二〇〇六」など従来の研究では等閑視されてきた。

普通の食材の交易のうち次は米の交易の事例である。

〔事例4〕靖西県岳墟郷A村、黄彩B氏（三三、女、壮族）

氏はベトナムからウルチ米を斤（約五〇〇グラム）あたり一・二元で、モチ米を斤あたり一・五元で、飼料用トウモロコシを斤あたり〇・八元で買い入れて中国側に転売し、〇・三〜〇・五元の利益を得ている。三輪自転車でベトナムへ行き少しづつ運ぶ。年間の利益は二〜三万元にもなるという。自分の家でも米・トウモロコシを植えており、その

農作業は夫が担当し、米の転売はもっぱら夫人の黄氏が担当している。

米の交易が成立する原因の一つとして、価格差の問題のほかに、中国では若者が沿海部へ出稼ぎへ行ってしまう農業労働力が不足している事情がある。このため毎日一人あたり五〇キログラム以内で米をベトナムから輸入することが認められているという（靖西県龍邦鎮、二〇〇六年）。野菜の交易について次の事例がある。

〔事例5〕 ジョンケン県ダムトイ社G村、ノン・ウアン・E氏（七七、タイ族）。

ダムトイ社での定期市のときに大新県碩龍鎮から中国人が籠を背負って売りに来る。豚肉・野菜・果物はジョンケン県街区でも購入することができるが中国の方が距離が近いし価格が安い。中国からの野菜の価格はベトナムの半額である。商人は「ヌン語」「タイ語」を使い、漢語やキン語は使わない。中国人は親戚を訪問するついでに少量の商品を売る。以前から国境地域の人々は、専門に商売をするのではなく、収穫が多く余った時に売っていた。

この場合は、兼業農家が親戚を訪問するついでに商売をしている。この時点では豚肉や野菜の価格は中国のほうが安かった。野菜の価格の安さは、中国側でいち早く商品作物の栽培を行い成功したことが背景にある。また豚肉の価格が二〇〇七〜二〇〇八年にかけて中国で高騰した際には人々は争ってベトナムから輸入した。米の交易の場合、先の事例4のようにベトナムから輸入する場合だけではなく、逆に中国から輸出する場合（防城港市那良鎮L村）とがある。後者の場合、前年（二〇〇七年）は逆にベトナムから輸入していたという。この点はその時点での価格の状況によって異なっている⁴。ほかの商品の場合も同様で、たとえば八角は中国にも産出するが価格の高低によっては輸入に転ずる。ともあれ、ここでは商品の価格差および、定期市などへの距離の近さも選択肢の一つとして考慮されて



写真3 国境近くの定期市。両国の人びとが入り混じる（チャリン県街区）

いる。この、近くで廉価なほうから買うという点は次の事例にも如実に示されている。

〔事例6〕 ジョンケン県ソグック・ヘイ社L氏、マー・ウァン・L氏（五八、ヌン族）

氏は豆腐の製造販売に従事している。豆腐を入れるビニール袋は、中国で買えば一セット一二〇枚で二二〇〇ドン相当（当時一元が約二〇〇〇ドン）、ジョンケン県街区では三〇〇〇ドンである。ジョンケンで売られているビニール

袋は中国からの輸入品で値段が高い。従って氏は中国へ袋を買いに行く。トウフの材料ダイズは、ベトナム側が安く、五日に一度ジョンケンに行つて買う。中国側の靖西県岳墟郷までは七〜八キロメートル、ジョンケン県街区までは九キロメートルあるので、中国へ行くのもジョンケンへ行くのも変わらない。^⑤

牛の売買については次の事例がある。

〔事例7〕 靖西県壬庄郷B村、梁公K氏（六四、壮族）

この二、三年、ベトナム・ジョンケン県街区の定期市の際に牛を運んで売っている。二人一組で、多い場合は五、六頭曳いて行く。黄牛のほか水牛をも売る。一頭当たりの純利は一五〇元にも上るといふ。牛は靖西県龍臨鎮で仕入れられる。税関を通過するときにはベトナム人の取引先の人に「自分の牛だ」と言ってもらえば税は

かからない。氏の場合、五、六代前にベトナム女性が嫁いできた関係で先方に親戚がおり、その協力を受けることもある。

牛の商売について、先の事例3の龍邦鎮N村の趙K氏は、黄牛を仕入れて村から五キロメートルほど離れたベトナムのチャリン県街区で五日に一度立つ定期市のつどに牛を運んで売って生計を立てている。広西の遠方から仕入れてベトナムへ売っているという。氏は商売については多くを語らないが、推測するところ、中国人の経営者が背後におり、彼にかわってベトナムへ牛を運んで手数料をとる形態のように見受けられる。この二年ほどは、事業が思わしくなく、逆にベトナム側から牛が輸入されるようになったというが、ともあれ商売に成功して建てた三階建ての豪華なビルは村でも人目を引く。牛肉は二〇〇七年四月の時点ではベトナムでの価格は中国の倍もした。食用のほか牛皮を靴やベルトに加工するという。なお、ニワトリ・アヒルはベトナムから中国へ運ばれる。

このような一種の仲介交易は他所でも見られる。たとえば、龍邦鎮Q村では、ベトナム側からマンガン鉞石を馬に乗せて運んでくるが、マンガンを馬から下して村で管理をし手数料をとっている。その量は年間五、六〇〇〇トンにも達するという(二〇〇九年八月)。マンガンは最終的には中国内地の経営者が売ることになる。

なお、先の事例に関連するが、経営者は地元民ではなく、外地の漢族であり、現地民はその労働力としての立場にある場合も見られる。輸入した商品も現地では消費されず、中国国内の遠方へ運ばれることが多い。こうした現地民の立場について次の資料がある。

〔事例8〕防城港市峒中鎮。

ベトナムのクアンニン省ビンリウ県から冷凍魚や漢方薬材料等を輸入している。ベトナムからの商品は防城港、

南寧へ運ばれる。輸出品は、家具（広東産）、瓦（欽州産）、トイレットペーパーや陶磁器・金物「五金」などの日用品である。国境線には川が流れているが、橋が架けられていない。国境線の数百メートルの間は、両国の車の立ち入りができず、いったん手押しのリアカークトラックに積み替えて税関を通る。リアカークをひくのは全て現地の人である。一〇〇人を一組とし、一〇組があり、交替制である。一〇〇〜二〇〇輛のリアカークがある（トラックターを含む）。トラックに積んで搬出する場合、取り決めて通行証を持つ現地の運転手のみが車を運転して国境線を越えることができる。

とはいえ、現地民・壮族のなかでも、近年は、壮族の中で漢族の商法を会得して、零細な行商から大規模な商人になる者が輩出している。次はその事例である。

〔事例9〕防城港市峒中鎮、黄乙氏（四〇、壮族）

氏は、東興市から陶器を仕入れて峒中で交易をしている。陶器は湖南・江西の産品が多いが、広東、広西産もある。ベトナム側経営者はあらかじめ打ち合わせておけば国境まで商品を受け取りにくる。峒中の国境では事例8のようにリアカーで国境線を越える搬出方式がとられている。氏は中学卒業後、一九八九年以降民間での交易が始まると小商売を始め、プラスチック製品や陶器を天秤棒で担いでベトナム側に持って行って売った。カネになるものなら何でも仕入れて売ったという。一九九七年に正式に国境貿易が開始されて以降、一九九八〜一九九九年頃からベトナム側にも市場が立つようになり、自ら行って露店を構えるようになった。倉庫・家も借りている。

以上の事例からは少なくとも国境地域の壮族のもとでは交易が生業として定着していると言える。先の事例3もそ

うだが、靖西県岳墟郷X村では、六〇余戸・三〇〇人ほどの住民の二〇〜三〇パーセントの人がベトナムの定期市の際にモノを売りに行くという。店舗を構える者以外にも天秤棒で商品をかっいで売りに来る零細な場合も少ない。日常的な商品の場合、事例5のように、専門の商人だけとは限らず農家の兼業もある。米や豚肉・野菜など双方ともにある普通の商品の場合、一般に双方での価格差はそれほど大きくなく、専門に交易するにはよほど大規模な交易でないと成り立たない。靖西県壬庄郷でも二ワトリを売った利益は月に数百元のみゆえ、交易をする人は少ない。むしろ若者は広東へ出稼ぎへ行けば最低月一〇〇〇元は稼ぐことができるので、多くの人は出稼ぎへ行くと⁽⁸⁾いう。

4 交流の諸相2——親戚・友人

ベトナムのヌン族はもと広西西南部から移住した「塚田 二〇〇六」のであり、また通婚も行ってきたので、壮族とベトナム側民族とでは親戚関係にあるものが少なくない。また、国境を隔てて友人関係にあるものも少なくない。ヌン族・壮族とでは親戚・友人関係にあるものも少なくない。親戚・友人をたよって商売をする者が少なくない。そもそも国境を越えて移動し通婚をしてきたので、国境地域でベトナムに親戚がいる場合は普遍的である。一家族が国境の両側に分かれて住む場合さえも見られる。国内・国境を問わず親戚付き合いは人々にとって重要である。この点について次の事例がある。

〔事例10〕 壬庄郷B村、黄慶S氏（六一、壮族）

母はベトナムから嫁いだので、その親戚がベトナムにいる。結婚式や葬式の際には、祝い事なら祝儀「紅包」を渡

し、弔事の場合は、米・酒・タバコ・カートンを送る。向こうから来る時も同じように礼物を贈る。中国国内の親戚の結婚式や葬式と重複したことは過去にないが、もし重複すれば、ベトナム側は母方親族なので、父方親族である中国側のほうを選ぶ。ただし欠席する場合でも紅包などを人に託して贈る。⁹⁾

こうした親戚関係をたよって交易に従事する場合も少なくない。事例7もその一例である。また、龍邦鎮N村の趙K氏は親戚がジョンケン県に住んでいたが、その子がベトナムの軍隊で出世しチャリン県に屯駐する部隊の長官になっっている。趙氏が牛の商売を始めて以来、その親戚が保護してくれた。以前に牛を没収される危機に遭遇した際には、その人が政治力を駆使して助けてくれたという。さらに、那坡県平孟鎮N村では、ベトナムから同村へ嫁いできた女性の兄が同村で定期市が開かれる度に、ニワトリ・飼料用トウモロコシを持参して来て売り、農薬や日用品を購入して戻るといふ。

友人関係について、龍邦鎮N村の趙K氏は、ベトナムのチャリン県に牛を輸出する交易に従事しているが、親戚のほか、ベトナム側に牛売りに従事する友人がおり、協力を得ている。行くとくに国境線まで出迎えに来て、通行や商売にさまざまな便宜をはかってくれるという。その友人の家の葬式に際しては菓子類を持って参加したこともあるという。

壮族・ヌン族には擬制的親族として男女ともに同年齢の相手と「同年」（トンニエン）関係を結ぶ慣習がある。男性の場合は「ラオトン」（老同）、女性の場合は「メイトン」（妹同）と呼ぶ。相手と往来し結婚式や葬式などに出席し、親密な関係である。この関係は中国国内でも見られるが、国境地域の場合とくに濃密なように見受けられる。次はその事例である。

〔事例11〕 那坡県平孟鎮N村、農乙氏（五一、壮族）

トンソン県チャンイエン社に二人の同じ年齢のラオトンがいる。彼らとは互いに往来して茶や酒を飲んだり、一緒に家の中の祭壇を拜む。数日前に氏の母が死去したときラオトンが子供二人を連れてかけつけた。ラオトン同士の往来には米・酒を少なくとも五斤持参するが、結婚式や葬式には、それぞれ十斤を持参するしきたりである。氏はその祖父にもラオトンがおり、一九八六年に彼の家の新築祝いに行った。また、数年前にチャンイエン社のラオトンの女兒の結婚のとき、時計つきの風景画の額縁を作って十数人で運んでいった。このとき、ほかに米・酒も持参した。

農乙氏には自身のラオトンのほか、祖父の代のラオトンの家族もいて、親密なつきあいをしているという。祖父の代からというラオトンのつきあいの関係は三代続くことになり、あたかも実の親戚のようである。通常、内陸部の場合には本人一代限りか、せいぜい本人の在世中の家族ぐるみにつきあいであることが多いようである。なぜこの関係が国境を跨いだ場合に他地域よりも必要とされるのであろうか。先の「バンヨウ」の場合も事例3では国境を隔てて形成されているようである。国境地域で不安定な立場に置かれた人々が、安定や精神的な拠り所を求めて、ネットワークによる結びつきをより必要としたように考えられる。この問題は今後より立ち入った検討が必要である。

このように同年関係にあるものは日常的に往来している。相手の家族の結婚式や葬式の際に米・酒を持参して行く場合（事例11）、婚礼などの祝い事には行くが葬式には行かない場合（那坡県百南郷B村）があるが、こうした往来は盛んに行われている。¹⁰⁾

5 交流の諸相3——通婚

ここで通婚の事例を見ておこう。国境地域では通婚は多く見られるが、たとえば憑祥市友誼鎮K村で村の既婚女性の七割もがベトナムから嫁いできた女性であるという「塚田 二〇〇六」。通婚は以前は両国ともに行われていた。たとえば、那坡県平孟鎮では一九五〇年代にはベトナム側から嫁いできたが、一九四〇年代には中国側から四人が嫁出したという。先の事例1の靖西県龍邦鎮Q村では、人民共和国成立以前はベトナムから嫁ぐ者が多かった。一九五〇年代、とくに一九五八―六〇年は中国の経済状況が悪化したため中国から嫁ぐ者が多かった。文化大革命も中国から嫁ぐ者が多かったという。改革開放政策の進展によって中国が経済的に発展を遂げてからはこの十年ほどは中国の経済発展にともないベトナムから中国への嫁入が顕著に見られるようになってい⁽¹⁾る。通婚圏は、村民が歌掛けをしたり「同年」を持つなど往来の多い村同士の場合が主体となることが容易に推測できる。この村落間のネットワークは別稿で検討するが、ベトナムからの嫁入りに関する最近の事例を挙げよう。

〔事例12〕 靖西県龍邦鎮N村、黄P氏（二九二〇〇六年）、タイー族）

黄氏は、チャリン県ソソノイ社M村の出身であるが、その村はタイー族が八〇パーセント、ヌン族が二〇パーセントを占めるという。黄氏はタイー族である。国境線に接したN村からは八、九キロメートル離れている。二〇〇一年にN村の男性（二九歳）に嫁いだ。なれそめは、双方の母がチャリン県街区の定期市で知り合い友人になったことに始まる。背景には経済発展にともなう中国での生活条件の好転がある。結納は、衣装ダンス、カラーテレビ、米一〇〇斤、モチ米一〇〇斤、豚肉二五〇元、酒二〇〇斤、現金三〇〇〇元であった。持参財はフトン、炊飯器、鍋、

湯沸かし器であった。婚礼の際に伴娘や友人・親戚を含めて十二人が随行してきた。婚後、一女(四歳)・一男(数ヶ月)をもうけた。ベトナムへの帰省は旧暦正月五、六日、三月三日の墓参、七月一四日の中元節に行く。搗きモチ、去勢鶏、豚肉、酒、菓子、果物などを持参する(正月にはチマキをも持参する)。父母の体調が悪いときは中国製の薬を持ってゆく。父母は年に一、二度は中国側へ来る。彼女はまた中国語がわからない。家では、子供との間では壮語・タイ語を話す。子供にキン語は教えていない。この数年はベトナム側の取締りがゆるくなって来やすくなったという。

結納の金額は、中国人同士の場合よりはかなり安い。このためN村では家庭の経済条件に恵まれない者がベトナム人嫁を娶る傾向にあるといわれる。この点について那坡県平孟鎮N村の趙P氏(三六、女、タイ族)は、中国人の夫とベトナム・バオラク県の定期市で知り合って嫁入りしてきた。結納は中国人との結婚の場合六〇〇〇元は必要だが、彼女の場合四〇〇〇元であったという。

なお、ベトナムからの嫁は中国国籍を取得できない。故郷のベトナムでの戸籍は、そのまま保留される場合と喪失する場合の二通りの場合が見られる。防城港市岫中鎮の壮族商人黄Z氏(事例9)の妻は、クアンニン省出身の「ホア(華)族」で、国境貿易で知り合って嫁入りしたが、中国の戸籍を持たず、ベトナム側でも戸籍から抹消されている。したがって妻は正式にはベトナムへ帰ることができないという。ベトナム側から見つかったら罰金を徴収されることになる。ベトナムでの戸籍については、中国に嫁いだ後も戸籍上は未婚のままに残る場合もある。¹²⁾しかし中国での戸籍がないので、結婚証明書、身分証も当然もたない。中国で派出所に登録したが、そこでは誰々の妻〇〇〇と書かれるのみである。その子供は中国の戸籍を取得することができるが、嫁は不安定な身分に置かれている。¹³⁾

なお、事例は多くないが壮族・ヌン族のもとでは嫁取り婚のほか、男子なき場合に婿養子をとる行為「上門」が行

われてきたが、国境を越えて婿養子に行くこともある。寧明県桐綿郷N村何X氏(四一、壮族)は、叔父(六七、壮族)が一九六〇年代にベトナムへ婿養子に行った。後、一九七〇年代末のベトナムの華人政策のため、叔父は息子を連れて中国に帰国した。しかし叔父の妻・その女兒はベトナムにとどまっているという。

6 交流の諸相4——ベトナム人の中国への出稼ぎ

近年顕著なのは、農繁期にベトナムから中国へ出稼ぎに来る現象である。とくに田植えや米・トウモロコシの収穫期に大挙して来る。中国側の労働力が沿海部へ出稼ぎという形で流失しており、その労働力の不足をベトナムからの出稼ぎで補っているのである。これについて次の事例がある。

〔事例13〕龍邦鎮N村(二〇〇七年)。

農繁期(六月の田植え、六月のトウモロコシ収穫、九〜十月の米の収穫)にベトナムから五〇〜六〇戸の人々が来る。近くにはタイ族とヌン族が居住するが、出稼ぎに来るのは山住みのヌン族が多い。労働時間は、午前中は七〜八時から十一時まで、昼休みをはさんで午後は十四時〜十八時までで、中国人と変わらない。報酬は食事付きで一日二〇元、呼び主の家に宿泊する。中年女性が出稼ぎ労働者の九〇パーセントを占める。N村は人口二六〇人程度の小さな村であるが、若者たちはこぞって沿海部へ行ってしまった。

〔事例14〕那坡県百南郷G村。

ベトナム側から農繁期の手伝いにくるのは一九八〇年代にすでにみられたが、二〇〇一〜二〇〇二年頃から多く

なった。仕事は八角の花切り（報酬は毎日一五〇元）、果樹の上の雑草刈り（毎日二〇元）、トウモロコシ・米の収穫（二〜三日間、毎日二〇元）である。呼び主側が宿泊・食事の世話をする。毎年百人が来る。彼らは小道を通ってくるので通行証はもたない。期間は状況によって二日半程度もあれば半月もある。政府は関与しない。¹⁴

〔事例15〕 チャリン県ソンノイ社¹⁵村、ブオン・ティール・C氏（五四、女、ヌン族）

妹が一九八〇年代に龍邦鎮P村へ嫁いだ。妹はC氏の娘（現在二六歳）をP村の近くの村での稲刈り労働に誘った。娘は、現地の男性と知り合い、二〇〇五年に嫁ぐことになった。娘が嫁いだ後、娘に長女が生まれた時、家を新築した時にC氏は祝いにかけてきた。娘の嫁ぎ先の村へ行く際に、チャリン県街区經由でオートバイに乗って行った。龍邦口岸を避けて小道を通った。通行証を持たず、また公安に通行料を支払うこともなかった。

事例14ではベトナム側出稼ぎ労働者の民族的帰属はタイ族かヌン族か判明しないが、事例13は明白である。後述するように現地ではタイ族のほうが富裕で交易に従事する者もいると言われており、ヌン族の場合、より貧困であることも出稼ぎのプッシュ要因であろう。事例15はすでに中国側へ嫁いだ女性が出稼ぎ労働に姪を誘い、姪はこれが縁で中国人と結婚した。どの場合も出稼ぎ労働者は、公に広く募集するものではなく、親戚・友人関係にあるもの、もしくはその紹介で来る場合が多い（定期市などで募集する場合もある）。同年関係にあるものが農繁期の手伝いに来ることもある。¹⁵先に親戚・友人の往来の状況について言及したが、こうした出稼ぎも親戚・友人のネットワークを通じてなされている。¹⁶

ベトナム人女性の労働力は評価が高い。事例13でも出稼ぎに来る者の多くは女性である。靖西県榮勞郷M村でも来るのは子供のいる中年の女性であるという。ただし、壬庄郷B村の場合であるが、サトウキビ収穫などの労働の種類

によつては男性も来る。女がサトウキビを切りだし、男がそれを担いで運ぶという。なお、M村の場合もN村と同様、若者は広東へ出稼ぎに行つて労働力不足の状態である。こうした人口移動は新たな現象であり、今後の動向が注目される。

7 交流の諸相5——その他

民間での交流として、交易のほかに、民間の宗教・文化活動がある。ここでは歌掛けへの参加と宗教的職能者の往來について検討する。歌掛けはかつては配偶者選択の場であつたが、今は人々の娯楽の場だ。最近では歌掛けが若者層では流行していないが、それでも靖西県で政府が主催する歌掛け祭りにベトナム人歌手が招待されたり、チャリン県の歌掛けの際にバスケットボール大会が催され、中国側から行くなど、活動は続けられている。

儀礼の際に壮族・ヌン族ともに道士を呼ぶ。中国側で旧曆二月二日の土地公祭りの際にヌン族の道士を招聘する場面を見たことがある。またベトナム側が中国人道士を呼ぶことも多いが、その背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化、減少という現状がある。先述のようにベトナム側では漢字・漢語能力が衰退する傾向にある。事例1のK氏の家でも故郷の村の近くから壮族の道士を呼んでいる。これには壮族とヌン族の言語の共通性が前提となっている。

まず、歌掛けへの参加について次の事例がある。

〔事例16〕靖西県龍邦鎮Q村、楊啓W氏（六三、壮族）・農美L氏（五九、女、壮族）夫婦（二〇〇九年）

夫婦は一九七八年に結婚した。二人はそもそも牛追いで知り合った。若い時には、中国とベトナム側の若者が歌掛

けをした。牛追いで男女の集団同士が会合って歌掛けが行われるのは自然な成り行きであった。歌掛けは集団で行われることが多く、夜の八時頃から始まって、翌朝まで続いた。こうした習俗は啓W氏の母・農氏B（八七、壮族、女、Q村出身）の時代にも見られた。すなわち母が若く未婚のときに、龍邦鎮P村の中国人やベトナム・チャリン県P村の男性たちと歌掛けをした。先方がこの村に来ることもあった。時には中国からベトナムの村へ行き、同年（メイトン）の家に泊まって歌掛けをすることもあった。

〔事例17〕靖西県龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

N村から七、八キロメートルのハークワン県トンジャ社で旧暦三月七日に歌掛け祭りが開催される。トンジャ社の住民の六〇～七〇パーセントはヌン族であるというが、歌掛けにはヌン族や中国の壮族が参加する。タイ族は歌の旋律が違うので参加しない。趙K氏は、六〇年代後半に十二歳のときに大人と一緒に行ったことがある。そのころは歌掛けのつど中国から多くの人が行った。那坡県平孟鎮・靖西県榮勞郷M村からも行った。

最近では歌掛け自体が若者層では流行していないこともあって、歌掛けは必ずしも盛んではないようだが、一九九九年二月に靖西県城で政府主催の歌掛けコンテストを開催した際にチャリン県から歌手が招待されるなど、歌掛けへの国境を越える参加それ自体は継続されている。なお、那坡県平孟鎮N村の農Z氏は親戚（母方イトコ）がベトナムにいるが、以前にはその親戚と一緒に歌掛けに行ったと言い、こうした文化活動にも親戚・友人ネットワークが見られる。¹⁷

ついで、葬式の際に壮族・ヌン族・タイ族ともに道士を呼んで儀礼を行うが、この点についての交流も見られる。前稿で、憑祥市友誼鎮K村では葬式には国内の道士を招聘し、旧暦二月二日の土地公祭りの際にヌン族の道士を

招聘することを挙げた「塚田 二〇〇六」が、この点について次の事例がある。

〔事例18〕 靖西県龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

道士がN村の近くのベトナム側チャリン県の村にいないので、中国側から行く。祭壇の漢字を書くときにもここから道士が行く。ベトナム側の村には以前に道士がいたが、その子の代になって漢字を書くことができない。六〇歳以上の道士なら漢字を書くことができるが、それ以下ならできない。ベトナムの道士は念経の際には漢字を現地語で発音するが、書き言葉として漢字は必要である。旧暦七月十四日（中元節）にも中国龍邦の道士を呼ぶ。報酬は一回につき二〇～三〇元で、葬式の場合、三晩かかり、報酬は百元は必要だ。現金以外に米・アヒル・豚肉を報酬としてもらう。

この事例から、中国からベトナム側へ道士が招かれて行くことの背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化、減少という現状があることが判明する。この点はヌン族のベトナムへの移住後に生じた文化変容の一つである。国境を越えて道士を招く場合、壮族とヌン族の言語の共通性が前提となっている。言語が共通でない地域同士の場合は道士を呼ばない。壮族やヌン族以外の民族、たとえばヤオ族ならヤオ族の道士を呼ぶ。また、防城港市峒中鎮の場合、そのの壮族の支系「偏（ピエン）人」の言語は他との共通性に欠けるので、道士を呼ぶのは支系内のみである。¹⁸⁾

8 国境の越え方

中国側でベトナムとの国境に住む人々は、ベトナムからの嫁入女性を除いては中国の身分証明書を持っている。また、国境を越えて仕事をする場合、「中越国境地区出入境通行证」を所有する。この通行证は、公安派出所あるいは武装警察で取得するという。さらに交易に従事する者は、「互市証」を持つ。これは中国边防局で取得するという。こうした通行证や互市証の制度は、二〇〇三年に開始されたという。通行证がない頃には、ベトナム側公安へ三元を払ったという（靖西県岳墟郷A村）。しかし実際には次のような状況が見られる。

〔事例19〕 龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

通行证を持っているものは自由に国境を通行できる。通行证がなければ人民元二元を払う。ベトナム側の人も来る時に二元分をベトナムの边防所に払う。小道を通ってくる場合は边防所はない。子供は証明なしで越境が自由である。村人はベトナムのチャリン県街区で開かれる定期市に行きニワトリ・アヒルを買う。途中にベトナムの税関があるが、人員は顔見知りなので証明書の類は不要である。

那坡県平孟鎮N村や靖西県壬庄郷B村など地域によっては通行证がすでに廃止されたところもあるようである。国境に住む人々は日常的に国境を越えて往来しているので、実際にはベトナムの税関や边防所の人員と顔見知りです。事例19のように通行证を提示せずに通過している。チャリン県ソンノイ社L村に住むラー・ティー・G氏（四一、女、ムン族）は、中国へ行くときに通行证は持参するが、中国側に親族がいて訪問しに行くと言えば边防所で金銭をと

られることはないという。事例1のK氏は、「去年、牛の放牧をしていたら急に故郷がなつかしくなつてそのまま帰つたよ」という。彼女は通行証を持っていない。また同じチャリン県チフォン社C村に住むノン・ティ・日氏（六八、女、ヌン族）は二三歳のときにQ村のすぐ近くのS村から嫁いできた。彼女は通行証を持っておらず、旧正月や親戚の婚礼などの際にたびたび国境を越えて帰省をしているが、顔なじみの中国の公安からは追及されたことがない。「彼らは年寄りを調べたりカネをとつたりしないよ」という。ともに故郷は山道を歩いて一時間ほどで近い。まして約一三〇〇キロメートルにも及ぶ広西・ベトナムの国境線を横断する全ての道に辺防所など国家の機関が置かれているわけではないであろう。

なお、国境に住む人々は国境の存在を意識はしている。この点について先の事例15のC氏の場合、娘の嫁ぎ先の村へ行くルートとして政府の口岸のある龍邦を経由せずに別の小道を経由している。

専門に交易をする商人の場合は一般人とは異なっている。那坡県百南郷ではバオラク県ナンジェ社へ行くときには公安がいて、通行証がない場合は十元を払うこと、さらには訪問目的・姓名を登録する必要があるという。靖西県岳墟郷B村の場合でも、証明がない場合は中国側から行くときに三元を払い、ベトナム側から来る場合は中国側に四元を払うこと、証明を持たずに山道を通つてかりにベトナム側公安に見つかった場合、最低五〇〇元の罰金を払わねばならないという。通行証は県公安局などで二〇元払つて入手の手続きをするが、六カ月間有効である。通行証のほか定期市で出店するものは一人三元を払う。このように専門に交易をする人々の間では証明書の携行が重視されている。ただし、国境地域に住む人々は対策を講じている。たとえば、先の事例7で挙げた牛売りにはベトナム側に親戚がいる。売り物の牛を牽いてベトナムの税関を通過するときに、ベトナムの親戚に来てもらい、自分の牛だと云つてもらえば、税を納める必要がなかったという。平孟鎮N村（注10）でも中国からベトナムへ行く場合にラオトンにオートバイで国境の界碑のところまで迎えに来てもらったという事例があり、親戚・友人のネットワークがこうした通行の

手助けをしてきた。建て前としては国境線の通行には国家が関与し、国境を越える通行には証明などの手続きが必要であるが、実質的には国境に暮らす人々はそうした手続きを経ずに、また親戚・友人のネットワークを用いて往来しているのである。人々は国境の存在を意識しながらも、さまざまな対策でそれを相対化していると言えよう。

9 相互のイメージ

中国側の人々のベトナム民族に対するイメージとして、女性は働き者だが、男性は怠慢だという言説がある（那坡県百南郷G村）。それは当地にベトナムから農繁期に出稼ぎに来るが、その九〇パーセントが女性であることにも起因しているであろう。ベトナムの男性は怠慢なこともあつて女性は虐待されているという言説（平孟鎮N村）、他にもベトナム男性は中国人よりも酒を好む（百南郷B村）などという、中国人のベトナムの男性に対するマイナスのイメージを含む言説が数箇所で見られた。

国境地域に住む民族として、中国では壮族、ベトナムではヌン族やタイー族という名称で表記してきたが、この点、現地の人々はそのように相互を認識しているのだろうか。中国側から見ると、まず、自民族を基準として、ベトナムの民族も自分たちと同じ「壮族」だという認識が最も多い。その理由は自分たちと同じ言語⇨壮語を話すからである。次いで、ヌン族やタイー族の区別を認識する場合がある。

〔事例20〕 龍邦鎮N村（二〇〇六年）。

ベトナム側にタイー族とヌン族とがいる。人口は半々くらいで、言語は同じである。それらの違いはタイー族女性はスカートをはきピンク色の上着を着る。ヌン族女性はスポンをはき、緑色の上着を着る。タイー族のほうが豊かだ

商売もするが、ヌン族は商売をする者は少ない。

これは国境貿易に従事し実際に現地を熟知している人の観察で、大筋で正確な情報を得ている。このほか、ヌン族が山地に住み、タイー族が平地に住んでいることを認識している人もいる（平孟鎮N村）。第三に、普段交易に従事せず、たまに親戚や友人を訪問しに行く人の中にはベトナムの民族についてかなり曖昧な認識を持つ人もいる。

〔事例21〕平孟鎮N村。

農乙氏にはベトナムにラオトンがおり、たびたびベトナムへこのラオトンを訪問しに行っている。彼らは壮族と同じ言語を話す、「キン族」である。キン族は「タイー族」と同じように、ベトナムで平地で農耕をし、女性はスカートをはいている。

ベトナムの民族イコール「キン族」という言説は、平孟街でも聞かれた。だが、実際には、政府官員や学校教師を除いては、カオバン省北部の靖西・那坡県に隣接する地域はタイー族・ヌン族が多いようである。他にも、ベトナムのヌン族・タイー族をもって、「壮族」と看做す人（靖西県榮勞郷M村、那坡県平孟鎮）も少なくないし、そもそもベトナム側の民族は言語は同じだが、何族かは知らない（岳墟郷A村、百南郷B村）場合も少なくない。

他方、ベトナム側からの中国の壮族に対する認識についてみると、タイー族が壮族を現地語で「ガン・シヨーン」（壮族を話す人）と正確に呼ぶ場合（平孟鎮N村）もあったが、実際には、「中国には壮族はおらずヌン族のみ」（チャリン県ルンモイ社）とか、文革期に逃亡してきた壮族を「中国から来たヌン族」（バオラク県コッパイン社）、「ゲン・

ヌン」(ヌン人)と呼ぶ(岳墟郷X村)など、自民族を基準として、中国側の民族を「ヌン族」と認識する場合が多い。その理由としては自分たちと同じ言語⇨ヌン語を話すことにある。先の事例5でも大新県碩龍鎮から交易に来た中国商人は「ヌン語」や「タイー語」を使うという。

なお、相手を国名で呼ぶこともある。事例12のベトナム人嫁黄氏は第三者に対して夫を「中国人」と呼んでいた。その逆に壮族の側にもベトナム側民族を「越南人」とひとくりに呼ぶ習慣もある。さらに言語を組み合わせた「壮語を話す越南人」とか「ヌン語を話す中国人」(事例5)という表現も使われる。

ともあれ中国・ベトナムとも総じて、交易で実際に頻繁に行つて実情を理解している人を除いては、一般の人々の相手側の民族名に対する認識は必ずしも正確ではない。それが壮族であれヌン族であれ、実際の生活に必要なのは言語であつて、自分たちの話す言語と相手のそれとの異同が人々の関心事である。民族名などはとくに必要のない知識であるということができよう。

ただし、そのことは国境地域に住む人々の間で、壮族やヌン族としてのアイデンティティが希薄であるということの意味しない。むしろ人々は壮語あるいはヌン語を話す人(包括的な概念としては「ガント講土」⇨「土話」⇨地元の言語)を話す人)は自分たちと同じだという認識を持っている。このことは壮族・ヌン族の一民族のレベルを越えて共通の言語をもつ集団としてのアイデンティティの形成を示しているのではなからうか。厳密には、血縁関係にある者や友人・知り合いなどの個人の関係性のあり方の相違に応じてアイデンティティに濃淡が生じるであろう。この点は今後の課題だが、ともあれ、先の社会文化の共通性や日常の生活圏の共有、密接な交流、同年関係による強い結びつきとあいまって、国境地域における、民族の枠組みを超えた住民のアイデンティティ保持を指摘することができるであろう。

以上に検討したところを整理する。

中国からベトナムへ移住したヌン族は、衣食住、婚姻・生育習俗、社会体制上、壮族と共通する部分が多い。家屋での住まい方などにはより古い形態を保持している。ただし、移住後に多数派のキン族の影響を受容し、キン語を習得した。他方で、漢字・漢語能力が衰退した。

国境地域の壮族やヌン族・タイ族のもとでは交易が生業として定着している。専門の商人だけとは限らず農家の兼業もある。特別な商品だけでなく、米や豚肉・野菜など双方ともにある普通の商品も価格の高低や市場からの距離次第では交易されている。移住や通婚によって壮族とベトナム側民族とは親戚関係にあるもの、友人関係にあるもの（「同年」を含む）、が少なくない。交易のほか相手の家族の婚葬への参加を含む相互の訪問など日常的に往来している。こうした親戚・友人のネットワークを通じて交易に従事する場合が少なくない。

ベトナムから中国への嫁出が増加している。この場合、嫁は中国国籍を取得できず、不安定な身分に置かれている。近年顕著なのは、ベトナム側から中国へ農繁期に出稼ぎに来る現象である。中国側の労働力は沿海部へ出稼ぎという形で流失しており、その労働力の不足をベトナムからの出稼ぎで補っている。その出稼ぎも親戚・友人のネットワークを通じてなされている。

民間文化活動として、最近は若者層では流行していないこともあって、歌掛けは必ずしも盛んではないようだが、歌掛けへの国境を越える参加それ自体は継続されている。中国からベトナム側へ道士が行く場合が見られるが、その背景として、ベトナム側での漢字の書き手としての道士の高齢化という現状がある。こうした文化活動にも親

戚・友人ネットワークが見られる。

建て前としては国境線の通行には国家が関与し通行には証明などの手続きが必要であるが、実質的には国境に暮らす人々はそうした手続きを経ずに、また親戚・友人のネットワークを用いて往来している。

中国・ベトナムとも総じて、交易で実際に頻繁に行つて実情を理解している人を除いては一般の人々の相手側の民族に対する認識は自民族を基準にしたものである。壮族であれヌン族であれ、実際の生活に必要なのは言語であつて、民族名などはとくに必要のない知識であるといふことができよう。人々は壮語あるいはヌン語を話す人（包括的な概念としては「^{ガントウ}講土」＝「土話」〈地元の言語〉を話す人）は自分たちと同じだといふ認識を持つ。この点からすれば、壮族・ヌン族の一民族のレベルを越えて共通の言語をもつ集団としてのアイデンティティの形成が指摘されるであらう。

伊藤正子がかつて、タイ族・ヌン族を対象に、国家による「国民化」の側面を強調し、清末・民国期の比較的
自由な「民族の世界」がドイモイ以降、国家の存在に制約されるように変化したことを指摘した「伊藤 二〇〇三」。
確かに国家による個々の国民に対する統治は強まっている。しかし国境に暮らす壮族・ヌン族の人々の日常生活圏は政治的な国境線を越えがちである。人々は国境を越えて牛追いをし、歌を掛けあい、日常的に往来してきたのである。人々のネットワークは国境を越えて結ばれている。人々は国境やそれを可視化する税関・辺防所などの施設を熟知しており、国境線を意識しないわけではない。しかし人々の目線から見ると、国境の存在を意識しながらも、さまざまな対策でそれを相対化しているのではあるまいか。そこに暮らす人々の立場から国境の果たす意味を問いなおすことが今もとめられている。

ところで、近年、国境地域を越えて遠距離を移動する現象が見られる。たとえば、ベトナム人が国境付近で交易を行つたのみならず、友誼関や東興を経て広州までゆくものが出現している。一晚、長距離バスに乗って、翌日広州へ着

くや、衣服や家電を大量に購入して帰国しそれを販売する。広州の衣服は安くて品種が豊富であるためである。中にはパスポートを持たないものもいるようだが、旅行に支障はない。国境では出入境通行証を持つて通過するという（防城港市那良鎮T村。このような動きはとくに二〇〇三、二〇〇四年頃から増加しているという）。また、ベトナムからの嫁入りについても政府の方針もあるが、国境線から少し遠い地域、さらにはベトナム南部からの嫁入りの現象さえ見られる。従来に比べて国境地域に限定されない広域にわたる交流活動が芽生えつつあり、今後の注視が必要である。¹⁹⁾

注

- (1) 中国・ベトナム国境地域で筆者が行った調査地と期間は次の通り。中国：防城港市峒中鎮・那良鎮（二〇〇八年三月）、靖西県龍邦鎮（二〇〇六年九月、二〇〇七年四月、二〇〇九年八月）、同壬庄郷（二〇〇七年五月）、同岳墟郷（二〇〇七年五月）、同榮勞郷（二〇〇七年四月）、同安德鎮（二〇〇七年五月）、那坡県平孟鎮（二〇〇六年九月）、同百南郷（二〇〇六年九月）。ベトナム：チャリン県（二〇〇九年三月）、ジョンケン県（二〇〇六年二月）、バオラク県（二〇〇六年二月）、ハークワン県（二〇〇四年二月）。
- (2) 人畜同居は不衛生なので畜舎を分けてブロックの家に建て替えたいという声はベトナムでも聞くことができた（チャリン県ソンノイ社B村）。ただしベトナム側では経済的事情により、建て替えはまだ進行していない。
- (3) 「郎首」は安平州土官李氏の地方統治において村の徴税業務をも担当していたという言説もある。土官が秦老的人物を村落統治に利用したと考えられるが、その位置付けについては今後掘り下げた検討が必要である。
- (4) この点は最近に限ったことではない。たとえば龍邦鎮Q村の黃福C氏（七〇（二〇〇九年）、壮族）は二〇〇四年前までは塩や灯油の価格がベトナムのほうが安価だったのでジョンケン県街区にまで行つて購入していたという。
- (5) 国境からの距離について、たとえばジョンケン県ダムトイ社P村から靖西県岳墟郷の定期市にきたタイ族の女性は、中国側へ買い物に来る理由として、村からジョンケン県街区まで二〇キロメートルもあるが、岳墟郷までは三〜四キロメートルという距離の近さを挙げていた。国境付近の交通について、たとえば靖西県壬庄郷からジョンケン県街区まで歩行すれば四時間もかかるが、オートバイの便もある。那坡県平孟鎮N村の農乙氏（五一、壮族（後出））は、友人や親戚訪問でベトナムへよく赴くが、国境線ま

でベトナムの知人がオートバイで迎えに来るといふ。

- (6) ニワトリやアヒルの価格は両国で同じくらいだが、中国側では化学飼料を使うのでベトナム側のそのほうが味が良いとして好まれる（那坡県百南郷B村）という事情がある。

- (7) 事例4の黄氏は今は米の転売に従事しているが、十年前はベトナムでトウフをつくる人がいなかったためトウフを作って自転車で運んで売った。トウフの商売は利益が少なかったのが、二、三年後、屑鉄や空き瓶をベトナムから買って中国で売った。さらには広東へ出稼ぎへ行つたが、低賃金のため帰郷し、米の商売を始めたという。このように機を見て有利な商売に次々と転換する場合も今は少なくない。

- (8) 国境地域では両国の貨幣がともに通用するが、定期市では両替屋がいて大口の買い物に便利だ。なお、交易の形式の一つとして（一般住民の間で）購入の代行をする場合がある。靖西県龍邦鎮N村の趙S氏によると、自転車、脱穀機、電動脱穀機などの代行購入を依頼される場合があり、近くの龍邦鎮で入手できない場合は靖西県城にまで購入に行くことがあるという。また、最近ではベトナムの定期市で売るため、ベトナム人が商品を仕入れに靖西県城まで来る場合も見られるという（二〇〇九年）。

- (9) こうした場合や結婚式・葬式の通知には、定期市に行く人に伝言を頼む場合が多い。なお、国境を隔てても身内の者ゆえ招待状「請帖」は送らず、口頭で伝える場合が多い。

- (10) 農Z氏は、ラオトンのほか、ベトナム側に嫁いだオバ（七〇余歳）がおり、親戚ともしばしば往来をしている。その場合、注5のように国境まで行けば、オートバイで先方が迎えに来る。なお、ラオトン関係は近年に限ったことではない。靖西県岳壩郷何Z氏（五三、壮族）はジョンケン県にラオトンがおり、一九六〇年代に知り合った。当時は中国側で食糧危機の時代だったためラオトンがベトナムから豚肉や米を持ってきてくれたという。なお、相互の訪問は一九七八年に始まった中越戦争の期間中はできなかったという。

- (11) 中越間の通婚は、中国の壮族とベトナムのヌン族・タイ族、双方のヤオ（瑤）族同士など、おもに言語や習慣をとにする民族の間で行われている「周二〇〇六」。

- (12) ベトナム女性が中国人男性に嫁ぐ場合、ベトナム側では結婚登録をしないので、結婚を所属の地方政府にとだけなければ把握することが困難である。なお、一九八〇年代初期の中越戦争直後のころは、ベトナム人嫁が中国側地方政府の僑務弁公室へ行き難民として中国戸籍取得手続きをした事例がある（龍邦鎮Q村、二〇〇九年）。

- (13) ベトナム人の嫁同士の中国での交流は非常に少ないし、なんらの組織もたない。なお、最近ではベトナム側の政策で、国境に沿

う地域からの嫁入りが禁止されているという。

- (14) 岳墟郷A村でも米・トウモロコシの収穫にベトナム人出稼ぎ者を呼ぶ。報酬は一日二〇元(食費込み)で呼び自宅に寄宿する。この村でも若者のほとんどが広東へ出稼ぎに行つたという。

- (15) 岳墟郷A村の黄Y氏(三三、女、壮族)は、「メイトン」二、三人がジョンケン県にいる。彼女たちは米・トウモロコシの収穫の時に来る。これらメイトンは岳墟の定期市のときにも来る。このような同年関係にある者も出稼ぎで来る。

- (16) こうした農繁期の扶助は以前からあつた。那坡県平孟鎮N村では、一九六〇〜七〇年代にベトナム側の親戚の農繁期に手伝いに行つた。ただし報酬はなく、食事と宿泊のみの提供を受けていた。最近では、方向はもっぱらベトナムから中国へ、そして報酬をともなう出稼ぎの様相を呈している。なお、最近の現象として国境地域の壮族の男性がベトナム人女性と知り合つてから、ともに広東へ出稼ぎへ行くという事例が数例ある。

- (17) 那坡県平孟鎮では、一九六〇〜七〇年代は歌掛けが盛んで、政府主催の唱歌コンテストにベトナム側から来た。文革中は唱歌は禁止されたが、一九八〇年代に入り復活した。しかし、八〇年代中期以降はカラオケやCDの影響を受け歌掛けが衰退している。

- (18) 道士はあくまで各家を単位として呼ばれる。しかし名声の高い道士は人々がこぞつて呼ぶ。チャリン県チフォン社C村の住民の間で靖西県龍邦鎮S村の特定の道士が人気が高いのはその一例である。なお、道士以外に、靖西県岳墟郷A村では、家人が病気になるつたり災厄を払いたいときに女性の宗教的職能者「巫婆」をベトナム側から呼ぶという(この場合、道士は同村にいる)。

その他の交流として、周建新は、龍州県金龍鎮の村で祖墳がベトナム側にあるので、清明節もしくは旧暦三月三日の墓参にベトナム側に行く事例を示している[周二〇〇六]。

医療面での交流もある。たとえば、寧明県桐綿郷N村の何尚Y氏(四一、壮族)は、医者で薬局を営んでいるが、ベトナムから病人が診察してもらいに来るといふ。その場合、風邪や肺炎程度の軽症患者に限られ、重い病気で検査・入院が必要な場合にはランソンの病院へ行くといふ。

なお、現在、携帯電話によって親戚や友人と通話が可能になっている。防城港市那良鎮L村では、携帯電話が一キロメートル以内は通じること、しかし携帯電話に装着するカードが中国側とベトナム側とで規格が異なるので、村民は毎戸二台の携帯電話を所有しているという。また、中国でベトナムのTV放送の受信も可能である(防城港市峒中鎮)。

- (19) なお、近年、国境に居住しない人々が観光で国境を越え訪問するケースが増加しており、その面の検討も必要である。この点について范宏貴・劉志強は、「中越辺境観光」は、それが開始された一九九四年下半期には越南へ行く観光客は数万人以下だったの

が、二〇〇四年には、広西が接待したベトナム人の宿泊観光客は一一・二四万人に、広西から旅行社の組織するツアーに加わりベトナムへ行った観光客が二三・六万人に達したことを指摘している〔范宏貴・劉志強等 二〇〇六〕。

参考文献

- 伊藤正子 二〇〇三『エスニシテイ（創生）と国民国家ベトナム 中越国境地域タイ族・ムン族の近代』三元社
- 塚田誠之 二〇〇二「明清時代における壮族の『賽老』に関する一考察」（中国史学会編『中国の歴史世界——統合のシステムと多元的発展』（第一回中国史学国際会議研究報告集）汲古書院）
- 二〇〇六「中国広西社（チワン）族とベトナム・ムン族の民族間関係——文化の比較と交流を中心として」（塚田誠之編『中国・東南アジア大陸部の国境地域における諸民族文化の動態』国立民族学博物館調査報告六三号、国立民族学博物館）
- 二〇〇九「中国広西壮族与越南民族的交流」塚田誠之・何明編『中国国境民族的遷徙流動与文化動態』雲南人民出版社
- 范宏貴 一九八九「我国壮族与越南岱族、儂族的古今關係」（范宏貴・顧有識編『壮族論稿』廣西人民出版社）
- 范宏貴・劉志強等 二〇〇六『中越国境貿易研究』民族出版社
- 周建新 二〇〇六『沿辺而行——広西国境地区中越跨国民族考察札記』廣西人民出版社

四 一九世紀前半、雲南南部地域における漢族移住の展開と山地民社会の変容

武内房司

はじめに

雲南はビルマ（ミャンマー）・ラオスなどの東南アジア大陸部の諸国家と隣接し、かつそこには、国境を越えて居住する民族も少なくない。しかし、今日、雲南において最も多数を占めているのは漢族である。ジェームズ・リーの研究によれば、今日の西南中国のアイデンティティーを形作ったのは一七〇〇年から一八五〇年にかけて起こった漢族の大規模な「自発的移住」の結果であるという。⁽¹⁾ この一五〇年間に約三〇〇万人の漢族が雲南・貴州などの西南中国に移住した、とリーは推測している。トウモロコシなどの新大陸産の作物が雲南にも導入され、漢族移住民の山地での生活が容易になったこともこうした大量移住を支えた条件として考慮されるべきであろう。⁽²⁾

しかし、注目されるのは、リーの指摘する「自発的移住」を支えたであろう経済的利益の獲得を目指す広範な商業移民の存在である。雲南には、「夷方⁽¹⁾に走⁽²⁾う」という諺が生まれたが、必ずしも生活に困窮したことだけが移

住を促したモメントではなかった。そこには漢族のほとんど住むことのない雲南西南部に足を踏み入れ「山貨」を手し、経済的な利益を獲得しようとする移民たちが多数含まれていた。

本稿においては、茶と棉花という十八〜十九世紀雲南南部の主要な交易品目に焦点をあてながら、その生産・流通を担った山地民・漢族移民たちの動向に着目していくことにしたい。茶と棉花に代表される交易の展開は雲南への漢族の移住を促すとともに、生業形態、統治システム、さらには宗教のあり方を含め、山地・平地を問わず雲南南部に居住する非漢族社会に深甚な影響を与えたのである。

近年、人類学の視点から雲南南部さらにはタイに居住するラフの宗教運動を分析した片岡樹氏は、『社会歴史調査』など人民共和国成立後に実施された中国の種々の調査・研究などに依拠しながら、キリスト教徒として知られるラフがキリスト教を受容していく背景には、「仏房」と呼ばれる漢族移民の将来した「仏教」が大きな役割を果たしていたことを指摘した⁴。本稿においても、雲南南部居住の山地民の動向を理解するにあたり、片岡氏の研究から多くの示唆を得た。仏教の受容、さらにはキリスト教化の道を歩んだラフ集団の軌跡は、十八〜十九世紀に雲南南部山地民社会が経験した社会変化の大きさを物語っているともいえる。

ただ、氏の研究は、「仏房」が登場する歴史的な背景の考察におお多くの課題を残しているように思われる。大きな社会変動を経験しつつあった十八〜十九世紀の雲南南部非漢族社会をいかに統治していくかは、清朝当局者にとっても看過できない重要課題であり、雲貴総督や雲南巡撫などの手により多くの上奏文が作成された。本稿においては、近年公開されたこうした清朝の未公開文書を用いながら、十八〜十九世紀雲南南部山地民社会の変容のありようを跡づけていくことにしたい。

1 シブソンパンナーにおける茶業の展開と漢族移民

(1) 総店市制とその崩壊

雲南産の著名な商品として普洱茶の存在が広く知られている。普洱茶は主として、雲南南部、メコン川以東の攸楽・革登・倚邦・奔枝・蛮崙・慢撒からなるいわゆる六茶山で採取される茶葉をいう。これらの茶山をかかえる地域は、雍正七（一七二九）年、清朝による改土帰流政策が実施される以前、シブソンパンナーと呼ばれるタイ系土司（タイ系民族側から見れば諸盆地^ム国家の連合王国）の支配する領域に属していた。

本来、チベットや北方遊牧民向けの固形粗茶の代名詞にすぎなかった普洱茶は、清朝宮廷向けの貢茶に指定されるにともない華南を中心に広く普及していった。そうした需要の高まりとともに多くの漢族商人が茶山を訪れるようになった。

メコン河以東地区において改土帰流政策が実施される契機ともなった雍正七年のムンナム（橄欖壩）叛乱もまた、こうした漢族茶商人への反発に起因するものであった。この背景を詳細に分析したクリスチャン・ダニエルス氏の研究から、この時期の九龍江^{メコンがわ}以東のいわゆる六大茶山地区においては、山地民と平地居住のタイ系民族とのあいだに以下のような民族間関係が成立していたことを読み取ることができよう。⁽⁵⁾

① 山地民とシブソンパンナー連合王国の首長との間には主従関係にもとづくゆるやかな支配関係が存在していた。

② シブソンパンナーに臣属する橄欖壩^{ムンナム}の国王は漢族商人への抵抗を示した山地民を鎮圧するところかむしろ協力する姿勢をとった。

③大塔寺緬和尚など、上座部仏教僧侶がタイ系ツァオムンと山地民との共同戦線に協力している。

一言でいうならば、雍正五年の山地民の叛乱から改土帰流に至る時期においては、山地民と平地タイ系土司との間にはいわば蜜月時代とも呼べる共存協力関係が存在していたのである。

シブソンパンナーは十二の行政単位パンナーパンナーからなる連合王国であり、首長ツァオペンデインがこれらのパンナーを統轄していた。清朝側からは、車里ムンハム（タイ側呼称はツェンフン）を首都とするツァオペンデインに対し、明代同様に車里宣慰司の称号を授与されていた。

橄欖壩ムンハム叛乱後、雲貴総督鄂爾泰オルタイは雍正七年、車里宣慰司の東北に新たに普洱府を創設するとともに、シブソンパンナーの主たる輸出貨品であった茶業に対する管理制度を定めた。『総茶店』制と呼ばれるものである。この制度のもとでは、普洱府から通判が思茅に派遣されるとともに、茶の交易を行なう官設の『総店』が設けられ、客商が茶山に直接入山し買い付けにあたる行為は嚴禁されることになった。⁶⁾ こうした措置は、江西商人等の茶商とハニ族ら山地民との直接的な接触を制限することで、民族間の紛争を未然に防止することをめざしたものといえよう。

官営のマーケットを設置しそこでの交易に限定しようとする政策は、貴州省清水江流域の苗族地域で採用した木材交易のパターンとも共通している。そこでも、遠隔地から訪れた客商セウシヤウは『総木市』と呼ばれる交易場においてのみ商品の購入が認められ、こうした設定マーケットを越えて苗族地区に入山し交易に従事することはできなかつた。⁷⁾

茶の生産形態について見るならば、タイ系土司の管理のもと、「窩泥ハニ」や「蒲蛮アムラン」などの山地民が継続して茶葉の栽培が担う体制が取られた。たとえば、雲貴総督尹繼善は、叛乱終結後、次のように述べていた。

茶山についていえば、倚邦一带は皆な筒泥ハニが居住している。査するに倚邦の土弁曹當翁は誠実であり、師クンを率い賊の掃蕩に誠実に取り組んだ。よつて「曹當翁に」倚邦の茶山を管轄させるべきである。……さらに攸楽汛ハシヤウはすでに撤廢されたが、なお三十六寨には管約かんりする者が必要である。宣慰司刀紹文および各土弁はしやうの公保こうほにより、

叭竜^{ビョウリョウ} 竜損は窩泥寨を管理し、喇鮮^{ラシエン} 區は蒲蛮寨を分管しているが、皆な誠実で任用にたえる。彼らに〔山地民を〕管理させるべきである。その他の叭目・火頭についても勤勉で誠実な者を選び充たさせ、常に厳しく稽察^{チキョウサ}を行すべきである。

倚邦の場合土弁の曹氏、攸楽においては車里宣慰司刀氏や土弁などの土司の「公保」を受けた叭竜損ら茶山の首長が今日ハニやプーランなどの民族に分類されている山地民を管理する体制が生まれたのである。すでにダニエルス氏が指摘しているように、雍正七年に改土帰流政策が施行されたとはいえ、メコン河以東の六版納地域においては、車里宣慰司など平地の土侯権力を介した間接的な山支配が継続していたのである。もちろん改土帰流政策実施当初においては、攸楽汎を設置し清朝軍隊を常駐させるなどの試みがなされたものではあったが、瘴癘^{マウリヤ}に代表されるシブソンパシナーの風土的条件はそうした直接統治の実施を阻んだのだともいえる。

以上のように、六大茶山と称される九龍江^{メコンがわ}東岸地域において実際に茶栽培を担ったのは、平地のタイ族ではなくハニ族やプーラン族などの山地民であった。易武地区の古老の回憶によれば、易武において最初に茶樹を植えたのは曼乃寨のプーラン族であったという。確かに今日に残る茶樹王と呼ばれる茶の古木はそうした山地民と茶業との悠久の歴史を伝えるものである。『普洱府輿地夷人図説』（嘉慶二十四（一八一九）年序）には、摘み取った茶を籠に入れ集荷地に運ぶ「黒窩泥」の姿が描かれる。こうした光景が選ばれたのは采茶が黒窩泥の生活の特徴づけるものとされていたためであろう。この風俗画はまた「黒窩泥」の習俗としてまた次のような説明文を加えている。

黒窩泥の性は拙なり。茶を採り茶を売るのはその業なり。女子は績縷に勤め、路を行くにも手より去らず。普洱府属の思茅これあり。

こうした資料を目にするとき、茶山における普洱茶生産が主として「窩泥」など、その後もすべて山地民によって担われていたかのような印象を持つであろう。しかし、漢族商人の六茶山への入山禁止、「窩泥」ら山地民による茶

葉生産の保護等を目指した総茶店制度は、その後まもなく形骸化していったことに目を向けなくてはならない。その兆しは、早くも総店市制が施行された雍正年間に見られていた。最初に登場したのは、官僚・商人たちによる宮廷用貢茶の買いたたきであった。雲南の布政使庫より銀一千両が支出され、保管用と錫瓶や木箱と合わせ、進貢用の茶葉の購入費用に充てられた。「毛尖」と呼ばれる宮廷用の茶葉が納められた後によりやく民間販売用の茶葉の採集が認められることになっていった。¹⁰しかし、雲南布政使となった陳宏謀は、貢茶などの官茶の採辦にあたっては「不足額」に限定し、時価に照らして公平に採買すること、不法な官役が貢茶に借りて価格を押さえる等の行為を禁止する布告を出し、「夷民」の生業を保護せざるをえなかった。¹¹民間商人の入山が制限されている状況のもとでは、官僚商人たちは貢茶に借りて茶葉を確保せざるを得なかったのである。

総店市制を掘り崩していく直接的な契機となったのは、むしろ漢族移住民による茶園の掌握であった。一九五〇年代、雲南タイ系民族地区で実施された社会歴史調査の成果は、一九八〇年代に入り相ついで刊行されたが、そのなかには、茶山の一つ易武地区に入植した漢族客戸の動向を伝える貴重な漢文文書が含まれている。乾隆五十一（一七八六）年の日付を持つこの文書は採録に際して問題があり文意の通じぬ箇所が少なくないが、筆者による解釈と補訂を加えたうえで、この史料の原文と大意とを以下に紹介することにした。

管理易武一帶地方錢糧茶務軍功司庁伍為給照以專責成事。

照得。漫撒・蛮別二寨、路当孔道、自三十年軍功以來往來夫役、絡澤不絶。該夷民等難以撐持門戸、故逃亡死絶者頗多。一応貢項茶勛以及錢糧夫役門戸、年年掣肘不能辦理。及至本司庁任事以來、惟飭該寨頭目盧浩勉支撐頂辦、延至於今。而該目盧浩身故、所有門戸錢糧無着、兼以貢項茶勉（＝勛）關係甚重日復一日、該二寨茶園無人採、種植茶株尺絶、各將誰婦？

本司庁親臨踏勘、乃撒寨頭目昔京稟稱漫撒夷民逃亡死絶者甚重、近今夷民儘有十分之一、實難理。況夷民茶

園俱已當売與客戶多年。懇恩主匠今（「令？」）漫撒客主尚文輝與衆客戶等、將每年貢項茶舂、照畝均錢糧夫役門戶通送公文等項、一切照夷民十角（「戸？」）分（「派？」）、庶漫撒現在之夷民得以稍為更甦等情。

本司復查、若不再為区画、不惟貢項茶舂夷民難以酬（「籌？」）辦、即錢糧夫役門戶通送公文、無人辦理。合行給照為此牌、仰客首尚文輝遵照即便傳諭客戶、所有貢項茶舂、照畝上納。錢糧夫役門戶公文等項、照夷民十角（「戸？」）分派辦理、以作土著之例。

右照給漫撒別客首尚文輝同客戶等收執。乾隆五十一年二月十六日給司序行。

〔大意〕易武一帶地方の錢糧・茶務を管理する軍功司序の伍が、照しょうのいしよを發給し責任をもたせる案件。

さて、漫撒・蛮別二寨は、交通の幹線にあたり、三十年の軍功ビルマせんどう以來（軍馬の）往來・夫役負担がやむことなく続いた。この地の夷民しよすうみんは門戸を維持することが困難となり、逃亡・死絶する者がすこぶる多く、一応の貢茶および錢糧・夫役（を負担する）門戸は年々制限を受け、応じきれないでいる。本司序わたしくしよが任についてから、この寨の頭目盧浩に命じて何とか今日まで請け負わせてきた。しかし、盧浩も死去し、くだんの門戸錢糧もあてがなく、さらに貢茶は日一日と重要となっているのに、この二つの寨の茶園には採集する者がおらず、茶株の栽培もすべて絶え果ててしまった。いったい誰の咎だろうか？

本司序が踏査したところ、〔漫〕撒寨頭目をつとめる者昔京が次のように上申してきた。漫撒寨では夷民の逃亡・死絶〔の情況〕は深刻であり、最近では夷民の数はかつての十分の一に過ぎず、〔諸負担を〕担いきれないでいます。まして、夷民の茶園は皆なすでに何年も前から客戶に典売されています。どうか恩主の力により、漫撒寨の客主尚文輝と他の多くの客戶たちに、毎年の貢茶は、畝ごとに錢糧夫役・公文遞送等〔の負担〕を均等に、すべて夷民十戸に負担させる制度にならない、漫撒寨の夷民〔の生活〕が多少なりとも改善されることを望む

しだいでず、と。

本司も再調査したところ、もし区画くわを行なわなければ、貢茶を夷民が負担できなくなるだけでなく、錢糧夫役・公文通送が不可能となる。そこで、客首尚文輝に照牌を支給し、客戸に伝諭させ、くだんの貢茶を畝数に応じて上納させることにする。錢糧夫役・公文通送もんじょうでんたうについても、夷民が十戸を単位として負担するのならうようにすべきである。

以上、漫撒蛮別客首尚文輝及び客戸に照しょうめいを發給す。乾隆五十一年二月十六日司庁に發給す。

この史料から、さしあたり以下の二点を確認することができるであろう。一つは、総店市制のもとで行われてきた「夷民」による宮廷向けの貢茶生産が危機に瀕していたことである。さきの雲貴總督尹繼善の上奏を踏まえるならば、宮廷向けの貢茶生産を担った「夷民」が「窩泥わに」の集団であったはずである。第二に注目されるのは、下線部にあるように、この時期にすでに多くの漢人「客戸」が茶山に進出し、本来「夷民」に属していたはずの茶園の多くが「客戸」に売却されていたことである。

「錢糧夫役」や「公文通送」を含め、「夷民」と漢人「客戸」との間の負担の平等化を求めたこの文書は、一七八〇年代に入り、メコン河以東の六大茶山の一つ易武においてさえ、「茶園」の所有者が漢族移住民へと移行していたことを示しているといえよう。

後述するように、茶貿易から多くの収益を得ていた車里宣慰使の側でも茶山地区での茶業の衰退は何としても避けなければならない事態であった。同年、車里宣慰使もまた、漢族「寄戸」尚文輝らに以下のような入山許可書を交付した。

車里軍民宣慰使司宣慰使刀為給照事。照得。曼撒一寨路当孔道、往来供応紛繁、前被狝・緬等匪跳梁、百姓奔

散逃亡戸口寥寥、難拠該管伍弁隨時招來、而日就凋殘不能支撐。掌事頭目盧沛・盧浩又接踵而亡、無人頂理以至茶園荒廢。……本司例查漢民不許入境盤踞。但親臨查勘点問土著實屬希少、不上十人、難以供辦、一切情有可原。合就給委為此牌、仰漫撒・蛮別大小兩寨寄戶尚文輝等遵照即便悉照五（＝伍）弁前定章程、漢夷十戸頂辦貢茶、上納錢糧、供庖夫馬、門差徭役、防盜充練等事、如果實力奉行、聽公守法毫無貽誤。再為造冊詳請上憲附入版圖以招投向。敢陽奉陰違欺挾夷民、不聽管束、定即從重究治、驅逐遞解、決不姑寬、凜之母違。須至執照者。……

乾隆五十四年十二月二十四日 給司行

〔大意〕

車里宣慰司刀、照を發給するの事。さて、曼撒一寨は、交通路にあたり、往来・供庖が頻繁である。さきに莽・緬らの匪が跳梁し、百姓は奔散逃亡し、戸口は寥寥たるありさまで〔茶の生産を〕担うのは困難である。この地を管理する伍士弁は隨時（山地民を）募集してきたが戸数は減少し、〔栽培を〕支えきれない。掌事の頭目盧沛・盧浩が続けて死亡したことで、管理する者がいなくなり、茶園は荒廢してしまった。……本司が規定を調べたところでは、漢民は〔茶山の〕入境し盤踞してはならないことになっている。しかし自ら調査し、土着のものに尋ねたところでは、〔茶山の〕居住者は実に少ない。十人に達しなければ〔貢茶を〕供給することはできず、〔漢民の入山には〕やむを得ない事情がある。ここにこの牌を漫撒・蛮別大小兩寨の寄戸尚文輝らに發給し、さきに伍士弁の定めた章程にもとづき、漢夷十戸に貢茶を頂辦わせ、錢糧を上納し、夫馬・差徭を負担し、防盜充練等にあたらせることとする。もしはじめに実施し公にしたがい法を守り、誤りがなければ、再び冊を作成して上級に報告し、〔戸籍を〕版圖に組み入れ投降を認めることとする。うわべは従いながら陰で

反対して夷民を圧迫し、官の統制に従わないならば、嚴重に処罰し域内より追放し、決して許すことはない。

一八〇四年に著わされた檀萃の『滇海虞衡志』によれば、普洱茶の名が知られるにつれ、メコン以東の六茶山を中心、「山に入り茶を作る者は数十万人」にのぼったという。その多くは漢族労働者であったはずである。道光庚戌（一八五〇）歳重修『普洱府志』にもまた、「その生齒は統計するに一十八万人の衆きにして茶山・塩井の税課は充盈す」（梁星源序）とある。普洱地区の茶山が多くの漢族人口を引きつけていたのである。

一八九一年四月、シブソンパンナーの車里を訪れたフランスのパヴィ調査隊の一人ルフェーブル・ボンタリスは、メコン河以東の六大茶山について、次のように報告している。

倚邦が華南で有名なのはこの付近で宮廷用の茶が集められるからである。実際はこのあたりで採れるお茶はメコン右岸よりはるかに少ない。易武、Ban-Noi（蚕岫^{ソウ}）、攸楽山などの他のところも商人たちをひきつけているが、倚邦は商人たちが最も重要と見なす〔茶の〕センターであり、周囲に抜きこんでいる。普通のお茶は一担あたり七ないし一〇ピアストルである。品質的には宮廷用より極端に劣るものの、五〇ピアストルにまでなることがあり、多くの利益をもたらすことがある、ということだ。

中国人がこの地域に流通する茶の投機的商いのなかで、通常どの程度の利益を得ているかを正確に示すことは困難である。私は次の事実を観察しうるだけである。すなわち商業活動からは遠ざかりつつ、メコン川右岸のルー族たちは茶のプランテーションの栽培により多くの現金を稼いでいる。一方、左岸の場合中国人が茶を独占し現場でそれを混ぜ粉にしそこから多くの利益を得る。蒙自・老街、さらにはハノイにおいて一ピクルあたり六八ピアストルで売られている籠のなかの固形茶を見ても、買手はそれがどのように作られたかを知ることはない。倚邦の中国人商人は、このような固形茶を作るために蒸気で茶葉を固めるが、彼らは確かにその方法によく通じている。¹³

以上のように、一九世紀末にはチベットのみならず、ヴェトナムのハノイにまで輸出されていたほどであったが、こうした普洱茶の発展には、ルフェーブル・ポントリスが指摘するように、固形茶製造の技術を習得した漢族商人の存在が不可欠であったのである。

(2) シブソンパンナーにおける宣慰使職をめぐる継承紛争と漢族移民たち

シブソンパンナーの場合、ツェンフン居住の宣慰使にとつて交易収入は無視できないものとなっていた。なかでも重要な収益源となったのはメコン河を通過する際に徴収される通行税であった。一八三七年、南ビルマの英領テナセリウムから派遣され、ツェンフンを訪れたマクレオドは以下のように述べている。

メコン河をフェリーで渡るには、四分の一ティカル(Hill)がラバないし馬一頭ごとに課せられる。この税は宣慰使(Tsen wi tua)の手に入り、同様にツェンフン(Kiang Hung 景洪)地区に入るのには四分の三ティカルが課せられる。この入境税が支払われると、宣慰使は商人が域内で窃盜によって被る損害に対して責任を負うことになる。

時にKa-kuiなどがキャラバンを襲うので、武装兵が一定の地に駐屯し、遠方からのキャラバンを護衛する。その見返りとして、四分の一ティカルが徴収される。これは正規に認められた手数料であり、シツケー(Tsetke)が受領する。シツケー及びその従者は、しかしながら宣慰使より食糧の供給を受ける。ここを通過するラバの数は年間約五千頭である。さらに、それ以上がTsin⁽¹⁾にいくという。茶と綿は中国人が輸入品に対して輸出するものだというが、どの程度の割合なのかは不明である。

マクレオドの観察から窺えるように、ツェンフンの宣慰使は、茶や綿花の輸送に従事するキャラバンから入境税を徴収する一方、盜賊からキャラバンを防衛しその安全を保障する義務を負っていた。とりわけシブソンパンナーに

とつて脅威であったのが、Pratt's、すなわち山地民ラフの集団による交易妨害であったことが読み取れよう。⁽¹⁵⁾ いずれにせよ、こうした保障システムに支えられ、ツェンフンを通過するラバの数は年間五千頭に達するほどの活況を呈していたことは注目にあたいる。宣慰使がこうした入境税から多くの収益を確保したことは想像に難くない。

しかし、こうした交易の活性化は、シブソンパンナーにおいては王権の安定化に繋がることはなかった。むしろ宣慰使職の継承をめぐるシブソンパンナーにおいては抗争があいつぎ、ビルマやチェンマイのカーヴィラ朝などの外部勢力を巻き込み、内紛が激しさを増していくことになったのである。⁽¹⁶⁾ 十九世紀前半期における継承紛争の基本的パターンは、シブソンパンナーが維持した「中国を父としビルマを母とする」両属関係に起因したものであった。さらにシヤム西北のチェンマイにビルマ勢力へ反抗を鮮明にしたカーヴィラ朝が台頭したことは、ビルマ・清朝間の均衡に新たな不安定要因を生じさせることになった。

こうした内紛は各ムアン間の対立とツアオペンデインからの離心傾向を加速させずにはおかなかった。そうした傾向が典型的に現れたのは思茅の西に位置し、多くの漢族移民を抱えていた六順（六柵）土司地区であった。車里宣慰使に就任した刀正綜はその兄弟が南掌において多額の借財をしたことから各版納への課税を強化した。この流れを受け、六順土司地区においても、土司の刀緝熙は従来各戸に課していた五両の徴収額を十両に加増させざるをえなかった。こうした措置は「寄籍漢民」らの抵抗を招いたが、そうした動きを押さえるために、道光二十七年（一八四七）年、六順の土司刀緝熙は配下の擺夷に漢人の多く居住する上六順地区の焼き討ちを命じた。かくして漢族・擺夷関係は一挙に悪化し、激しい民族対立を生むことになった。⁽¹⁷⁾ 茶山で働く漢族移民たちもまたこうした民族対立に巻き込まれざるをえなかった。

咸豐元（一八五二）年、雲貴総督程番采は、道光末年の上記騷擾事件を踏まえながら、まず最初に以下のように車里宣慰使らによる過度の収奪が生ずる背景を分析した上で、「苛派」の禁止を訴えた。

車里土司の西南は緬甸ビルマに接し、南は暹羅シヤムに接しています。兩國は争っていることから、兵を九龍江クワンから遡らせ、「車里」土司に夫馬の援助を要請してきました。この土司は懦弱で、「そうした要求に」心ならずもそれに応ずるか、或いは土司及びその家族を緬ビルマ・暹シヤムに派遣するなどしてきました。ビルマ・シヤム兩國の側もまた（これらの使節を）もてなし、かつ銀兩を貸与しその揮霍ぜいたくな要求に応じてきました。帰国後、その利息は数倍になり、ほとんど財源が尽き、宣慰使はやむを得ず土弁に苛酷に課さざるを得なくなつたのです。土弁もまたムアンの民より収奪せざるをえず、その結果、人と家畜双方が課税の対象とされ、しだいに配下の人民は土弁に愛想をつかすようになったのです。⁽¹⁸⁾

車里宣慰使の西には、「猓黒ラフ」と呼ばれる山地民が居住していた。これらの「猓黒」集団による「剽奪」行為についても、程番采は次のように論じていた。

車里土司の西と耿馬土司の東・孟連土司ムンレンの北はいずれも猓黒の巢窟です。……（彼らは）もっぱら剽奪りやうたつによつて生活しています。住むところは皆烟瘴エンチャウの郷であり、雨水以降霜降ふゆふり以前は容易に入り込むことはできない地であり、六棚と最も接近しています。……かつ各省の遊民イジウミンと結び、夷寨が被害を受けるだけでなく、土司の衙門まで焼き討ちの害を受けています。……これに先立ち、「車里宣慰使刀繩武の息子」刀準臣は宣慰使職を継承しようとして、猓黒ら呼び寄せたのでした。……⁽¹⁹⁾

シブソンバンナー連合王国の盟主ツァオペンデインの継承紛争が、隣接する山地民たる「猓黒ラフ」集団への接近をもたらしていたことが読み取れるだろう。程番采の報告に見られるように、「猓黒」などの山地民がタイ系土司の継承紛争や漢族・タイ族間紛争に関与する動きを示したのは、単なる偶然ではないように思われる。しばしば「剽悍あつちん」と形容される山地民の行動の活性化は、雲南西南部に居住する彼らの生活環境が新たな変容を遂げていたことを示すものでもあつたのである。

2 孟連土司地区における山地民社会の変貌

(1) 棉花栽培

さきに紹介したように、モールメインよりシブソンパンナーに派遣されたマクレオド中尉はツェンフン（景洪）に到達するまでの旅程で見聞した諸情報を詳細に日記に書き留めていた。そのなかで、チェントウン南部からムンレム（孟連）北部にかけて居住する「野人 Wild」について、次のように書き記している。

Ka Kuis はチェントウン（景棟）の南部と東部の山地、ムンレム（孟連）の北部に見いだされる。彼らは村に住むが、三〜四年ごとにある地点から別のところへ移動する。彼らは穀物、タバコ、唐辛子、それに棉花を栽培する。棉花は中国人が主としてそれらを彼らから手に入れる。彼らは税を支払う必要はないが、マットや布などを首長に贈ったり、首長が旅をする時は米を提供したり、荷物を運んだりする。……

彼らには書かれた文字はなく、至高神ないしは来生の観念がなく、精霊ナート Nats を崇拜する。彼らは死者を埋葬し、一家の成員はすべて同じ所に安置する。頭の近くに窓が残され、そこから毎日死者のために食事が置かれる。

山道の防衛は彼らに任されている。彼らの武器は弩弓、毒矢、槍、火縄銃である。彼らは四万ないし五万の間であるといわれる。彼らはしばしば掠奪を行い、家畜を奪い、キャラバンから略取する。車里ツェンフンのさきツェンフンの宣慰使は軍を送り懲罰を与えることが必要だとし、それ以来彼らは分をわきまえるようになった。²⁰⁾

マクレオドがチェントウンからツェンフン入りした一八三六年から三七年にかけて、ビルマ産の棉花が陸路をつうじて雲南に輸出されていただけでなく、Ka Kuis すなわちラフの集団が居住するチェントウンからムンレムにいたる

山地で棉花が盛んに栽培され、漢族商人によって内地へ搬出されていたことが確認できる。

清朝側の史料もまた山地民の間で新たに経済作物、とりわけ棉花を栽培する動きが生まれていたことを伝えている。たとえば、嘉慶十六（一八一二）年、雲貴総督伯麟は、雲南西部で顕在化しつつあった「野人」問題の背景を次のように分析し、嘉慶帝に報告していた。

查まするに、雲南省迤西の辺疆の州県より奥は各土司の地域であり、外域と接しています。中間に野匪・猓黒各種夷人がおり、もともと化外に属しています。土司の管束に服さず、かつては打生を生業としていましたが、近年では菽糧・棉花の栽培を知ようになりました。夷人たちは食糧が不足すると、土司地域に赴いて牲畜・食糧を掠奪しました。土司は団練を集めて逮捕に向かい、深山に入り込み、自ら処理したため、内地に報告することはありませんでした。……

臣等は続いて道員とともにまず野匪の案件の犯人たちを取り調べました。二斗木らの供述によると、南甸土司の辺疆地区の野夷は棉花の栽培を生業としています。土司支配地区の各寨では常に米穀をその地に運び棉花と交換し、これらの野夷たちはそれによって生計をたてていました。尹錫銳・楊極彩はこれらの野夷たちと長い間交易し、互いによい関係を築いていました。

嘉慶十五（一八一〇）年、付近の各寨では不作となり、すべての米穀は南甸の羅卜絲莊住人良萬有・貫志果、河西水耕寨住人楊萬森・王庇林等らによって買い占められ、他処に運ばれてしまいました。「野夷の」二斗木心は恨みを抱き、仲間を集めて良萬有らの家を襲撃しようとしたが、道に不案内であったためすぐには進めませんでした。たまたま尹錫銳・楊極彩が棉花を買いに夷寨にやってきたので、二斗木心はこの二人に道案内を頼み、盗品を山分けしようとし、尹錫銳・楊極彩はこれに応じたのです。²¹⁾

今日のチンポー集団を指すと見られる「野夷」社会においては、十九世紀初、狩猟から菽糧栽培などの農耕生活へ

の転換がはかられるなど、生業形態の面でも大きな変容を経験していたことが確認できるであろう。

棉花は、ビルマから雲南に輸出された主要な商品であった。とりわけ、雲南における漢族人口の増大とともに需要が急増しつつあった棉花の栽培が雲南西部の山間地帯において開始したことは、山地民をとりまく民族間関係にも大きな影響を及ぼすこととなった。すなわちチンポー族などの山地民は棉花栽培を進めるなか食糧を平地で生産される米穀に依存するようになったのである。平地民の産出する米穀への依存は、労働力の多くを棉花栽培に振り向けることを可能としたであろう。棉花―糧食の交換が土司地区レベルに止まるかぎり、山地民―平地民のあいだにはより安定的な構造が維持されたはずである。

しかし、十九世紀に入って雲南西南部を中心に現出したのは、漢族商人を介して上位の広域市場圏にリンクされつつ、山地で産出する山貨と平地の食糧とが交換されるという市場メカニズムであった。それは豊凶による価格変動によつて食糧が容易に域外市場に流出する危険をとまなうものであり、とりわけ凶作時に山地民の生存を脅かしたのである。そうした場合、山地民の怒りが米穀を域外に売却した平地民の首長たる土司に向けられることになるのは当然であろう。

じつさい、嘉慶四（一七九九）年には、「裸黒夷匪李文明」が「カ瓦」・「ウ野裸」と結んでムンレム北部のムンクを支配する猛猛土司の罕朝鼎を駆逐しようとした事件が起きた。この李文明の蜂起に参加した「ウ裸匪」の村落指導者たちは、「土司が刻薄（刻）なことから李文明にしたがったのであり、ただもとの土司を追放し、交替させようとしただけです」と答えている。⁽²²⁾この段階においては、山地経済の変化にともない、ほころびを見せ始めた山地民―平地民関係の修復が目指されていたのだと見るべきであろう。参加した村落指導者たちは、土司を廃絶し漢人官僚による直接統治、いわゆる改土帰流を実施すべきかどうかにかについては、「土司を恨みに思っていたために」参加したにすぎず、「私たちの風俗はすべて内地と異なるので、「清朝の」流官（流官）が赴任したら平和には暮らせなくなります」と述べるにとどまり、

タイ系土司の存続自体は認めていた。

(2) 「仏房」の登場

山地社会に商品経済が浸透していくなかで生じた上記の山地民—平地民関係の構造的な変化は、孟連土司の管轄地において、より典型的に現れていた。嘉慶八年六月、雲南巡撫の永保は、孟連土司地域に出現していた擺夷—猓黒対立の構図を次のように報告していた。

竊んで查ますに孟連地方は順寧府所屬の猛猛・耿馬土司の奥にあり、南は外夷である緬甸と接しています。……この土司の管轄下にあるのは擺夷と猓黒の夷人です。孟連でいう「三猛五圈」とは、昔より孟連に属している猓黒夷です。現在、孟連土司（の職）は刀派功が承襲しております。「三猛五圈」地方にはなお管轄下にある猓黒が居住し、この土司に対して穀物を税として支払っています。

臣等が詳細に訊問しましたところ、孟連土司の刀派功はもともと擺夷人で、はなはだ貪欲な人物です。以前、所屬の夷人に対して派累てやまず、とくにこれらの猓黒を別種の夷人と見なし、擾派がとりわけ厳しかったのです。

銅金はかつて僧改心の弟子で、孟連地方に住んでいました。孟連土司は昔より緬僧に服属し漢僧を信じませんでした。改心は漢僧に属していましたが、孟連土司は以前、「改心の」廟を破壊し改心を追放しました。このため弟子の銅金は孟連所屬の辺疆に位置する〔南〕笮・笮などの地に住まざるをえなかったのです。

永保が指摘するように、ムンレム地域においても、十九世紀に入ると、タイ族土司と山地民との対立は先鋭化しはじめていた。とはいえ、その要因を単にタイ族土司の貪欲さのみに求めることはできないだろう。永保は「猓黒」が穀物をタイ系土司に貢納していたとするが、ムンレムにおいても、十九世紀に入り、棉花・蘆子・黄蓮などの換金作

物を産出する山地の重要性が高まっていたことはマクレオドの証言から明らかである。

後述するように、孟連で布教にあたった漢僧銅金は還俗して張輔国と称し、「猓黒」への徵税を委託されるとともに土目の戳記^{スタンプ}まで与えられ、二万を超える「猓黒」社会を統率する指導者となるが、この張輔国を補佐した余奉鳴もまた、江西出身であり、堂弟の余幸組は嘉慶八（一八〇三）年頃、孟連の猛引地方を訪れ棉花・蘆子の買い付けを行っていた商人であった。余奉鳴は孟連で死去した堂弟が「夷地^{みなぞく}」で行った貸付金の回収のため孟連を訪れたところを、銅金に見込まれ仲間に加わることになったのである。

猓黒^{ラフ}の宗教指導者となった漢僧銅金と張輔国は、その後自立指向を強め、孟連土司や清朝地方政權と対立を深めるなか、ついには叛乱の指導者として逮捕・処刑されるにいたる。逮捕後、張輔国自身が残した以下の供述は、猓黒^{ラフ}地区に居住しその帰依を得ていく事情をよく伝えている。

張輔国の供述によると以下の通りである。私は四十四歳、孟連人です。……幼くして私は出家し、南乍地方で僧となり、銅金と名乗りました。嘉慶四・五（一七九四・九五）年、すでに処刑された李文明の滋事^{じじ}に従いましたが、敗勢を見て私は誓約書を提出し投降しました。前任の総督はなお私を南乍地方に住まわせ、猓黒^{ラフ}を約束^{とうせ}させました。私は還俗し、名を張輔国に改めました。その後八年間、前任巡撫の許可を得て孟連所属の土目となり猓衆^{ラフたち}を約束^{とうせ}しました。各土司が日ごとに懦弱となるのを見て、各寨を併合しひそかに漢奸^{かんせう}を呼び寄せ、猓衆と結んで焼きうちにし、土地を侵占しようと考えました。地方官が文書をよこし事情を調べようとしたが、返事を出しませんでした。

嘉慶十七年冬、また迤西道の道員や知府が総督・巡撫の命令を受けて何度も私を札調^{てんたう}させようとなりました。私は、南興は瘴癘^{マラリア}が盛んで内地の官兵は絶対に入り込めないだろうと思ひ、抵抗して転任には応じず、また返事も出しませんでした。土司が私を内地に告発したことを知り、ますます土司を恨みに思ひ、猓衆^{ラフたち}に命じて孟連の上

猛引地方を焼き討ちにし鬱憤を晴らしたのです。ところが、内地では各土司に銀・米・彈藥を与え兵員を整え、我々を平定しにかかったのです。……⁽²⁵⁾

漢族移住者であった銅金こと張輔国が孟連地区の山地民「獐黒」の信服を得た理由はどこにあったのだろうか。一つは、過度な収奪を行った平地居住の孟連のタイ系土司に対する「獐黒」の反発・不満に求められるだろう。孟連土司の「獐黒」への収奪は、「山水錢糧」の徴収という形式で行われた。嘉慶八年八月、雲南巡撫永保らが「三猛五圍」の「頭人」^{リダグ}に対して行った訊問によれば、本来彼らが納めるべき錢糧百両に対し、孟連土司刀派功の側では、一千両を要求したという。物納や徭役提供にかわり、貨幣納化が進行していたのである。訊問を受けた頭人との問答を永保らは、上奏のなかで次のように報告している。

また、次のように訊問した。お前たちは土司に叛乱を企てているわけではなく、土司の過度な収奪を恐れているにすぎない。過度な徴収を認めないとはいえ、毎年納めるべき「山水錢糧」をどうして土司に納めないでよいものか？ 「土司の」地に住み錢糧を納めないというのは叛^{わはん}と同じではないか？

私ども愚かな夷人^{しょうゆうみんぞく}はじつさいその道理を知りませんでした。今やつと曉示^{ごせつめい}が理解できました。どうして遵守しないことがあります。くだんの「山水錢糧」はもともと納めなければなりません。もし従来通り孟連土司を介して納めなければならぬとなると、土司の側ではやはり我々を収奪し苦しめるでしょう。もはや天朝に帰順したのですから、錢糧を内地に納めたく思います。地方官が孟連にそれを回すならば私どもは被害を受けることはありません。⁽²⁶⁾

しかし、雲南巡撫永保らは、直接内地に納入したいとするラフの頭人たちの希望を、「体制にあらず」として否定し、妥協案として提示したのが、ラフたちの信服を得た漢僧銅金を土目に任じ、銅金を介して土司に「錢糧」を納入するという方式であったのである。

嘉慶八（一八〇三）年以降、銅金こと張輔国が徴稅權等を広範な権力を獲得したことは、山地民社会に新たな政治統合を促す契機となつたと考えられる。一九三〇年代に裸黒山地区を訪れた方国瑜は次のようなエピソードを紹介している。²⁷⁾

裸黒は一族が集まつて居住し、酋長もなく、組織は散漫で、ちょうど漢官も設けられていないことから、擺夷土司の管轄を受ける場合もある。このため、寨民のなかで糾紛があると、訴えるところがない。甲寨と乙寨とが衝突したような場合、とくに調停者が不在となる。仏爺が調停にのりだすと争いはおさまり、双方とも衣服するのである。誰も寨の公共の事業を興せないとき、およそ地域で有益な事業を起し悪弊を取り除こうとするとき、仏爺がそれを主宰した。こうしてしだいに仏房は衙門となり、訴訟があればそこに訴えるようになった。

寨を単位とした分節的な社会を構成していたにすぎないラフの集団が、仏教指導者Ⅱ「仏爺」の調停能力を介してしだいに社会統合を進め、新たな政治宗教権力「仏房」を生み出していったことが読み取れるだろう。

張輔国自身は、嘉慶十八（一八一三）年に逮捕・処刑されるが、ラフ社会に「仏房」はその後も存続し続けた。光緒十七（一八九二）年、「裸黒」集団が再び蜂起した際に、雲貴総督王文韶が提出した上奏には次のように見える。

今回、叛夷は東主・閑官・富角・義宋・永帕の五仏房を盟主とした。仏房とは夷民が仏に仮ねり、平日、夷僧を神のごとく奉じている。故にその地は皆な仏房と呼ばれる。仏房のほかにそれぞれ家口營がある。皆な寨をつらね柵をめぐらし、仏房とあいよりせい〔防備を〕固めている。……

五仏房のほかにさらにいわゆる西盟三仏主なる者がいる。その酋は夷僧の李同明で、その地は縦横三百余里、管轄する夷民は四千余戸を数える。

以上のように、十九世紀初に誕生した仏房は清朝の鎮圧を経てもなお生命力を保ち続けたのである。

最後に仏房の初代の指導者銅金が説いた仏教について言及しておきたい。手がかりを与えるのは、銅金自身を訊問した雲南巡撫永保の以下の上奏である。

かつて僧人と称したが、和尚ではなく、結局のところ喇嘛ラマであり、黄衣を身にまとい、西藏チベットと変わるところがなく、經典にも通じている。猥黒チベットがあえて崇敬するのは、西藏の番衆チベットが黄教を尊崇するのと同じである。⁽²⁹⁾

永保によれば、銅金はチベット仏教の指導者であったということになる。しかし雲南の大乗系仏教がチベット仏教と深い関わりをもっていた点を差し引いても漢僧銅金の説いた宗教を単純にチベット仏教と捉えるのには無理がある。

方国瑜は先に紹介した調査報告において、「清の雍正年間（一七二三～三五）、大理府鷄足山の和尚の某が裸黒山で布教にあたった」との伝承を紹介している。いっぽう、人民共和国成立後に行われた社会歴史調査においても、「王仏爺」と呼ばれる仏教僧侶が道光末年に大理鷄足山から現在の瀾滄県東河区の山区に入り修行場を設けたとする伝承が紹介されている。⁽³⁰⁾近年では、「反清復明」を目的としてラフ地区に入った南明の遺臣楊徳淵であるとの説まで登場した。⁽³¹⁾

管見のかぎり、これらの伝承の真偽を檔案史料などの同時代史料から確かめることはできない。さきに紹介したように、雲南巡撫永保は、銅金が漢僧改心の弟子であったこと、擺夷タイに属する孟連フヤンフヤの土司が緬僧を保護し、改心ら漢僧の寺廟に庄迫を加えて追放したこと、猥黒チベットの指導者李文明が改心の徒銅金に「念経ニョキョウ」を依頼していたことを伝えている。改心が最初の漢僧であったとすれば、裸黒地区への漢人仏教の伝播は乾隆年間（一七三六～一七九五）のことと見るのが妥当であろう。

また、単独の僧侶による布教として語られることが少なくないが、嘉慶五（一八〇〇）年、雲貴総督書麟が、「且つこれらの漢僧の人数は大変多く、猛猛だけがそうなのではない。付近の孟連・車里・六困（一六順）・猛班等の地

はどこでも皆なそうである。猥黒・擺夷・蒲蛮など〔種〕類は奉ずること神明のごとく、牢として破るべからざる。ほどだと報告している。⁽³²⁾雲南南部の山地民地域で布教に従事した漢僧は少なくなかったためであり、こうした宗教者の活動が山地民のみならず漢族移民たちによっても支えられていたであろうことは想像に難くない。

おわりに

以上、シブソパンナー地域とムンレム（孟連）土司地域を中心に辿ったように、十八〜十九世紀にかけて、雲南南部の山地民社会においても茶葉や棉花、さらには黄蓮などの薬材を中心とした商品作物栽培が開始していた。こうした商業化の波は、山間地域への漢族移民・商人の進出とともに、十八世紀初に確認された山地―平地間の伝統的な共存関係を揺るがしていかざるをえなかった。ラフヤチンポーなど山地民集団とタイ系土司との対立をより先鋭化させていったのである。

こうした社会状況を背景に、「猥黒」などの山地民社会においては、漢族移民の伝える「仏教」を紐帯として、新たな政治統合が生み出されていったのである。こうした十八〜十九世紀の雲南南部地域で起こった如上の社会変容を、近年、ギルシュは諸集団の利害が共存するミドル・グラウンド（中間地）論を援用することで説明しようとしている。⁽³³⁾氏は、雲南南部が、諸民族が相互に影響を与え合い、経済的文化的交換が行われるボーダーランドであったと主張している。タイ系土司の支配する地区に関帝廟や寿仏寺など会館の機能を兼ねた宗教施設がこの時期に登場したこと、タイ系土司が儒教的儀礼を取り入れたことなどが、積極的に評価されている。

しかし、こうしたギルシュの議論がいささかダイナミックを欠く印象を与えていることも事実である。氏もまた、裸黒に支持者を獲得した張輔国について言及してはいるが（一一一〜一一七頁）、銅金の布教活動が山地民の政治統

合を促し、片岡樹氏が明らかにしたようなラフの千年王国運動に結びついていったことには言及されていない。確かに改心やその徒の銅金は漢僧ではあった。しかし、銅金の死後、その将来した「仏教」が山地民の宗教運動として土着化し、「裸黒」出身の「夷僧」により支えられるようになったことに目を向ける必要があるだろう。漢族移民との接触をつうじて、自ら新たな文化を生み出していくアカルチュレーションとして、十八〜十九世紀雲南南部山地民社会の変容を解釈していくことも可能なのではあるまいか。

注

- (1) Lee, James, *The Legacy of Immigration in Southwestern China, 1250-1850. Annales de demographie historique*, pp.279-304.
- (2) 雲南における新大陸産作物の普及については、雲南各種地方志を系統的に参照した方国瑜の研究を参照（方国瑜『中国西南歴史地理考釈（下巻）』中華書局、一九八七年、二二二〜二二八頁）。
- (3) 江応樑著・江曉林箋注『滇西擺夷之現実生活』徳宏民族出版社、潞西、二〇〇三年、一一五頁。
- (4) 片岡樹『タイ山地―神教徒の民族誌―キリスト教徒ラフの国家・民族・文化』風響社、二〇〇六年。
- (5) クリスチャン・ダニエルズ『雍正七年清朝によるシブソンパンナー王国の直轄地化について―タイ系民族王国を揺るがす山地民に関する一考察』『東洋史研究』六二巻四号、二〇〇四年、九四〜一二八頁。
- (6) 民国十年『元江志稿』巻二十二、文類上。鄂爾泰「請設普洱鎮疏」『窃照雲南元江府所轄車里茶山地方、幅員遼闊、至二千余里、……並管徵解錢糧地方諸務、設經歷一員看守倉庫・禁獄、兼司緝捕。思茅接壤茶山係車茶咽喉之地、請將普洱原設通判移駐思茅、職任捕盜經管思茅六茶山地方事務。前從販茶奸商重債剝民各山壘斷以致夷民情急操戈。查六茶山產茶每年約六七千駝、即於適中之地立總店買賣交易、不許客人上山永可杜絕弊端。』
- (7) 拙稿「清代清水江流域の木材交易と在地少数民族商人」『学習院史学』三六号、一九九七年、七一〜八九頁。
- (8) 尹繼善「籌酌普思元新善後事宜疏」（師範『滇纂』巻八之四、芸文）。原文は以下の通り。「其茶山倚邦一帶均係窩泥。查有倚邦土弁曹當齋為人誠実、随師勦賊勤勞素著、應將倚邦茶山貢令管轄。……再攸案汛既撤、其三十六寨需人管約、據宣慰司刀紹文及各土弁公保叭竜損管理窩泥寨、喇鮮區分管蒲蛮寨、俱皆誠実可用、宜令管理。其余叭目・火頭俱擇勤慎老实者分派充、応仍不時嚴加稽

察。」

- (9) 楊毓才『雲南各民族經濟發展史』雲南民族出版社、一九八九年、二九八頁。
- (10) 道光『雲南通志稿』卷七〇、食貨志、物產四、普洱府、阮福「普洱茶記」による。
- (11) 陳宏謀「禁庄買官茶告諭」『培遠堂偶存稿』文徵卷二、「每年必辦買茶、係動公件銀兩發思茅通判、承領辦送。原令照時價公平採買。上年署通判劉永濬不遵功令、多採買短價擾累夷方、奉兩院憲恤民德意、將上年買存之茶揀選供用外、僅需補買買茶三百余斤、此外毋許多買。誠恐承辦官役仍指稱官茶名色、短價多買擾累夷方、合行示諭：茶山地方漢夷官民人等知悉、今歲採辦官茶、止須遵照不敷之數、按照時價、公平採買。如有不法官役借名多買短價庄送、擾累夷民、或經訪查或被告發官則立即詳參役則立斃杖下、各宜凜遵毋違。」
- (12) 『民族問題五種叢書』雲南省編輯委員會編『中国少数民族社会歴史調査資料叢刊 傣族社会歴史調査（西双版纳之三）』雲南民族出版社、一九八三年、七六～七頁。
- (13) Lefèvre-Pontalis, P. *Mission Pavie Indo-Chine 1879-1895: Geographie et voyages V. Voyages dans le Haut Laos et sur les frontieres de Chine et de Birmanie*. 1902. Ernest Leroux. pp.26-27.
- (14) Captain Mcleod, A Journal kept by Captain W.C.Mcleod, Assistant to the Commissioner in the Tennesseem Provinces, during his Mission from Moumein to the Frontiers of China. British Parliamentary Papers, Commons, 1868-69, vol.XLVI (Macleod and Richardson's Journey), p.695. 本資料は「近年 Grabowsky, V. & Turton, A. が詳細な解題・注釈を加えた新たな版が刊行され、利用しやすいこと。Grabowsky, V. & Turton, A. *The Gold and Silver Road of Trade and Friendship: The Mcleod and Richardson Diplomatic Missions to Tai States in 1837*. Silkworm Books, Bangkok, 2003, pp.386-387.
- (15) Grabowsky, V. & Turton, *ibid.*, p.446' によれば、ナレット・ビルマ語系の山地民であるラフに近いところ。
- (16) 拙稿『民族図説』の成立とその時代（一九世紀初、伯麟「雲南種人図説」に見るシブソン・パンナーの辺疆風景）（長谷川清・塚田誠之編『中国の民族表象』南部諸地域の人類学・歴史学研究』風響社、東京、二〇〇五年、二九～五五頁、を参照。
- (17) 李拂一編『十二版納紀年』私家版、台北、一九八四年跋、所引「思茅臬志稿」の記事による（一五一～一五二頁）。
- (18) 咸豐元年正月二十四日（三月三日硃批）程喬采奏（台北・宮中档000086' 北京、録副、傣族項782）：「遵旨思茅辺外善後事宜」。原文は以下の通り：「車里土司西南界緬甸、在南界暹羅。以該両国構争、兵由九龍江經過輒向土司借助夫馬。該土司懦弱、無不委曲周旋、或該土司及家属前赴緬・暹。該両国亦必殷勤款接並借給銀兩以供其揮霍之需。迨至旋江則息加數倍取償、幾於精疲力竭、該

宣慰計無所出、無非苛派土弁、該土弁又勒索猛民、上下交征、遂至人畜均須納稅、久之弁與民離心離德。」

- (19) 前揭咸豐元年正月二十四日(三月三日硃批)程番采奏奏。原文是以下的通り。「查車里土司之西與耿馬土司之東、孟連土司之北、均為猓夷窟穴、……專以剽奪為生。所居皆在酷瘴之鄉、雨水以後霜降以前其地不能輕入、與六棚最為逼近、……該匪性成剽悍、胆敢乘間出巢。兼有各省遊民從中勾結、不但夷寨屢遭搶掠即土棚亦被焚燒。……前此刀準臣謀襲土司、即勾引喀猓。」

- (20) Captain McLeod. *op.cit.*, p.675. Grabowsky. V. & Turton. A. *op.cit.*, p.348.

- (21) 嘉慶十六年九月二十八日雲貴總督伯麟・雲南巡撫孫玉庭奏：「竊查滇省進西沿辺州鼎之外、即係各土司地方、與外域接壤、中間有野匪猓黑各種夷人本屬化外、不服土司管束、向以打生為業。近知種被種・棉花。該夷人等偶遇乏食、赴土司地方搶掠牲畜・糧食。土司集練擊捕、即竄入深山、如有擒獲、土司自行辦理、向不稟報內地。……臣等隨率同司道先將野匪一案人犯親提審訊、緣二斗木等係南甸土司辺外野夷、栽種棉花為業。土司屬下沿辺各寨常運米穀至彼易換棉花。該野夷等藉資餬口。有尹錫銳・楊極彩與該夷等交易日久、彼此相好。嘉慶十五年沿辺各寨收成歉薄、所有米穀又經南甸之羅卜絲莊住人良萬有・貫志果・河西水辦寨住人楊萬森・王応林等收買販運別處。二斗木心生怨恨、起意糾人前往良萬有等家搶劫。因道路不熟未即前往、適尹錫銳・楊極彩至夷寨買棉花、二斗木心遂與相商央其引路同往、得贓均分、尹錫銳・楊極彩允、……」

- (22) 嘉慶五年四月一日雲貴總督書麟奏(北京・硃批・民族4/1753/1)：「當即嚴加訊提供小的們原係蠻畜・黃草壩・怕札等寨伙頭、前因土司刻薄心懷怨望、聽從李文明起事、祇想逐出老土司、另行更換。……至於改土歸流的話、小的們不過為怨望土司起見、其小的們一応風俗與內地不同、即改設流官終久不能相安。」

- (23) 嘉慶八年六月四日雲南巡撫永保等奏(北京・硃批・民族4/1754/1)：「竊查孟連地方在順寧府所屬猛猛・耿馬土司之外、南與外夷緬地接壤。……至該土司所轄者係擺夷・猓黑夷人。其孟連所稱三猛五圈者、即向隸孟連之猓黑夷也。現在孟連土司即刀派功承襲。其三猛五圈地方仍係其所轄猓黑居住、向於該土司處約糧上稅。臣等詳加詢問、孟連土司刀派功本係擺夷人、甚貪酷。從前於所屬之夷人派累不已、而於此等猓黑更視為另種夷人、擾派尤甚。銅金者向係僧人改心之徒弟、居住孟連地方。該土司等向服緬僧不信漢僧、改心係屬漢僧。從前經該土司折廟驅逐改心。故後其徒銅金即在孟連所屬辺界窄賀等處居住。」

- (24) 嘉慶二十年七月十六日雲貴總督伯麟・雲南巡撫孫玉庭奏(台北・宮中檔019337)：「奏為拿獲南興逆目張輔國余党審明辦理恭摺奏聞事。……臣等督同司道等親加研鞫、緣余奉鳴籍隸江西至雲南緬寧州地方開舖生理。嘉慶八年余奉鳴堂弟余幸組至孟連土司之猛引地方販買棉花・蘆子、旋即物故。十年二月余奉鳴前往猛引收取余幸組餘放賬目逗遛夷地。十二年正月該犯曾經回籍。十六年三月該犯復帶銀兩來滇、欲至猛引一帶販貨並收前欠。有前經拿獲節次窩留漢奸李元案内發遣人犯劉贊育罪緬寧地方行医、亦

與張輔國認識。余奉鳴因劉贊育介紹，亦與張輔國通問往來。後余奉鳴至南興地方。張輔國見該犯粗識文義款留在彼，幫寫往來書信。」

(25) 嘉慶十八年四月一日硃批：雲貴總督伯麟「拿獲張輔國審明等由」（北京·錄副·民族事務類·拉祜項120/10）：「扼張輔國供，年四十四歲，是孟連人。……我自幼少出家，在南乍地方為僧，名叫銅金。嘉慶四·五年間聽從已正法的李文明滋事，後見他勢敗我就具結投誠，蒙前任總督仍令在南乍居住約束猥黑，我便還俗，更名張輔國。八年間蒙前任巡撫准我允當孟連所屬土日約束猥黑。我見各土司日漸懦弱，起意吞平各寨，暗招漢奸勾結猥黑焚劫，逐漸侵佔地方。後經地方官札來查並未申覆。十七年冬間，又有道府軫奉總督·巡撫屢次札調。我想南興瘴盛，內地官兵斷不能到，所以抗不遵調。又不稟覆又知土司把我稟告內地，我愈加懷恨，即令猥黑焚劫孟連上猛引地方出氣。不料內地賞給各土司銀米·子葉訓練會剿。……」

(26) 嘉慶八年八月二十五日雲南巡撫永保·雲南提督烏大經奏：「復訊以爾等既未叛離土司，不過是因土司苛派過甚懼怕，雖不聽其苛派而每年必交之山水錢糧，豈可竟不交土司收納，居其地而不交錢糧即與叛出無異。據稱我們愚蠢夷人實在不知此理，今既明白曉示，我們豈敢不遵。所有山水錢糧原是該交的。若仍在孟連處上納，他仍是勒索受累我們，既已歸順天朝，情願將錢糧交與內地，地方官或軫發給孟連方不致受累。」

(27) 方國瑜『滇西辺区考察記』国立雲南大学西南文化研究室、一九四三年、第五編、「裸黑山旅行記」、三六〇—三八頁、による。

(28) 光緒十七年十二月十八日王文韶·譚鈞培奏（北京·硃批·民族17632）：「劉春霖以此次叛夷推東主·閑官·富角·義宋·永帕五·私房為盟主。私房者夷民佞仏平日奉僧如神，故其地皆以私房為名。私房之外又各有家口營，則皆結寨列柵與私房相依為固。……五·私房之外尚有所謂西盟三·私主者。其西為夷僧李·同明，其地縱橫三百余里，管轄夷民四千余戶。」

(29) 前揭嘉慶八年八月二十五日雲南巡撫永保·雲南提督烏大經奏：「其向稱僧人者並非和尚，竟係喇嘛，著黃衣，與西藏無異，經典亦熟。猥黑之肯為恭敬，亦如西藏番衆之敬黃教相同。」

(30) 『拉祜族社会歴史調査（一）』雲南人民出版社、一九八二年、一四頁。

(31) 錢寧「厄莎·佛祖·耶穌」近代拉祜族的宗教信仰与社会變遷「思想戰線」一九九七年四期、など。

(32) 嘉慶五年三月十九日雲貴總督書麟奏（台北·宮中檔）：「查李文明雖係為首邀約銅金及卡瓦野人倡亂，首犯但銅登·銅金二犯，輒敢挾猛猛土司不准蓋廟微嫌，一經李文明糾結該犯，銅金即隨赴猛猛地方聚眾滋事，實屬罪不容誅。……且此等漢僧人數眾多，不独猛猛為然。其附近之孟連·車里·六困·猛班等處偏地皆是。母論猥黑·擺夷·蒲蛮等類無不奉若神明，牢不可破。」

(33) Giersch, C. Patterson, *Asian Bondslaves: The Transformation of Qing China's Yunnan Frontier*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts.

and London, 2006.

五 モンゴル帝国期におけるアス人の移動について

赤坂恒明

はじめに

中央ユーラシア西部の草原地帯を中心に活動した東イラン系騎馬遊牧民諸集団の掉尾を飾るアラン(Alan)人は、テュルク系諸集団やマジャール人の西進等により、その活動領域を縮小しつつも、北カフカス中部とその周辺に蟠踞していたが、モンゴルの軍事行動の結果、彼らは、集団ごと異なる道を歩むこととなった。モンゴル帝国期、アス^{ᠠᠰ} (漢字表記は阿速その他)とも称された彼ら、アラン人は、一部はハンガリー方面に移り、言語的にはマジャール化しつつも、現在に至るまで独自の文化を部分的に残している。また、一部は、モンゴル(元朝)皇帝の親衛軍に編入されて漢地に移り、元朝の政局にも関わり、元朝の北遷後はモンゴル高原の有力集団として活躍した。なお、カフカスに留まった人々は、一部はテュルク化したが、東イラン系の言語を保った集団は現在のオセツト Osset 民族を形成するに至ったと定説的に考えられている。

周知のように、モンゴル帝国の時代、ユーラシアにおいて、人々の移動・移住は、個人・集団と規模の大小を問わず非常に活発に行われたが、本稿では、そのような歴史的状况のもとでユーラシアの東西に分散することとなったアス（アラン）人の移動について概観したい。

1 アス人（アラン人）の歴史に関する先行研究の傾向

アラン人は、他の騎馬遊牧民諸集団と比較すると、歴史上の活動期間が長い。オセツト人出身の碩学、V・I・アバエフ V. I. Abaev は、『イラン学百科事典』*Encyclopaedia Iranica* における「アラン人 Alans」の項目の中で、アラン人の歴史を三期に区分している [Abaev 1985]。

第一期…キリスト紀元の始めから、民族大移動まで。

第二期…民族大移動の時代から、モンゴル侵略まで。

第三期…モンゴル侵略以降。

第一期と第二期におけるアラン人の活動は、ヨーロッパ、殊に西欧の歴史に直接的に関わるものが少なくなく、今日に至るまで多くの研究の蓄積がある。特に、所謂「民族大移動」期において、アラン人の一部は、ゲルマン諸集団と共に西進し、はじめは東ゴート族、次いでヴァンダル族と連合した。このアラン人の西方移動については [Bachrach 1973] 等、専論があり、日本においても [松田 一九七五]、[大久間 一九八四] 等、研究者に注目されているところである。

一方、第三期におけるアラン（アス）人の動向については、第一期・第二期と比較すると相対的に注目度が高いとは言いがたいように思われるが、いくつかの専論が存在している。

まず、二度にわたるモンゴルの西征におけるアラン（アス）人に対する軍事行動については、[Minorisky 1952] や [Allsen 1991] において詳論されている。

モンゴルの西征後、カフカスに留まったアラン（アス）人の一部は険峻なカフカス山中に拠り、その後もなお、しばらくの間、モンゴルに対する抵抗を続けたが、多くはモンゴルに服属した。モンゴル帝国期の所謂「キプチャク汗国（金帳汗国）」におけるアラン（アス）人に関する専著としては、O・B・ブベノクの専著、『金帳汗国におけるアラン人』アス人（二三―一五世紀）[Bubenok 2004] がある。

また、アラン（アス）人の一部は、この時期においても、西方への移動を行っている。彼ら、ハンガリー方面に移住したアラン（アス）人は、ハンガリー語でヤース[*asz*]人と呼ばれ、少なくとも一五世紀までは東イラン系の自身の言語を保っていた。彼らに関する研究は、約四〇の中世アラン語語彙を含む所謂『ヤース語語彙集』に関する言語学研究、ヤース人の民族誌を取り上げた研究、考古学を中心とした研究が、主なものである。

また、東方に移り、モンゴル（元朝）皇帝のもとに親衛軍として仕えた阿速（アラン）人については、元朝史研究の一環として、所謂「色目人」に関する研究や、軍制、怯薛[*ケシク*]、怯憐口[*ゲリン・クイド*]等に関する研究において、また、宗教史の一部として、元朝期におけるキリスト教に関する研究において研究対象とされる。さらに、元朝北遷後のモンゴル高原においてモンゴル系諸集団が再編成される過程が検討される中で、有力集団の一つであるアスド[*Asud*（アスAsのモンゴル語複数形）]が屢々取り上げられるが、それらの諸研究において、アスドは阿速の後身であると考えられており、管見の限り、これを否定する先行研究はないようである。

なお、アラン（アス）は、史料の訳注等において取り上げられることが少なくない。例えば、『モンゴル秘史（元朝秘史）』に見える「阿速」——「Asut」または「Asud」——等に対して、「那珂 一九〇七」「村上 一九七六」[Rachewiltz 2007]等に訳注があり、『通制条格』巻第一七「賦役」三七六における「阿速」に対しては、『通制

条格の研究記注』一九七五」があり、『経世大典』「輿地図」の「阿蘭阿思」即ち「アラン・アス」については、[Breitschneider 1888]があり、いずれも参照する価値がある。また、[Pelliot 1939]は、史料の分析に見るべき所が多く、研究者に必見である。

アラン（アス）人は、ユーラシアの広範な地域において長期間にわたって活動したため、彼らに関する諸史料は多言語に及び、その全体的な把握は著しく困難であった。しかし、二〇世紀最後の年である西暦二〇〇〇年に、ブリルBrill版『東洋学手引』叢書の一冊として、A・アルマーニによる『アラン人に関する諸資料』[Alemany 2000]が刊行され、アラン人の歴史を研究するための環境は格段に改善された。本書には、ラテン語、古代ギリシア、中世ラテン語、ビザンティン、アラビア語、アルメニア語、カタルーニャ、グルジア、ヘブライ、イラン、モンゴル、ロシア、シリア語、漢語の諸文献におけるアラン（アス）人に関する情報が広く紹介され、一部については史料の英訳と原文が引用されており、利用に甚だ便利である。また、書誌においては、西欧における研究文献が列挙されており、これもまた、先行研究を把握する上で極めて有益である。但し、ロシア語による研究文献はごく僅かしか挙げられておらず、漢語による研究文献は皆無である。日本にもアラン人に関する研究が僅かながら存在するが、もちろん、それらも挙げられていない。このような欠点もあるが、本書の刊行が、今後の中央ユーラシア研究の進展に大きく寄与することに、疑いの余地はない。

本稿では、これら先行諸研究の成果に拠りつつ、V・I・アバエフによる時代区分の第三期に相当する時期における、ユーラシアの東と西とに移動したアス（アラン）人の動向を追って行こうと思う。

2 モンゴル帝国期におけるアス（アラン）と、その宗教をめぐる

本章では、まず、集団としてのアスとアランの概念を明らかにしておきたい。

アスとアランは、習俗と宗教は同じであるが集団としては異なる、と述べる史料もあるが、少なくともモンゴル帝国期においては、両者は同一の集団と見做されていたようである。しかし、両者を、宗教的に異なる別集団であるとする解釈がある。即ち、「村上 一九七六」の主張、「アランがギリシア正教を信ずる古い住民であるに對して、アスとは南方のエルブルス山脈方面から西部に移住してきたイスラム系のもので、やがてアス族の勢力が強くなつてアランの名称は消え去るにいたつた」というものである。確かに、イブン・バットウータ Ibn Battuta の旅行記における、所謂「キプチャク汗国（金帳汗国）」の首都、サライに関する記載「家島 一九九九」において、「町〔引用者注…サライ〕には様々な集団クワイフがあり、そのなかにはムグル〔人〕が含まれる。……またアス人が含まれ、彼らはイスラム教徒たちである。さらにキフジャク（キプチャク）人、ジャルカス（チエルケシユ）人、ルース人やルーム人（ギリシャ人）〔など〕が含まれ、彼らは「いずれも」キリスト教徒である」とあり、アス人はイスラム教徒であると明記されている。

しかし、少なくともモンゴル帝国期における諸史料の用例に拠る限りでは、アランとアスを別の集団であると區別して、さらに両者は互いに宗教が異なる集団である、と考えることは困難である。

まず、ブリディアの報告書の第三四節において「タルタル人が従えた地方の名前」が列挙された箇所「ブリディア 一九九五—六、Alemany 2000】において、「アス人 Azzi と称するアラン人 Alani】（Alani qui dicunt se Azzos）とあり、また、カルピニの旅行記において、モンゴル人が征服した地域・集団名を列挙した箇所 [Menestó 1986:

Alemamy 2000] に、「アラン人あるいはアス人」(Alani sive Assi)とあり、ルブルク [Wynngaert 1929; Alemamy 2000]にも「アラン人あるいはアース」(Alani sive Aas) などとあり、これらの記載に従えば、モンゴル帝国期において概念的にアランとアスは同一の集団と見做されていた、と考えなければならない。そして、彼らは、ブリディアの第二四節「ブリディア 一九九五: Alemamy 2000」に「そしてバティは、大都市オルナスへ向かった。そこには、キリスト教徒のガザル人やアラン人、その他いろいろな地方出身のサラセン人が大勢住んでいた」とあるのをはじめ、カルゴニ Carpini の第五章 [Menesio 1986; Alemamy 2000] に、「そ」〔引用者注: Ornas〕には多くのキリスト教徒、即ち、ガザル人 Gazari やルテニア人 Ruteni 〔引用者注: ルーシ人に同じ〕やアラン人 Alani やその他がいた」とあり、その他、ベネディクト Benedict [Wynngaert 1929]、ルブルク Rubruc [Wynngaert 1929; Alemamy 2000]、マルコ・ポーロ [Marco Polo 1559; Marco Polo 1928] 等において、ひとしくキリスト教徒であると述べられている。

また、元朝皇帝のもとに親衛軍として仕えた阿速^{アス}は、カトリック教徒による中世ラテン語文献においては、悉く「アラン人 Alani」と称され、キリスト教徒であったと明記されている [Wynngaert 1929]。即ち、マリニョリ——マリニョラのヨハネス Giovanni (Joannes) de Marignoli (Marignola) 修道士——の報告文「家人 一九六六」に、「更にアラニ〔引用者注: アラン人〕と呼ばれて、東洋の全王国を支配する、三万以上もいる全王国の王侯達は、實際的にまた名儀上のキリスト教徒で、みずからを教皇の奴隷と呼んでフランク王国のために死ぬ準備ができています」とあり、ここには誇張が認められるものの、アラン人がキリスト教徒であったことが明記されている。彼らは、元末、トゴンニテムル(恵宗。順帝)の治世が始まって間もない一三三六年七月八日、ローマ教皇ベネディクトゥス一二世のもとに書簡を送り、彼らのもとに遣外使節を派遣することを要請した。⁵⁾その書簡には、フティム^{フティム}以下、アラン人の有力者たちの名前が挙げられている [Moule 1930] が、このフティムは、『元史』卷一三二「杭忽思列伝」に見える阿速国主の後裔である福定に比定される [Pelliot 1914; Alemamy 2000]。⁶⁾

従つて、言うまでもなく、元朝下の「アラン人」は「阿速」に他ならず、元朝においてもアランとアスとは概念的にほぼ同一であつたと考えられる。

ところで、先述のマリニヨリの報告文によると、元朝末期のアラン人即ち阿速はキリスト教徒であつた、とされるが、漢籍には、元末における阿速を「回回」——普通、イスラーム教徒（ムスリム）を指すものと理解される——と記したものがあつた。即ち、権衡の『庚申外史』である。本文献は、史料性の点でいささか問題のある叙述も若干含まれるものの、元末に関する貴重な情報を伝える史料として高く評価されている。その巻上、至正十一年（一三五二）「秋冬」の条に、次のように見える。

「元朝の」朝廷は紅軍の起つを聞き、枢密院同知の赫廝・禿赤に命じて、阿速軍六千ならびに各支の漢軍を領せしめ、額上^(C)の紅軍を討たしむ。阿速は緑睛回回なり。素より精悍を号し、騎射を善くす。河南行省の徐左丞と俱みとなし、勦捕の方においては、漫^(D)に省を加えず。赫廝の軍馬は紅軍の陣の大なるを望見し、鞭を揚げて曰わく、「阿卜、阿卜」と。「阿卜」とは走を言うなり。是において所部は皆、走る。今に至るも淮人は伝えて以て笑をなす。其の後、赫廝は上蔡において死す。徐左丞は朝廷の為に誅せらる。阿速軍は水戦を習わず、水土に服さず、病死する者、半ばを過ぐ。

(A) 劉福通の率いる紅巾軍。

(B) 赫廝は、『元史』卷四二「順帝本紀」五至正十一年四月壬午条に「同知枢密院事黒廝」と見える。禿赤は、『元史』卷四二「順帝本紀」五至正十一年五月壬申条および同十二年八月丁巳条に「同知枢密院事禿赤」と見える。彼らについては、『韓 一九八二』において、大要、次のように述べられている。即ち、

彼ら二人は共に「元朝の同知枢密院事であり、「至正十一年（一三五二）の劉福通が領導する元末農民起義」を鎮圧するために派遣されたため、「元末農民起義に関する論著中」において屢々言及されるが、明末清初の錢謙益が編纂した『国初群雄事略』にお

いて一人の人物として扱われたため、それらの諸研究においては赫廝禿赤が一人の人名であると誤認された。しかし、『国初群雄事略』の当該記事は『庚申外史』に拠っており、後者に従えば赫廝禿赤は二人の人名として解釈される。

(C) 穎上は、穎水の北岸、穎陽のこと。河南省登封県の東に位置する。伝説上の巢父・許由の隠棲の地として知られる。穎水は、河南省登封県の嵩山の西南から東南に流れ、安徽省寿県の正陽関で淮河に注ぐ。

(D) 「阿卜、阿卜」の部分は、本史料のモンゴル語訳「庚申外史」二〇〇五の四一頁には、『abai』即ち「行け」と訳されている。従うべきであろう。「走」即ち「逃げよ」ではない。要するに、主将がモンゴル語で「行け、行け」と命じたにもかかわらず、配下の阿速人はそれに従わなかったのである。

(E) 『元史』卷四七「順帝本紀」一〇至正二八年閏七月丙寅条に、惠宗(順帝)トゴンリテムルの「北行」に対して「失列門及知樞密院事黒廝、宦者趙伯顔不花等」が反対した、とある。これに基づいて、「韓 一九八二」は、「赫廝(黒廝)は至正十一年に上蔡で死んだのではない」と論じている。

ここには、元末における阿速が「緑睛回回」と称されており、緑色の睛を持つ、古典人類学で言うところの「コーカソイド(ユーロペオイド)」的形質を保っていたこと、また、元来、気質が精悍であり、騎射を得意としていたものの、水戦には熟しておらず、河南省の風土に慣れず、過半が病死してしまったこと、が述べられているが、問題となるのは「回回」とある部分である。

ペリオは、「Green-eyed Moslems」と英訳され得る当該の部分「Green-eyed Hui-hui」を取り上げ、「Hui-hui」(回回)という用語の概念を分析し、『元典章』における「Shu-hu Hui-hui」(朮忽回回)はユダヤ教徒を指していること、『元史』巻八において、ネストリウス派キリスト教徒の愛薛[saを回回として]、一六〇〇年頃、「Hui-hui」はイスラーム教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒に対する共通名称として用いられたというマテオ・リッチ Matteo Ricci の指摘があること、その他の事例を挙げ、「回回」がイスラーム教徒のみを指したわけではないことを、具体例をもって明らかにした[Pelliot 1959]。よって、『庚申外史』において阿速が「回回」と称されていることは、彼らがイスラーム教徒であったことを意味するものではない。

ともかく、元末の阿速^{アラス}にはキリスト教徒が少なくなかったのであるが、では、モンゴル帝国期のアラン（アス）人は、キリスト教徒のどの宗派に属したのであるだろうか。

もともとアラン人は、コンスタンティノープルとの密接な関係のもとに、東方正教（ギリシア正教）を信奉しており、モンゴルによって征服された直後においてもそれを維持していた。即ち、ルブルクの第一章 [Wyngeart 1929: *Alemamy* 2000] に、「五旬節の前日 [引用者注：一二五三年六月七日] に、我々のもとに何人かのアラン人 *Alani* が来た [が、彼らは] 其処でアース *Aas* と呼ばれており (*qui ibi dicuntur Aas*)、ギリシアの典礼に従うキリスト教徒 (*christiani secundum ritum Grecorum*) であり、そして、ギリシアの文字とギリシア人の司祭たちを有していた (*habentes litteras grecas et sacerdotes grecos*)」とあるとおりである。

しかし、漢地においてモンゴル（元朝）皇帝のもとに仕えたアス人には、東方正教の信仰を保つことが容易であったとは考え難い。周知のように、モンゴル帝国におけるキリスト教は、ネストリウス派が有力であった。モンテ^{II}・コルヴィノのヨハネス *Johannes de Monte Corvino/Giovanni da Montecorvino* 大司教（一二四七～一二二八）は、カンパリク（大都）において、ネストリウス派による度重なる妨害を受けながらも、多くのキリスト教徒をカトリックに入信させている。即ち、彼の第二書簡 [家人 一九六六: *Dawson* 1965] に、「私は大汗の主な居住地カンパリク市に教会を建立した。私はこの教会を六年前に完成し、鐘楼も造って、その中に三つの鐘をおいた。私はこの教会で洗礼を授けたが、その数は、自分の見積りでは、今日まで約六千人に及んでいる。前に述べた虚偽の誹謗がなかったら、三万人以上に洗礼を授け得ただろう。そして私は、今も度々洗礼を授けている」と記されている。これに対応する記載が、カステッロのペレグリーノ *Peregrino da Castello/Pellegrino da Citta di Castello* 司教（サイトン司教：一三一八～一三三二年七月七日）の書簡 [家人 一九六六] に、次のように述べられている。

大司教ヨハネス修道士が大汗の許に来る以前には、どのような身分の者にせよ、又どこの国の者にせよ、キリス

ト教徒で小さな礼拝堂やキリストの標し^{めしる}を建立することが出来た者は誰もいなかった。それはそういったことを禁じたネストリウス教徒の勢力のためである。ゆえに彼等は離教の誤ったネストリウス派に従うか、又は未信者の道をとるかを余儀なくされた。しかしヨハネス修道士が来てから、彼は神の助けを得てネストリウス教徒の反対にもかかわらず、幾つかの教会堂を建立した。離教のネストリウス教徒を憎んでいた他のキリスト教徒が、ヨハネス修道士に従ったが、とりわけアルメニア人達は現在すばらしい教会堂を建築中で、それを彼に与える意向をもっている。そこで彼も又絶えず彼等の許にいて、他の修道士達にラテン教会を任せた。更にアラニー（引用者注…アラン人）と呼ばれるある善良なキリスト教徒は、（三万人の人々のためにタタール汗から大金をもらつたが）その家族と共にヨハネス修道士の許へ走った。そして、ヨハネス自身も彼等を支持して説教している。

ここから、モンテ^{II}コルヴィノがカトリックに入信させた六千人にはアラン人が含まれていることが確認される。また、大都におけるアラン人の数は三万人と推定されるが、これは、既述のマリニヨリの報告に、元朝全土にアラン人が三万人以上いると述べられているのとも矛盾しない。さらに、モンテ^{II}コルヴィノ到来以前の大都のキリスト教徒は多くがネストリウス派に従うか「未信者」となっていたというが、これは、マリニヨリの報告において、アラン人が「実際的にまた名儀上のキリスト教徒」であると述べられていることの実態をも示している、と考えることができる。

以上より確認されたのは、次の諸点である。

一、少なくともモンゴル帝国期においては、アランとアス（阿速）は、集団名として、ほぼ同一の概念であると認識されていた。

一、アラン（アス）は、元来、東方正教（ギリシア正教）のキリスト教を信奉していたが、元朝の領域内に移住していた人々は、ネストリウス派やカトリックに宗派を改めたり、「未信者」として名目上のみのキリスト教徒と

なっていた。

元末に至るまで、元朝下のアラン（阿速^{アス}）人の多くはキリスト教徒であると見做されていたが、アラン（アス）人のなかには、サライのアス人のようにイスラームを信奉していた人々も存在していた。彼らは、モンゴル支配のもとでイスラームに改宗したのか、それとも、もとよりアラン（アス）人のなかに存在していたイスラームを信仰する集団⁽¹³⁾に由来しているのか、検討する必要があるように思われるが、これは今後の課題となろう。

3 阿速^{アス}人の東方移住の諸相

次に、三万人以上にのぼるといふ元朝のアラン人即ち阿速^{アス}が、いつ、いかなる状況のもとに、どのような経緯で東方へ移住したか、という問題について検討する。

ルブルクの第一八章 [Wyngeart 1929; Alenany 2000] には、「彼（引用者注・バトの子サルタク）から彼の父（引用者注・バト）のもとへの道中、我々は非常に恐ろしく感じられた。彼ら（引用者注・タルタル人）の間に夥しい数がある、彼らのルテナ人 Ruteni とハンガリー人 Hungari とアラン人 Alani の奴隷が、二〇あるいは三〇の集団をなして一緒に集まり、そして、弓矢を持って夜に逃亡し、そして、夜に出会った者を誰でも殺すのである」とあり、モンゴル人のもとに、恐らく戦争で捕虜となったアラン人の奴隷が数多く存在していたことが知られる。よって、元朝における阿速の先祖のなかにも、戦争捕虜として東方に連行された人々がいたことは、容易に推測されよう。

しかし、『元史』に列伝が立てられている阿速については、戦争捕虜として連行されたと記録されているものは存在しない。彼らの列伝を挙げると、次のとおりである（参考のため、記載に基づいた略系図も掲げる）。

① 『元史』卷一三三「捏古剌列伝」

捏古剌 — 阿塔赤 — 教化 — 者燕不花

② 『元史』卷一三三「阿兒思蘭列伝」

阿兒思蘭 — 阿散真〔長子〕
捏古来 — 忽兒都答 — 忽都帖木兒
〔次子〕

③ 『元史』卷一三三「杭忽思列伝」

杭忽思 — 阿塔赤〔長子〕
外麻思〔杭忽思の妻〕 — 乃咬真〔伯答兒の母〕
按法普〔次子〕 — 伯答兒 — 都丹〔福定の兄〕
福定〔次子〕
斡羅思〔長子〕

④ 『元史』卷一三三「玉哇失列伝」

也烈拔都兒 — 也速歹兒〔長子〕
玉哇失 — 亦乞里歹 — 拜住

⑤ 『元史』卷一三二「拔都兒列伝」

兀作兒不罕

馬塔兒沙

拔都兒——別吉連——也連的

⑥ 『元史』卷一三五「口兒吉列伝」

福得来賜——口兒吉——的迷的兒——香山

⑦ 『元史』卷一三五「阿答赤列伝」

昂和思——阿答赤——伯答兒——斡羅思

⑧ 『元史』卷一三五「失刺拔都兒列伝」

月魯達某——失刺拔都兒——那海産

⑨ 『元史』卷一三五「徹里列伝」

別吉八——徹里——失列門

これらのうち、③と⑦は同一の家系である。これら八家系がモンゴルに仕えるに至った事情は、⑦⑨を除く各列伝

に記載がある。そこで、次に、それらを検討する。

まず、オゴデイ・ハーンの治世期に、バトを総帥する西征の一環として、モンケ・グユクラが率いるモンゴル軍が一二三九年十一月、アス（アラン）の城市メゲス *Meghes* を包囲し、翌一二四〇年春、攻略したが、その際、アス出身の馬塔児沙がメゲス攻めに奮戦した。⑤「拔都児列伝」に、「拔都児、阿速氏。……憲宗、潛邸にあり〔引用者注…「モンケ即位以前に」の意〕、兄、兀作児不罕及び馬塔児沙とともに衆を帥いて来帰す。馬塔児沙、憲宗の麦各思〔引用者注…メゲス〕城を征するに従い、前鋒の将となり、身に二矢が中るも奮戦してその城を抜く」とあり、ここから、兀作児不罕・馬塔児沙・拔都児の三兄弟は、メゲスで滅ぼされることになるアス政権から離反したか、または、それとは別個のアス人の勢力であり、メゲス攻略以前に、遠征軍を率いるモンケのもとに帰順したことが知られる。

メゲスはアス（アラン）人の首都として名高いが、当時のアス（アラン）人には統一政権が存在しておらず、モンゴルに滅ぼされたメゲスに拠った政権の他に、モンゴルに帰順した杭忽思（昂和思）を国主とする政権もあった。③「杭忽思列伝」に、「杭忽思、阿速氏。阿速国に主たり。太宗〔引用者注…オゴデイ〕の兵が其の境に至るや、杭忽思は衆を率いて来降す。名を拔都児と賜い、錫うに金符を以てし、命じて其の土民を領せしむ。尋いで旨を奉じ、阿速軍千人及び其の長子、阿塔赤を選び、親征に扈駕す。既にして還るに、阿塔赤、宿衛に入直す。杭忽思、還國し、道に敵人に遇い、戦歿す」とある。これによると、杭忽思は、オゴデイ・ハーンの命により、配下のアス軍千人および長子阿塔赤と共に、オゴデイの親征に扈駕した、とされる。当時、既にオゴデイ自身は親征に出ることがなかったもので、これは、親衛軍としてオゴデイの季節移動に扈従した、という程度に理解すべきものである。そして、杭忽思が帰国した後も、長子の阿塔赤は、オゴデイのケシクとして、モンゴル宮廷に留まったのであった。

杭忽思の帰順に従ってモンゴルに仕え、オゴデイ・ハーンのケシクになったと考えられるのが、玉哇失の父、也烈拔都児である。④「玉哇失列伝」に、「玉哇失、阿速人。父、也烈拔都児、其の国主の来帰に従う。太宗〔引用者注…

オゴデイ)、命じて宿衛に充つ」とあり、この「国主」は、『元史』に従う限り、杭忽思以外の人物は考えられない。恐らく、杭忽思の長子、阿塔赤と共にモンゴル宮廷においてケシクを勤めたのであろう。也烈拔都児は、虎を組打ちにして仕留めた程の豪傑であったため、そのような勇猛さを見込まれて、阿速国主の子息の側近——恐らく、伴当(ノコル nokoi)——となった可能性が高いように思われる。その後も阿塔赤と也烈拔都児は、モンケの征蜀、フビライの対アリクニブケ親征、李璫征伐に加わり、一二七四年、南宋攻撃の際、鎮巢において、宋の降将、洪福の計略によって殺害され、その最期に至るまで行動を共にすることが多かったようである。なお、杭忽思の子、阿塔赤の子孫は、元朝下における阿速の、恐らく筆頭の名門として元末まで続いたが、これは、その家系が阿速国主の家系であったためであると思われる。

また、杭忽思とは別の家系に属し、彼とは別個にモンゴルに帰順したアスの有力者が、阿児思蘭である。②「阿児思蘭列伝」に、「阿児思蘭、阿速氏。初め、憲宗〔引用者注…モンケ。即位前〕、兵を以て阿児思蘭の城を囲む。阿児思蘭、其の子阿散真とともに軍門に迎え謁す。帝、手詔を賜い、命じて阿速人を専領せしめ、且つ其の軍の半を留め、余は悉く之を還し、其の境内を俾鎮せしむ」とあり、阿児思蘭は、自己の軍隊の半分をモンゴルに提供したが、自己の領域の領有を認められたのであった。

杭忽思の政権も、モンゴル支配下において、その存続を認められた。即ち、③「杭忽思列伝」に、杭忽思の没後、「敕して其の妻、外麻思をして兵を領し其の国を守らしむ。外麻思、躬ら甲冑を擐し、叛乱を平ぐ。後、次子按法普を以て之に代う」とあり、彼の政権は、その妻、さらに次子によって継承されたことが知られる。

ところで、カフカスにおける、モンゴルに帰順したアス人の居住域は、モンケ治世期のモンゴル支配下においては、ルーシと同じような地位に置かれていたと考えられる。即ち、モンケ・ハーン(憲宗)は、一二五三年正月、必闐 Digei 別児哥を遣わして、斡羅思(即ちルーシ)・阿思の戸口を統括させ、一二五七年九月、駙馬(クルゲン

kürgen) 刺真の子、乞歹を達魯花赤(darughachi)となして、幹羅思・阿思を鎮守させるため派遣するにあたり、馬・羊を下賜しており、¹⁹⁾ アスに対して、ルーシに対するのと同様の施策を行っている。よって、按法普(杭忽思の次子)や阿児思蘭の地位は、ルーシ諸侯のそれと類似したものであったと考えられる。

彼らアス人が在地支配権をモンゴルによって認められていた、カフカス方面のアス人居住域からは、モンケ治世期にも、モンゴル皇帝に仕えるために、一部のアス人が東方へ移動したようである。即ち、①「捏古刺列伝」に、「捏古刺、憲宗期にありて、也里牙阿速三十人とともに来帰す」とあり、⑧「失刺拔都児列伝」に、「失刺拔都児、阿速氏父、月魯達某、憲宗の時、阿速十人を領して入覲す。阿塔赤に充つ」とある。彼らの配下は三〇人・一〇人と小規模ではあるが、「来帰一」「入覲」と見えることから、彼らは、オゴデイ期に既にモンゴル軍に編入または所属していたアス人ではなく、新たにカフカス方面からモンケ・ハーンのもとに到来したものと考えるべきであろう。²⁰⁾

以上より、アス人が東方へ移住した状況については、次のように総括することができよう。即ち、《オゴデイ・ハーンの統治期において、パトの西征に伴い、戦いに敗れた多くのアス(アラン)人が捕虜となり、モンゴル軍の末端に編入された一方で、モンケらによるメゲス攻撃に前後してモンゴルに服属したアス人有力者は、その配下と共に、一部はモンゴル軍の軍事活動に従い、また一部は、モンゴル宮廷においてケシクとして仕えた。さらに、モンケ・ハーンの時代においても、モンゴル皇帝に仕えるアス人の新たな東方移住が見られた》と。

彼らアス人は、前述の『庚申外史』に「素より精悍を号し、騎射を善くす」とあり、『元文類』巻四一『経世大典』「軍制」²¹⁾に「諸国人の勇悍なる者は、聚めて親軍宿衛となす。而して其の人を以て、名づけて欽察衛・康里衛・阿速衛・唐兀衛と曰く」とあるように、カフカス方面におけるかつての隣人、テュルク系欽察(キチヤク)人等と共に、その勇猛さで知られていた。²²⁾ マリニヨリの報告「家人 一九六六」には、「東方のアラーニ人の上品な種族は彼(引用者注・セムの子エラム)から起つたと云われる。彼らは今日の世界で最も大きく、又最も上品な国家であり、又最

も美しく、勇敢な人々である。タタール人たちは、アラール二人の協力で、東方の王国を獲得したのであり、彼等なしにはタタール人は決して光栄ある勝利は得られなかったであろう」と、極めて誇張された叙述があるが、アラン人が勇敢であること、モンゴルの軍事活動において顕著な働きを示したことに、については、十分に首肯し得るのであろう。即ち、『元史』に列伝を立てられているアス出身者とその一門の事蹟を見ると、彼らは、ウリヤンハダイの雲南遠征(②⑧)、フビライの襄陽攻撃(①)、モンケの四川親征(①③④⑤⑦⑨)、フビライの、アリクブケとの帝位継承戦争(③④⑦)、李璫征伐(①③④⑤⑦)、南宋攻略(②③⑤⑥⑦⑧)、シリギの乱の鎮圧(①③④⑦)、対ハイド・ドワ戦役(③④⑥⑦⑨)、ナヤン・カダーンの乱の鎮定(①④⑤⑥⑧)と、モンケ・フビライ・テムル期の重要な戦役に加わっており、彼らが大いに軍事的貢献を果たしたことに、疑いの余地はない。

また、アス軍団は、元朝の歴史の転換点となった、一三二三年八月の「南坡の変」⁽²³⁾や、「天曆の内乱」における一三二八年の大都派と上都派との攻防⁽²⁴⁾において、軍事的に顕著な役割を果たしており、彼らの活動は、共に皇帝の親衛軍となっていた欽察軍団の活動と同様、元朝史上、非常に重要性を持つていたと認められる。また、彼らは、元末、反乱の鎮定に屢々出動し、元朝のために尽力するところが少なくなかった。⁽²⁵⁾

元朝の北遷後、一部のアス人は明朝に帰服したが、多くは元朝皇帝と共にモンゴル方面に移ったと考えられている。即ち、モンゴル年代記に現れるアスド *Asud* 集団は、元朝の阿速軍団の後身であると考えられている[和田一九一七、岡田一九七五]。明朝の永楽帝と戦いを交わしたことで有名な、モンゴルの有力者、阿魯台(アロクタイ *Arutai*) は、『蒙古源流』等モンゴル年代記に明記されているように、アスドの出身であった。アスドは、元代の欽察軍団の後身であると考えられているハラチン *Qaraiin* 集団との関係が非常に深い⁽²⁶⁾が、それは、先学が指摘しているように、元朝以来の阿速と欽察との緊密な関係が北遷後も継続していたことを証しているよう[和田一九一七、一九五三]。ダヤン・ハーンのもとでモンゴル高原の諸集団が再編成されると、アスドは、六つのトゥメ

ン tümen のうち、右翼のユンシエブ・トゥメン Yüngšiyebü tümen の一部を構成することとなったが、ロブサンニダ
ンジン の『アルタン・トブチ』においてユンシエブ・トゥメンが「ユンシエブ・アスド・ハラチン・トウメン」と称
されている「森川 一九七七」ことから知られるように、アスドはユンシエブ・トゥメンの中でも有力な集団であつ
たと考えられている。しかし、ユンシエブの解体に伴い、アスドは弱体化し、集団としての自律的な活動を絶つ
に至つた。⁽²⁷⁾

アスド集団は、今日、モンゴル「民族」の下位構成要素として現に存在するが、カフカス方面からもたらされたであ
らう彼らの文化（東イラン系の言語やキリスト教を含む）は、管見の限りでは、その痕跡すら残されていないよう
であり、カフカスからの移住に関する連続的な歴史的記憶も失われて既に久しい。しかし、東遷したアス（アラン）
とその後裔は、元朝においてのみならず、東西分裂期のモンゴルにおいても顕著な活動を行い、モンゴル史上にその
集団名を留めたのであった。

4 ハンガリーのヤース人

モンゴル帝国期、アラン（アス）人の一部はハンガリー平原（アルフェルド Alföld）に移住し、定着した。彼ら
はハンガリー語で「ヤース」[jász]——複数形では「ヤースク」[jászok]——と呼ばれる。当該の時代にハンガリーに移
り住んだ集団としては、クマン Cuman 人、即ちキプチャク人——ハンガリー語では「クン Kun」。その複数形は「ク
ノク knok」——が有名であるが、それと比較して、ヤース人の知名度は明らかに低い。そもそも、ヤース人の歴
史、というよりも、彼らの存在そのものさえ、（少なくとも日本では）十分には知られていないように思われる。そ
こで、本章では、ハンガリーに移住したアラン（アス）人、即ちヤース人の移動について、先行研究に依拠しつつ述

べてみたい。

ハンガリー語の「Jász」は、ラテン語の「Jazones」や「Jazyges」、また、スラヴ語でアラン（アス）人を指す「Riči (Yasi)」と同様、「As」乃至「Aas」の語頭に子音「y (j)」が付いた形に基づいている。

現在、ヤース人は、主に「ヤースシャーグ Jászág」(ヤース人の地)と呼ばれる地方に居住している。ソルノク Szolnok 市の北東部にあるヤースシャーグの行政・文化的中心である町、ヤースベレーニュ Jászberény は、ハンガリーの首都ブダペシュト Budapest から東方八〇キロメートルの地点に位置している⁽²⁰⁾。彼らは、言語的にハンガリー(マジヤール)化して既に久しいが、現在もなお、社会的・家庭的慣習における物質的・精神的文化に、アラン人以来の伝統的特徴が残されているという [Kaloev 1996]。

さて、研究上ハンガリーのヤースが注目されるのは、歴史学においてよりも、むしろ言語学においてであるように思われる。それは、一四二二年の日付がある文書の紙背に書かれた、ラテン語と一部ハンガリー語の訳を伴う、四〇のヤース語常用語彙を含む『ヤース語語彙集』*Jassischen Wörterliste / Jasz glossary* と呼ばれる写本(ブダペシュトの国立文書館 Országos Levéltár 所蔵。Catalogue no. D1. 103. 489)が、ヤース語、即ち中世アラン語に関する、数少ない、極めて貴重な言語資料であるからである。この語彙集に記録されたヤース語の単語は、現代オセツト語と密接な関係があることが明瞭である。これによって、ハンガリーに移住したヤース人が少なくとも一五世紀前半までは東イラン系の言語を保持していたことが知られる。ネーメトの「ヤース人、即ち、ハンガリーのアラン人の一語彙表」[Nemethi 1959] は、この語彙集に対する言語学方面からの研究⁽²¹⁾であるが、ヤースの歴史や現況に関する言及もあり、ヤースを知るために必読の文献である。

ヤース人の歴史に関する主な文献を挙げると、まず、最も基本的な文献は、I・ジヤールファーシユの『ヤース人とクマン人の歴史』[Gyárfás 1870-85] である⁽²²⁾。アンドラーシユ・パーローツィ・ホルヴァートの『ベチエネグ人、ク

マン人、ヤース人 中世ハンガリーにおけるステップの諸民族』（英訳）[Horváth 1988] は、ハンガリーに移住したベチエネグ人・クマン（キプチャク）人・ヤース人に関する概説的な著作である。考古学研究成果を豊富に取り入れた本著には、多くの図版があり、『ヤース語彙集』の写真も掲げられている。B・A・カロエフの『ハンガリーのアラン人（ヤース人） 歴史・民俗概説』[Kaloev 1996] は、ヤース人の移動・定住・開拓の概史、彼らの社会制度・経済構造・信仰・慣習についての検討の他、オセセット人出身である著者が、自身と祖を同じくするヤース人の居住地（ヤースシャーグ）へ調査旅行した際の記録も収められている。また、『Alemany 2000] にも、ハンガリーのヤース人に関するラテン語史料の内容が簡単に紹介されている他、ヤースに関連する諸研究の書誌情報がある。さらに、『Bubenok 2004] にも、彼らに関する記載がある。

ヤース人が、いつ、どのようにして、ハンガリー平原にやって来たのかは、史料の欠如により、具体的な状況は皆目わからない。しかし、ヤース人は、遅くとも一四世紀前半までにはハンガリーの地に居住していたことが確認されている [Alemany 2000]。即ち、ブダペシュトの国立文書館に所蔵される一三一八年付ラテン語文書 D.I. 29421 に「*lanclie sue empiricie nacione Jazonice Elysbabeth nominate*」とあり、「エリザベートなる一人の未婚女性奴隷の名前を、ラテン語形容詞「*Jazonice*」が修飾している [Németh 1959]。これがハンガリーにおけるヤースの初例である。また、一三二三年三月八日にアンジュー家のハンガリー国王カール・ロイ・ローベルトによって発令された勅許状——所謂「ヤース白紙委任状」——がある。これは、一八人のヤース人 *Jazones* が、自身の名と自身の一族および仲間の名において、『彼らヤース人を、ケヴェルゲ *Keverge* なる者の諸子息らの支配下・法的権力下から除き、そして、自由人の諸権利を附与し、国王の旗のもとでの軍事的勤務に移す』ようにと請願し、それに対して王がそれらの権限を与えたものである。先行諸研究は、本文書を、ハンガリーにおけるヤース集団の存在の最初の根拠であるとしている [Horváth 1989; Kaloev 1996]。また、一三二五年付の別の文書では、チャバ（ピリシユチャバ *Piliscsaba*）周辺に滞

在するヤース人たち (Jazones circa Chabam commorantes) が、ブダの修道女たちに対する訴訟において、王の御前で聴聞される法廷に召喚されており、そこには四人のヤース人の名前が挙げられている [Nemeth 1959; Alemany 2000]。これらの諸文書に現れる人名の一部は、オセツト語で説明することができるものが含まれているとの由であり [Alemany 2000]、東イラン系のヤース人が、この頃までには集団としてハンガリー平原に移住していた事が確認される。

彼らヤース人は、一九世紀に至るまで、クマン人——クマン人、即ちキプチャク人——との関係が密接であり、モンゴルの西征軍に逐われたクマン (キプチャク) 人が、一二三九年、ハンガリーに到った際、ヤース (アス、アラン) 人も彼らと一緒に西方へ移住したのであろう、と考えられている [Nemeth 1959]。当時、アス (アラン) 人の一部がキプチャク人の一部と行動を共にしていたことは、『集史』「オゴデイ・ハーン紀」からも知られている。即ち、モンケが、キプチャク人の有力集団オルベル族 (オルベルリク ulbarik) の指導者バチマン bacman をヴォルガ川の川中島で破った際、アス as 人の部将 (amir)、カチル = ウクラ qadır ukula をも捕え、殺害している。先述の一二三三年三月八日付「ヤース白紙委任状」に見えるケヴェルゲはクマン (キプチャク) 人である可能性が高いと考えられており [Horvath 1989]、ヤース人とクマン人との関係が窺われる。よって、明確な根拠が存在しているわけではないが、クマン人の移動に従ってヤース人もハンガリー平原に到来したという推測は、十分に可能性が高いように思われる。なお、キプチャク人とアス人との近密な関係は、東方では、元朝下、さらに、モンゴルの東西分裂期以降にまで続いていたが、西方、ハンガリーにおいても、同様の関係が長く継続していたのであった。

ところで、これらのヤース人とは別に、ドナウ＝ブルガリア方面にもヤース人が存在していたことが知られている。即ち、ハンガリーのパラティン伯ニコラウス・コント Nikolaus Kont は、彼自身が捕えたブルガリアのヴィディン Vidin のヤース人たちを、彼らの家族および彼らの財産と共に、ハンガリー国王ラヨシユ一世から贈られ、彼らを

ハンガリーに入植させる許可も共に得た、という一三六五年のラテン語文書がある [Gyártás 1883; Nemeth 1959]⁽³⁵⁾。これらのヤース人は、クマン（キプチャク）人と共に西走したと考えられているヤース人とは異なる経緯のもとに、また、時代的にも後に、ハンガリー平原に到来している。そもそも、モンゴル帝国期には、ブルガリアにもアス（アラン）人の集団が居住していたようである。即ち、ジュチ家の有力王族ノカイの子息チュケは、内紛によりブルガリアに逃亡し、その地でブルガリア皇帝となっているが、エジプトのマムルーク朝におけるアラビア語史料、バイバルス・ル＝マンズリー rukn al-dīn baybars al-mansūrī の『思索の精華』 *zubdat al-fihriyat fi na'ix al-hijrat* および、ヌワイリー al-nuwayrī の『学芸の究極の目的』 *nihayat al-'arab fi funūn al-'adab* によると、チュケが遁走した先は「アスの国々 (bilād as)」であったとされる [Alemany 2000; Tizengauzen 1884]⁽³⁶⁾。ここから、ブルガリア方面にアスの集団が存在しているという情報がエジプトにまで伝わっていたことが知られる。また、ビザンティン史料、ヨアンネス・カンタクゼノス *Iouánnēs Kantakouhénvōs* の『歴史 *Ἱστορία*』によると、ブルガリア皇帝ゲオルギ二世テルテル *Teptepnēs o tou Moussou Basileūs* が一三三二年にビザンティン帝国領内に侵入し、フィリッポポリス *Φιλιπποπόλις* (現プロヴディヴ *Provdiv*) を占領した際、ブルガリア軍にはアラン人 *Αλανοί* の騎馬軍団も加わっていた [Alemany 2000]。彼らは、ブルガリアに移住してブルガリア皇帝に臣従していたアラン（アス）人の集団であると推測されている⁽³⁷⁾。ヴィデインのヤース人は、彼ら、ブルガリアにおけるアス（アラン）人の子孫であると考えるべきであろう。

以上、モンゴル帝国期（およびそれ以降）における、ハンガリー平原へのアス（アラン）人、即ちヤース人の移住について、簡単に紹介した。彼らは、ハンガリーにおけるクマン（キプチャク）人とは異なり、歴史上、顕著な活動を行うことはなかったが、『ヤース語語彙集』を残すことによって、言語学上、大きな役割を果たしたと評することができるのである。

おわりに

モンゴル帝国期におけるアス(アラン)人には、カフカスに留まった人々、モンゴル高原さらに漠地へ移った人々、ハンガリー平原に移住した人々の三集団があったことが確認されるが、そのほかにも、エジプトに移ってマムルークとなった人々がいたことも、忘れてはならないであろう。集団ではなく個人単位で移住した彼らについて、本稿では言及しなかったが、さしあたり、[Alemany 2000]の二七五〜二七六頁と其処に挙げられた諸文献を参照されたい。

また、元朝下のアスに関連して、元朝の官制・軍制における阿速^{アス}の任官・任用の位置付けと軍制の沿革、欽察^{キフチヤク}等、他の諸衛との関係、また、阿速^{アス}の屯田、阿速戸、その他の諸問題についても、本稿では触れる所がなかった。これらは、今後、機会があれば、あらためて取り上げてみたい⁽³⁸⁾。

最後に、アス人が日本の土を踏んだ可能性⁽³⁹⁾について一言したい。『蒙古襲来絵詞』には、苦闘する騎馬上の竹崎季長の先、絵巻の左方に、背に矢が中り血を流しつつ逃げるモンゴル兵の姿が描かれているが、そのモンゴル兵は、古典人類学で言うところの「コーカソイド(ユーロペオイド)」的形質を備えているように見える。幹羅思^{オロス}、即ちルーシ人である可能性も否定できないが、同時期において、アス出身者が多くの軍事活動に従っていたことから類推すると、アスである可能性の方が高いように思われる。そうであれば、『蒙古襲来絵詞』は、アス人が一二七四年にモンゴル兵として日本に上陸したことを伝える資料としての側面をも有することとなるのである。

以上、モンゴル帝国期におけるアス(アラン)人の東西それぞれへの移動について概観した。可能な限り先行研究の成果に配慮したつもりであるが、筆者の浅学非才による、重要な史料・研究の見落としや未把握があると思われる。御寛恕たまわると共に、御教示いただくことができれば幸いである。

(1) 第一期と第二期に相当する時代のアラン人について「石黒 一九八二」は次のように要約する。

アラン族は、前一世紀頃、カスピ海北岸、ドン川流域、内カフカズにいたサルマタイ族から分れたイラン語族で、中国では時代により奄蔡アハツサイ、阿蘭などと呼ばれた。後一世紀にはアゾフ海沿岸と内カフカズに移動し、そこからクリミア半島、外カフカズ、小アジアに進出し、東ローマ帝国を脅やかした。

三七二年、フン族に征服され、その一部は民族大移動に巻き込まれ、ガリア、スペインを経て、北アフリカにまで達した。他の一部は内カフカズに残り、諸族を統一してアラニア国を樹立した。八―九世紀、同国は一時後述のハザール汗国に編入されたが、九―一〇世紀に再建され、ビザンチン(東ローマ)とのさかんな交流によってキリスト教を受容した。この時代、アラン族の文化は栄え、とくにすぐれた美術工芸品が製作された。

(2) 但し、「松田 一九七五」において述べられるのは、「アラン族の西進」そのものではなく、西進前史である。

(3) モンゴル支配下におけるカフカスのアラン(アス)人の動向については、機会があれば別稿において論じたい。

(4) アブル＝フィダー Abu al-Fida 所引のイブン・サイード Ibn Sa'id の情報によると、アフハジアの東に、アラン人の集団 (gawn min al-ālan) が住むアラニヤの都 (madinat 'alāniyya) があり、彼らの近くには、アラン人と習俗・宗教が同じである、アス (al-as) と呼ばれるテュルク人の集団 (gawn min al-turk) がいる、という [Alenamy, 2000]。この「アス」は、テュルク化したアラン集団であるとも考えられる。なお、アラン人の末裔であると考えられるオセツト人は、テュルク系のバルカル Balgar 人を「アースィ [Asi] と呼ぶ、ゲルジアのメグレリ Megreli 人は、テュルク系のカラチャイ Karachay 人を「アラニ Aiani」と呼ぶ [Bailey 1985]。「アラン」と「アス」の概念をめぐっては、オセツト人のみならずカラチャイ人・バルカル人の「民族」形成の問題と併せて、あらためて論じる必要がある。

(5) アラン人の使節は、一三三八年、フランススのアヴィニオンに到着し、教皇に謁見した。教皇の回答の書簡を携えて東行したのがマリニヨリであった。彼は、一三三八年一〇月三十一日、アヴィニオンを出発し、ナポリ、コンスタンティノープル、カッファ、サライ、アルマリクを経てカンバリック即ち大都に到り、一三四二年八月一九日、皇帝トゴンニテムルに謁見した。その後、マリニヨリは、一三四五年一二月二十六日、サイトン即ち泉州を出港し、海路を経て一三五二年、アヴィニオンに帰着した。なお、マリニヨリの旅程と生涯、著作については、「家人 一九六六」において簡潔にまとめられている。

(6) [Moule 1930] 「陸・何 一九八二」を参照せよ。

- (7) 『経世大典「輿地図」および「元史」卷六三「地理志」六「西北地附録」月祖伯には、「阿蘭阿思」即ち「アラン・アス」とあるが、以上に述べた根拠により、これは、同一の概念である「阿蘭」と「阿思」とを併記したか、または、本来「阿蘭阿思」として「阿思」は「阿蘭」に対する注記であったか、の何れかに解釈すべきかと思われる。
- (8) 『学海類編』版『庚申外史』巻上、二三丁表〜二三丁裏。『庚申外史』二〇〇五の三五三〜三五四頁に所収の影印による。
- (9) 当該の「朮忽回回」を含む『元典章』刑部巻五七「禁宰殺・禁回回抹殺羊做速納」の条文は、「馬娟 二〇〇四」において分析されている。なお、「馬 二〇〇三」にも、この部分が取り上げられている。
- (10) 『元史』卷八「世祖本紀」五至元一〇年春正月戊午条に、「改回回愛薛所立京師医業院名広恵司」とある。
- (11) 当該の「緑睛回回」は、「楊 一九九二」においても、「回回」の概念を分析するために取り上げられている。なお、「楊 一九九三」は、哈刺魯人も回回という概念の範疇に含まれていた、と解釈する。
- (12) 『Moule 1930』には「2000 persons」とある。「家人 一九六六」をも参照せよ。
- (13) [Barthold 1987]等を参照せよ。
- (14) 中国では、アラン（アス）人に関する概説的な研究として、「余 一九九二」の第六章「奄蔡」がある。ここには、漢籍における奄蔡・阿蘭に関する記載が分析され、また、漢地に移り元朝のもとで活躍した阿速人に関する言及もあり、比較的短い分量ながらも、十分、参照に値する。また、「陸・何 一九八二」は、元朝における阿速人、欽察人、康里人に関する総合的な叙述であり、同じく、参照する価値がある。「蘇 一九九八」にも、奄蔡から阿蘭、さらに元朝期の阿速に至るアラン人の歴史が概略的に述べられているが、翻訳を含む漢語文献に専ら基づいている（なお、哈薩克の族称を葛薩に遡るとする見解には従い難い）。元朝下のアラン（阿速）人については、[Peliot 1914]における該当箇所は、研究者に必見である。また、彼ら阿速がモンゴル（元朝）皇帝に仕えた状況については、「馬 二〇〇二」「馬建春 二〇〇六」にも、『元史』の關係箇所が引用されている。
- (15) メゲスは、『モンゴル秘史』第二七四節には「篋格梅格（Meger / Merged）」と見える。メゲス攻略については、『元史』には、卷二「太宗本紀」一一年一月条、卷二「定宗本紀」即位前紀、卷一三二「昔里鈴部列伝」以下、諸所に記載があり、ペルシア語史料には、ジュワイニー『世界征服者史』、ラシードドッティーン『集史』「オゴデイ・ハーン紀」に記載があり、[Allsen 1991]において詳細に検討されている。なお、『モンゴル秘史』第二七四節の叙述は時代錯誤。[Minorsky 1952] [Peliot 1959] [村上 一九七六]をも参照せよ。

(16) この事件については、マルコ・ポーロにも記述がある [Marco Polo 1559; Marco Polo 1928]。また、[Peliot 1959] [「通制条格訳

注 一九七五」をも参照されたい。

(17) 阿塔赤の子、伯答兒は、阿速拔都達魯花赤となり、その子、福定は、右阿速衛親軍都指揮使司達魯花赤となり、共に阿速軍団の最高職にあつた。なお、右阿速衛親軍都指揮使司達魯花赤には、時の権力者であつた伯顔と馬扎兒台も任じられている(『元史』卷一三八「伯顔列伝」、同「馬扎兒台列伝」、同「脱脫列伝」)が、他の阿速出身者が就任した事例は知られていない。また、既述のベネディクトゥス二世宛書簡に記されたアラン人有力者の筆頭に挙げられているのも福定である。

(18) 『元史』卷三「憲宗本紀」三年癸丑正月条に「遣必闌別兒哥括斡羅思戸口」とあり、『元史』卷六三「地理志」六「西北地附録」月祖伯に「歲癸丑、括斡羅思・阿思戸口」とある。

(19) 『元史』卷三「憲宗本紀」七年丁巳九月条に「以駙馬刺真之子乞解為達魯花赤、鎮守斡羅思。仍賜馬三百・羊五千」とあり、『元史』卷六三「地理志」六「西北地附録」月祖伯に「歲丁巳……以駙馬刺真之子乞解為達魯花赤、鎮守斡羅思・阿思」とある。

(20) なお、⑥「口兒吉列伝」に、「口兒吉、阿速氏。憲宗の時、父、福得來賜と俱に宿衛に直し、阿速軍二十戸を領す」とあり、口兒吉とその父がモンケ・ハーンのケシクに入つたことが記されているが、彼らがモンケ期にカフカスから移住してきたのか、それよりも以前に既に東方に移つていたのかは、判然としない。

(21) 『歴代詩文総集 元文類』(台北、世界書局、中華民國五一年二月初版)所収の縮印に拠る。

(22) なお、『葉 一九八三』をも参照されたい。

(23) 『元史』卷二八「英宗本紀」二至治三年八月癸亥条、卷一三六「拜住列伝」、卷二〇七「逆臣列伝」 缺失。

(24) 『元史』卷三二「文宗本紀」一 致和元年八月壬子条、天曆元年九月甲戌条、天曆元年二月癸卯条、卷三四「文宗本紀」三至順元年四月丙戌条、卷一一三「捏古剌列伝」教化・者燕不花、卷一三二「拔都兒列伝」別吉連、卷一三五「口兒吉列伝」香山、「阿答赤列伝」斡羅思、「徹里列伝」失列門、卷一三八「燕鉄木兒列伝」。

(25) 『元史』卷四「順帝本紀」四至元六年二月壬寅条、卷四二「順帝本紀」五至正二年閏三月丙申条、卷一九四「忠義列伝」二納速刺丁、卷一九五「忠義列伝」三伯顔不花的斤。

(26) 『明太祖實録』卷一八一 洪武二〇年四月癸未条等。「和田 一九五九」を参照せよ。

(27) モンゴル高原におけるアスト集団の動向については、「和田 一九五九」、および、ユンシエブに関する専論である「薄音湖 一九八六」と「宝音徳力根 二〇〇三」、アストとの関係が深いハラチンに関する専著である「烏雲畢力格 二〇〇五」を参照せよ。

(28) ユンシエブ・トゥメンが解体した後のアスト集団の動向については、「和田 一九五九」および「烏雲畢力格 二〇〇八」に詳細

に分析・検討されている。なお、ユンシエブ同様、右翼トゥメンの一つであったトゥメド *tümed* は、「モンゴルジン *mongγolin*」または「トゥメド・モンゴルジン *tümed mongγolin*」、「モンゴルジン・トゥメド *mongγolin tümed*」とも呼称された〔森川一九七三〕が、それは、トゥメドの中でもモンゴルジン集団が最大・最有力であったためか、または、モンゴルジンが地理的に明に近いことからトゥメドの別称とされたためであると考えられている〔森川 一九七三、一九七七〕。このモンゴルジン集団について、留金鎖は、モンゴル化した阿速人が統轄したウルスに由来している、と論じている〔留金鎖 一九八九〕。この見解が正鵠を射たものであれば、トゥメド・トゥメンの形成にも、アスの後身が関わっていたということになる。

(29) [Kalev 1996] の九頁に「ハンガリーのアラン人(ヤス人)の現代の分布」図としてヤロスシャーク内の略地図が掲げられている。なお、[Németh 1959] の八頁に「ハンガリーにおける中世のヤロス人とクマン人の分布」図が、[Horváth 1989] の五七頁に「ハンガリーにおけるクマンとヤロスの移住地」図が掲載されている。ヤロスシャークの領域は、大クンシャーク——[Kunság] は、クン人(即ちクマン人、キプチャク人)の地——と共に、ティサ川支流のザドバ川とタルナ川の間に位置し、一九八五年の時点において、そこには、一六の大小のヤロス人の村が存在していた[Kalev 1996]。ハンガリーには、他にも、ヤロスシャーク出身者によって造られたヤロス人居住区がいくつが存在しているという。

(30) ネーメトによると、ヤロス人が古い言語を喪失したのは、オスマン朝による支配期(一五四一—一六九九年)においてであり、一六九三年におけるフランツ・フォーリシユ・オトロコツィ Franz Förs Orokoczi の著作『*Origines Hungariae*』に「ヤロス人はハンガリー語を話していると報告されているとの由である」[Németh 1959]。

(31) 本語彙集に関する言語学的研究としては、他に[Ritter 1976]等がある。なお、ハンガリー語における「オセット語」借用語については [Skold 1925] 等がある。

(32) ハンガリー語の著作である本書は、遺憾ではあるが、筆者は未だに参照するに至っていない。なお、ヤロス人に関するハンガリー語の論著は、フォドル・フェレンツとサボー・ラースローの著作 [Fodor 1942; Szabó 1979; Szabó 1982] など、少なからず存在しているが、いずれも筆者は未見である。[Horváth 1989] の二二五—二二七頁を参照されたい。

(33) [Horváth 1989]。本文書は、他のヤロス・クマン諸記録と共に失われたが、写真版が [Gyartás 1883] に収められており、その写真版に基づいた複写写真が、[Horváth 1989] の図版に掲載されている。[Németh 1959] [Kalev 1996] をも参照せよ。

(34) モンケがバチマン(八赤蛮)を破った戦闘については、『元史』卷二「太宗本紀」一九年丁酉春の条、卷三「憲宗本紀」即位前紀、卷五〇「五行志」一、卷六三「地理志」六「西北地附録」月祖伯の条に見え、[Allsen 1983] 他、多くの先行研究において言及さ

れている。なお、オルベル族については、[Golden 1988]を見よ。

(35) [Horvath 1989] [Alemany 2000] をも参照せよ。

(36) [赤坂 二〇〇五]の二七八—一八〇頁を参照せよ。

(37) [Alemany 2000]の二一九頁では、筆者の見解とは異なり、当該のアラン人騎兵は、「恐らく、消滅したノガイ・オルダ *no-gai. Horde* と関連がある、モルダヴィアのアラン人であった」と述べられる。ここで言う「ノガイ・オルダ」とは、マンガト族のエディゲと関係があるノガイ・オルダではなく、ジュチ家の王族であるノカイの政権のことを指しているが、この用語の使用は適切ではない。なお、若干の研究者によって「モルダヴィアのアラン人」と呼ばれる集団は、王族ノカイの軍隊の一部を構成したアラン(アス)人集団に他ならないが、彼らについては、後日、機会があれば、あらためて検討を行いたい。

(38) 中国における諸研究の把握には、「劉 二〇〇六」の関連箇所を参照されたい。

(39) なお、歴史学の学術論文としては問題があるものではあるが、「上間 二〇〇二」には、沖縄——言うまでもなく現在は日本国の領域内にある——の三山時代、今帰仁に拠った北山の最後の王、攀安知の周辺に「アラン的要素が濃厚に見え隠れする」という指摘がある。今後の学術調査・研究の進展を俟つのみ。また、元代アラン人を取り上げた、「上間 二〇〇三」もある。

参考文献

- 赤坂恒明 二〇〇五『ジュチ裔諸政権史の研究』風間書房
家人敏光訳 一九六六 オドリコ著『東洋旅行記』桃源社
石黒寛 一九八一「ヨーロッパに消えたアラン族」(石黒寛編訳『もう一つのシルクロード』東海大学出版会)
上間篤 二〇〇二「元朝に仕えたアラン族」([REHK] 第一〇号)
上間篤 二〇〇三「アラン人士の家系図をめぐって」([REHK] 第一一号)
大久間慶四郎 一九八四「民族大移動とアラン族」(豊橋技術科学大学『人文・社会工学系紀要』六)
岡田英弘 一九七五「タヤン・ハーンの六万戸の起源」(榎博士還暦記念東洋史論叢) 山川出版社
烏雲畢力格(オユンビリグ) 二〇〇五『喀喇沁万户研究』内蒙古人民出版社
烏雲畢力格 二〇〇八「関于蒙古阿蘇特部」(達力扎布主編『中国辺疆民族研究』第一輯、中央民族大学出版社)
韓志遠 一九八一「赫廝禿赤」辨」([史学月刊] 一九八一—五)

『庚申外史』二〇〇五 阿騰生卜爾等 (Baljur, C. Altansumbur, Buyantu) 訳注 民族出版社

蘇北海 一九九八「中垂奄蔡——阿速族考」(『新疆大学学报(哲学社会科学版)』第二六卷第三期)

『通制条格の研究訳注』第二册、一九七五年、国書刊行会

那珂通世 一九〇七『成吉思汗実録』大日本図書

馬娟 二〇〇四「元代伊斯蘭法与蒙古法之間的衝突与調適」(『元史論叢』第九輯、中国廣播電視出版社)

馬建春 二〇〇二「欽察、阿速、幹羅思人在元朝的活動」(『西北民族研究』二〇〇二年第四期)

馬建春 二〇〇三「元代東遷西域人及其文化研究」民族出版社

馬建春 二〇〇六「蒙・元時期回回等西域族類東遷過程疏証」(『回族研究』二〇〇六年第二期)

ブリディア 一九九五—六 海老澤哲雄・宇野伸浩 [C. de Bridia *et* *Historia Tartarorum* 訳・注] (『内陸アジア言語の研究』

X-XI)

宝音德力根 (ボヤンデルゲル) 二〇〇三「応紹不万户の変遷」(『西北民族論叢』第二輯)

薄音湖 (ボヤンフ) 一九八六「関于永謝布」(『内蒙古大学学报(哲学社会科学版)』一九八六年第一期)

松田知彬 一九七五「アラン族の西進」(『イスラム世界』第一〇号)

村上正二訳注 一九七六『モンゴル秘史』3 平凡社

森川哲雄 一九七三「中期モンゴルのハーンとサイトの関係について」(『待兼山論叢(史学篇)』第六号)

森川哲雄 一九七七「トゥメト・十二オトク考」(『江上波夫教授古稀記念論集 歴史篇』山川出版社)

家島彦一訳注 一九九九『大旅行記』4 平凡社

楊志玖 一九九二「回回一詞の起源和演變」(『回族研究』一九九二年第四期)

楊志玖 一九九三「阿兒思蘭家族事迹雜考」(『元史論叢』第五輯、中国社会科学出版社)

葉新民 一九八三「元代的欽察、康里、阿速、唐兀衛軍」(『内蒙古社会科学(漢文版)』一九八三年第六期)

余太山 一九九二「塞種史研究」中国社会科学出版社

陸峻嶺・何高濟 一九八二「元代的阿速、欽察、康里人」(『文史』第一六輯)

劉暎 二〇〇六『元史研究』福建人民出版社

留金鎖 一九八九「滿官真部及其變遷」(『内蒙古社会科学(漢文版)』一九八九年第二期)

- 和田清 一九一九『内蒙古諸部落の起源』日黒書店
 和田清 一九五九『東亜史研究』蒙古篇 東洋文庫
- Abbev V.I. 1985 "Alans". *Encyclopaedia Iranica*. I. edited by Ehsan Yarshater. Routledge & Kegan Paul.
- Alamy A. 2000 *Sources on the Alans*. Brill.
- Alsen Th.T. 1983 "Prelude to The Western Campaigns". *Archivum Eurasiae Medii Aevi*, III.
- Alsen Th.T. 1991 "Mongols and North Caucasia". *Archivum Eurasiae Medii Aevi*, VII.
- Bachrach B.S. 1973 *The History of the Alans in the West*. Minnesota.
- Bailey H.W. 1985 "Alans". Additional notes. *Encyclopaedia Iranica*. I. edited by Ehsan Yarshater. Routledge & Kegan Paul.
- Barthold W. 1987 : "Allan". *E. Brill's First Encyclopaedia of Islam 1913-1936*. I E.J.Brill.
- Bretschneider 1888 *Medieval Researches from Eastern Asiatic Sources*, II. London. pp.84-90. "Alan A-az = Alans or Aases".
- Bubenok O.B. 2004 *Alani: Aif v Zolotoj Orde*. Kiev.
- Dawson C. (ed.) 1955 *The Mongol Mission*. London and New York. Sheed and Ward.
- Fodor Ferenc 1942 *A járság elnevezés*. Budapest.
- Golden P.B. 1988 "Cumanica II : The Öberli (Öperli)". *Archivum Eurasiae Medii Aevi*, VI. Peter B. Golden. *Nomads and their Neighbours in the Russian Steppe*. Ashgate, 2003.
- Gyártás I. 1870-1885 *A járs-kunok története*. I-IV. Kecskemét/Szolnok/Budapest.
- Horváth, András Pálóczi 1989 *Rehensges, Cumans, Isajans : Szepe peoples in medieval Hungary*. Timothy Wilkinson (tr.). Budapest.
- Kalcev B.A. 1996 *Vengorskie alani (yasji)*. Moskva.
- Marco Polo 1559 *I viaggi di Marco Polo, nel Navigazioni e viaggi*. 3. Giovanni Battista Ramusio (ed.). Venezia: Repr.: Giulio Einaudi. Torino, 1980.
- Marco Polo 1928 *Il Milione*. Luigi Foscolo Benedetto (ed.). Firenze.
- Menestò E. (ed.) 1986 Giovanni di Pian di Carpine. *Storia dei Mongoli*. Spoleto.
- Minorsky V. 1978 "Caucasica III. The Alān Capital "Magas and the Mongol Campaigns". *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, XIV-2. 1952. Vladimir Minorsky. *The Turks, Iran and the Caucasus in the Middle Ages*. London.

- Moule A.C. 1930 *Christians in China before the year 1550*. London.
- Nemeth J. 1959 *Eine Wörterliste der Jassen, der ungarländischen Alanen*. Berlin.
- Pelliot, Paul 1914 "Chrétiens d'Asie Centrale et d'Extrême Orient". *T'oung pao* (增刊), 15. pp.16-25. "13. Alains".
- Pelliot, Paul 1959 *Notes on Marco Polo*. I. Imprimerie Nationale Librairie Adrien-Maisonneuve.
- Rachewiltz (tr.) 2004 *The Secret History of the Mongols. A Mongolian Epic Chronicle of the Thirteenth Century*. 2 vols. Brill.
- Ritter, Ralf-Peter 1976 "Bemerkungen zur ‹Jassischen Wörterliste›". *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae*. XXX (2).
- Sköld, Hannes 1925 *Die ossetischen Lehnwörter im Ungarischen*. Lund — Leipzig.
- Szabó László 1979 *A jász etnikai csoport*. Szolnok.
- Szabó László 1982 *Jász gondolat*. Szolnok.
- Tizenegyzauzen V.G. 1884 *Sbornik materialov, odnoszajščixja k istorii Zolotoj Ordi*. I. Sanktperterburg.
- Wynngaert (ed.) 1929 *Sinica Franciscana*. I. Quaracchi — Firenze.